

明石市文化財保存活用地域計画

(案)

令和3年11月17日

明 石 市

目次

序章	はじめに	1
1.	計画作成の背景・目的	1
2.	地域計画の位置づけ	1
3.	計画期間	2
4.	計画の進捗管理と自己評価の方法	3
5.	地域計画作成の体制・経緯	4
6.	用語の定義	6
第1章	明石市の概要	7
1.	自然的・地理的環境	7
(1)	位置・面積	7
(2)	地名	7
(3)	地形	8
(4)	地質	10
(5)	気象	11
(6)	生態系	12
2.	社会的状況	13
(1)	人口動態	13
(2)	産業	14
(3)	土地利用	16
(4)	交通	18
(5)	景観	19
(6)	法的規制や法的な位置づけ	20
3.	歴史的背景	23
(1)	先史	23
(2)	古代	24
(3)	中世	26
(4)	近世	27
(5)	近代	29
(6)	現代	31
第2章	明石市の文化財の概要と特徴	33
1.	指定等文化財	33
2.	調査によって把握した歴史文化遺産	38
3.	歴史文化遺産の特徴	41
(1)	有形文化財（建造物）	41
(2)	有形文化財（美術工芸品）	46
(3)	有形文化財（歴史資料）	48
(4)	無形文化財	50
(5)	民俗文化財	50
(6)	記念物	52
(7)	文化的景観	53
第3章	明石市の歴史文化の特徴	55
1.	歴史文化の特徴	55
(1)	播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化	56
(2)	古代の足跡を語る歴史文化	58
(3)	明石城下に花開いた歴史文化	60
(4)	海の道・陸の道の歴史文化	62
(5)	近代・現代の明石を形成した歴史文化	64
2.	地域別に見た歴史文化の特徴	66
(1)	明石東部地域	66
(2)	西明石地域	67
(3)	大久保地域	68
(4)	魚住地域	69
(5)	二見地域	70
第4章	歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みと課題	71
1.	歴史文化遺産の調査等の取り組み	71
(1)	埋蔵文化財の発掘調査	71
(2)	市史編さんに関する取り組み	73
(3)	市と専門家、ボランティアが協働して実施した取り組み	73
(4)	地域における把握調査	74
(5)	ヘリテージマネージャーによる把握調査	75

2. 歴史文化遺産を担う人材育成に関する取り組み	75
(1) 学校教育における取り組み	75
(2) 生涯教育における取り組み	76
3. 歴史文化遺産の保存に関する取り組み	76
(1) 指定・登録などの取り組み	76
(2) 文化財保存と景観まちづくり	76
4. 歴史文化遺産の活用に関する取り組み	77
(1) 「歴史のまち」としての観光まちづくり	77
(2) 交流・情報発信	77
(3) 福祉分野と歴史文化の連携	78
(4) 産業との連携に関わる取り組み	79
5. 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題	79
(1) 歴史文化遺産の調査等の課題	79
(2) 人材育成の取り組みの課題	80
(3) 保存の取り組みの課題	81
(4) 活用に関する課題	82
(5) 体制づくりに関する課題	84
第5章 歴史文化遺産の保存・活用の方向性と措置	85
1. 歴史文化遺産の保存・活用の目標	85
2. 歴史文化遺産の保存と活用のための基本方針	87
3. 基本方針に基づく措置	89
(1) 基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みに関する措置	90
(2) 基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進めるための措置	91
(3) 基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置	92
(4) 基本方針4 歴史文化を活かした愛着もてるまちづくりを推進するための措置	94
(5) 基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置	96
第6章 重点区域における歴史文化遺産の保存・活用	97
1. 重点区域の設定	97
(1) 重点区域設定の考え方	97
(2) 重点区域の範囲と主な歴史文化遺産	98
2. 重点区域の保存活用計画	99
(1) 重点区域の歴史文化にまつわる歴史文化遺産	99
(2) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題	101
(3) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性	102
(4) 重点区域の事業計画	103
3. 重点区域における事業計画の推進体制	108
第7章 歴史文化遺産の防災・防犯	109
1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題	109
(1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状	109
(2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題	111
2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針と取り組み	111
3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置	112
4. 歴史文化遺産の防災・防犯体制整備の方針と推進体制	112
(1) 災害予防・防犯予防の体制整備方針と推進体制	113
(2) 災害応急対策の体制整備方針と推進体制	114
(3) 災害復旧・復興の体制整備方針と推進体制	114
第8章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	115
1. 体制整備の方針	115
2. 明石市の体制	115
3. 各団体との連携体制	116
4. 市民との協働体制	117
5. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制	118
参考資料	
1. 未指定文化財一覧	参 1
2. 重点区域における未指定の歴史文化遺産一覧	参 27
3. 地域別歴史文化遺産分布図	参 37
4. 地域計画の骨子	参 43

序章

はじめに

1. 計画作成の背景・目的

本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正、本市の各種計画を踏まえ、本市に伝えられている歴史文化遺産の保存・活用に係る方向性を定めたマスタープランであり、具体的な事業も記載したアクションプランである「明石市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という）を作成する。

本地域計画は、歴史文化遺産に多くの市民が興味を持ち、各地域で歴史文化に触れることを通じて、地域総がかりで歴史文化遺産を保存・活用していく持続可能な歴史文化のまちづくりを一層推進することを目的とする。

2. 地域計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく法定計画として作成する。計画作成にあたっては、市政の最上位計画である「(仮称) あかし S D G s 推進計画 (明石市第 6 次長期総合計画)」(令和 4 (2022) 年 3 月策定予定) ならびに市の関連計画と連携し、兵庫県文化財保存活用大綱と整合させたいうで、歴史文化に係る施策を推進する計画と位置付ける。

3. 計画期間

計画期間は、「(仮称) あかし S D G s 推進計画」と合せ、令和 4 (2022) 年度から令和 12 (2030) 年度の 9 年間とする。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

各事業の数値目標として K P I (重要業績評価指標) を設定する。なお、数値目標は、これまでの歴史文化遺産の保存・活用の取り組みのなかで評価すべき項目等を参考に指標とする。また、目標年次は令和 7 (2025) 年度とし、同年度に進捗管理を行った上で、見直しを行う。

5. 地域計画作成の体制・経緯

文化財保護法第 183 条の 9 に基づく明石市関係各課、兵庫県、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、文化財所有者などによって構成される協議会を組織した上で、明石市文化財保護審議会の意見を聴取しつつ、令和元 (2019) 年度から令和 3 (2021) 年度までの 3 カ年で検討した。

6. 用語の定義

本地域計画では、歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義づけ、指定・未指定を問わず、すべての「歴史文化遺産」を計画の対象とする。

また、「歴史文化」とは、歴史文化遺産が置かれている自然環境や周囲の景観、歴史文化遺産を支える人々の活動に加え、歴史文化遺産を維持・継承するための技術、歴史文化遺産に関する歴史資料や伝承等の歴史文化遺産の周辺環境を含む概念を示す用語と定義づける。

序章 はじめに

1. 計画作成の背景・目的

播磨灘に面する広大な段丘面に位置し、特徴的な地勢や豊かな自然環境を基盤として、本市では多種多様な歴史文化遺産（定義については6頁参照）が現代に息づいている。このことは、古くから、畿内や瀬戸内海沿岸地域との交流による人々の生産活動を通じた営みなどを背景として成立してきたといえる。

本市の歴史文化遺産には、明石城跡や太寺^{たいでらはいじとう} 廃寺塔跡など既に文化財保護法・条例に基づいて文化財に指定されているものから、旧宿場町の町並み、漁村集落や農村集落に残る民家やお堂、路傍の石造物、鎮守の森、祭りや講、説話や伝承、タコやタイなどの材料を使った食文化を含め、市民の暮らしの場にあふれている。

しかし、社会経済情勢や生活様式の変化のなかで、都市化による開発の進行によって滅失したもののや、旧集落地域等における担い手の減少、歴史文化遺産への市民の興味・関心が薄れてきていることなどにより存続の危機に瀕している祭りなどの歴史文化遺産も少なくない。

文化財に係る滅失・散逸等の防止が緊急の課題となるなか、従来、価値付けが明確ではなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの整備などを目的として、平成30（2018）年6月の文化財保護法改正により「文化財保存活用地域計画」制度が確立された。

本市においても、先人から受け継いできた歴史文化遺産を観光まちづくりの拠点として、また、本市の各地域の歴史を知るための拠り所として、さらには市民の誇りを象徴する資産として、より一層魅力的なものとして育むことが本市の各種計画にも掲げられている。

このため、本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正、本市の将来に向けた計画である長期総合計画などを踏まえ、歴史文化遺産の保存・活用に係るマスタープランであり、アクションプランである「明石市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という）を作成する。

本地域計画は、歴史文化遺産に多くの市民が興味を持ち、各地域で歴史文化に触れることを通じて、地域総がかりで歴史文化遺産を保存・活用していく持続可能な歴史文化のまちづくりを一層推進することを目的とする。

2. 地域計画の位置づけ

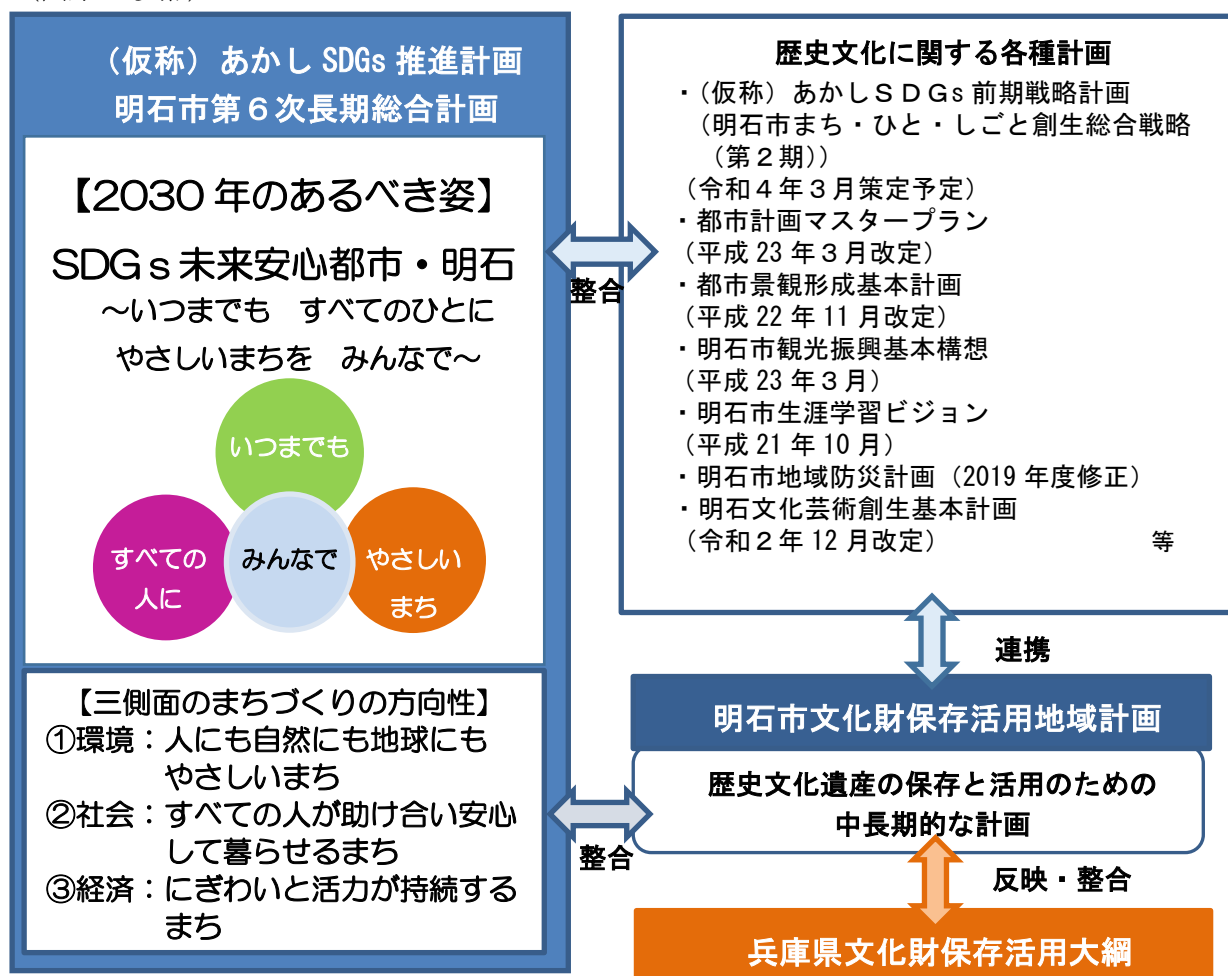
本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画として作成する。計画作成にあたっては、明石市政の最上位計画である「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」(令和4(2022)年3月策定予定、計画期間:令和4~12(2022~2030)年度)を上位計画とする。(仮称)あかしSDGs推進計画では、目指すまちの姿を「SDGs未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」とし、SDGsの理念を反映して、まちづくりの基本理念を以下のとおり、設定している。

まちづくりの基本理念(SDGsの理念を反映)

- いつまでも(持続可能)
- すべての人に(誰一人取り残さない)
- やさしいまち(やさしい社会を明石から)
- みんなで(パートナーシップ)

また、目指すまちの姿の実現に向けた、環境・社会・経済の三側面のまちづくりの方向性として、①環境：人にも自然にも地球にもやさしいまち、②社会：すべての人が助け合い安心して暮らせるまち、③経済：にぎわいと活力が持続するまち、としている。

本地域計画では、歴史文化遺産の保存・活用を通じて、(仮称)あかしSDGs推進計画に基づく各分野の政策・施策を歴史文化遺産の分野から推進する計画と位置づけるとともに、(仮称)あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))、都市計画マスタープランや都市景観形成基本計画、明石市文化芸術創生基本計画、明石市観光振興基本構想、明石市生涯学習ビジョン、明石市地域防災計画などの関連計画と連携して施策を推進する計画と位置付ける。さらに、兵庫県における文化財保存活用大綱を反映、整合した取り組みを進める。(図序-1参照)



図序-1 「明石市文化財保存活用地域計画」の位置付け

3. 計画期間

本地域計画の計画期間は、(仮称)あかしSDGs推進計画に合わせ、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の9年間とする。なお、後述する事業計画については、前半の4年間が経過した後、(仮称)あかしSDGs推進計画と齟齬がないように事業成果の検証・点検を行う。

また、社会経済情勢をはじめ、新たな歴史文化遺産の発見や文化財の指定・登録など、本市の歴史文化遺産を取り巻く環境に変化が生じて軽微な変更が生じた場合には兵庫県を通じて文化庁に報告を行うと共に、計画の見直しが必要となった場合には、計画の再認定を申請して対応する。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本地域計画の目標を実現するためには各事業を着実に進めていくことが必要である。そこで、各事業の点検・見直しなどを通じたPDC Aサイクルを構築するため、各事業の数値目標としてのK P I（重要業績評価指標）※1を下表のとおり設定する。数値目標は、これまでの歴史文化遺産の保存・活用の取り組みのなかで評価すべき項目等を参考に指標とする。また、K P Iの目標年次は、(仮称)あかしSDGs推進計画と齟齬がないよう令和7（2025）年度とし、令和7年度時点の進捗状況の点検と効果検証を踏まえ、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

表序-1 施策展開に向けたK P I（重要業績評価指標）

区分	措置※2	指標	目標値(2025年度)
方針1	(1) 遺跡・武家屋敷跡の発掘調査	調査件数	年1件
	(2) 市史の編さんに関わる調査	市史編さん調査結果の冊子刊行	年1冊
	(3) 生活文化に関わる調査	調査実施数	年1件
	(4) 生業に関わる調査	調査実施数	年1件
	(5) 食文化の把握調査・魅力発信	調査実施数	期間中1件
	(6) 建造物に関わる調査	調査実施数	年1件
	(7) 近代化遺産調査	調査実施数	年1件
	(8) 文化的景観調査	調査実施数	期間中1件
	(9) 史料調査	調査実施数	期間中1件
方針2	(10) 生涯学習機会の充実	生涯学習の場の設定	継続
	(11) 歴史文化コーディネーターの育成	育成コーディネーター数	期間中6人
	(12) 学校への出前授業の実施	出前授業数	年間5校
	(13) 副読本・歴史文化遺産マップの開発	副読本・マップ開発	期間中作成
	(14) 教材開発者や指導者の研修会の開催	研修会開催数	年1回
方針3	(15) 新設文化財収蔵庫の活用	研修会開催数	年1回
	(16) 文化財への指定等	指定等件数	年2件
	(17) 指定等文化財の環境整備	環境整備件数	年1件
	(18) 史跡明石城跡保存活用整備	保存活用整備事業	期間中3件
	(19) 旧波門崎燈籠堂の環境整備	環境整備	期間中一部完了
	(25) 財源確保・支援	修理等支援数	年2件
方針4-1	(26) データベースの作成・更新・共有	データベース更新	年1回
	(27) 国際交流・地域間・広域交流	連携事業数	年1件
方針4-2	(28) 歴史文化遺産観光のコンテンツ拡充	コンテンツ拡充	期間中2回
	(34) 明石市立文化博物館の拠点機能の拡充	展示等の拡充	期間中拡充
	(35) 歴史文化遺産マップ・解説板作成	解説板の設置	年2箇所
	(36) 明石歴史シンポジウム等の連続開催	シンポジウム等の開催数	年1回
方針5	(37) 歴史まち歩き開催	歴史まち歩き開催数	年1回
	(41) 部局間連携による地域づくり	連携事業数	年1件
	(42) 歴史文化遺産保存活用体制の構築	協議会の開催	年1回以上
防災・防犯	(43) 顕彰制度の確立	制度の確立	期間中確立
	(46) 地域防災計画の文化財防災への対応	地域防災計画への条項追記	期間内完了
	(47) 防火訓練の実施	地域単位の防火訓練の実施	年1地区
	(48) 歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成検討	マニュアル作成	期間内完了
	(49) 文化財パトロールの拡充	地域単位のパトロール数	年1地区
	(50) 防災設備の設置への支援	防災設備設置支援数	年2件

※1：K P I（重要業績評価指標）は、目標達成へのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標。

※2：同指標を実現するために実施する主な事業。第5章、第7章の各事業計画の事業番号に対応。

5. 地域計画作成の体制・経緯

本地域計画は、表序-2、表序-3に示す構成によって文化財保護法第183条の9に基づく協議会を組織した上で、表序-4に示す構成の明石市文化財保護審議会の意見を聴取しつつ、表序-5で示す経緯で検討した。

表序-2 明石市文化財保存活用地域計画協議会の構成員

区分 (法第183条9第2項)	氏名	所属・役職	備考
明石市(第1号)	前野 有人	明石市政策局参与(シティプロデューサー)	~令和3年10月
	吉田 貴之	明石市政策局広報部長	令和3年11月~
兵庫県(第2号)	山下 史朗	兵庫県教育委員会文化財課長	令和元年度
	甲斐 昭光		令和2・3年度
学識経験者(第4号)	村上 裕道	京都橘大学教授	会長
	森本 眞一	神戸学院大学非常勤講師	副会長
	竹内 利江	神戸学院大学非常勤講師	
商工関係団体(第4号)	西川 勉	明石商工会議所 事務局長	
観光関係団体(第4号)	樫原 一法	明石観光協会専務理事兼事務局長	
その他教育委員会が必要と認める者(第4号)	西海 英延	宗教法人住吉神社宮司	
	藤本 庸文	明石市連合まちづくり協議会副会長	

※ 役職は令和3年(2021)11月現在

表序-3 明石市文化財保存活用地域計画協議会事務局

所属	氏名	役職*	備考
明石市市民生活局	稲原 昭嘉	文化・スポーツ室文化財担当課長	
	田川 聡司	文化・スポーツ室歴史文化財係長	
明石観光協会	木村 公輔	明石観光協会事務局次長	
明石市政策局	藤田 幸子	シティセールス推進室長兼シティセールス課長	
明石市都市局	谷口 祐二	都市総務課長	
明石市教育委員会	金井 一郎	学校教育課長	

※ 役職は令和3年(2021)11月現在

表序-4 明石市文化財保護審議会委員

分野	所属*	氏名	備考
日本美術史	冷泉家時雨文庫理事長	冷泉 為人	
日本美術史	元甲南女子大学教授	木村 重圭	
日本考古学	小野市立好古館前館長	大村 敬通	
日本近世近代史	神戸大学教授	奥村 弘	
日本民俗学	甲南大学教授	出口 晶子	

※所属は令和3年(2021)11月現在

表序-5 作成の経緯

年月日		内 容
令和元年度 (2019)	8月16日	第1回 明石市文化財保護審議会の開催
	8月20日	第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	12月25日	第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	1月17日	第2回 明石市文化財保護審議会の開催
	3月6日	第3回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	3月26日	第3回 明石市文化財保護審議会の開催
令和2年度 (2020)	11月17日	第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	11月27日	第1回 明石市文化財保護審議会の開催
	12月25日	第2回 明石市文化財保護審議会の開催
	3月11日	第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	3月17日	第3回 明石市文化財保護審議会の開催
令和3年度 (2021)	6月1日	第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	7月13日～ 8月14日	パブリックコメントの実施
	8月13日	第1回 明石市文化財保護審議会の開催
	8月23日	第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	11月26日	第3回 明石市文化財保存活用協議会の開催（予定）

6. 用語の定義

「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物、美術工芸品等）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財（有形の民俗文化財（無形の文化財に用いられる衣装・器具・家屋等）、無形の民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観（棚田、里山、用水路等）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）の6類型をいう。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や伝統的な保存技術も本計画の対象となる。「兵庫県文化財保護条例」や「明石市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じている。一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値が見直されてきている。これらの歴史的・文化的・自然的遺産の価値は、地域の人々の暮らしとの関わりを通じて形成され、相互の関係や周辺環境との関係などにより存立するものである。

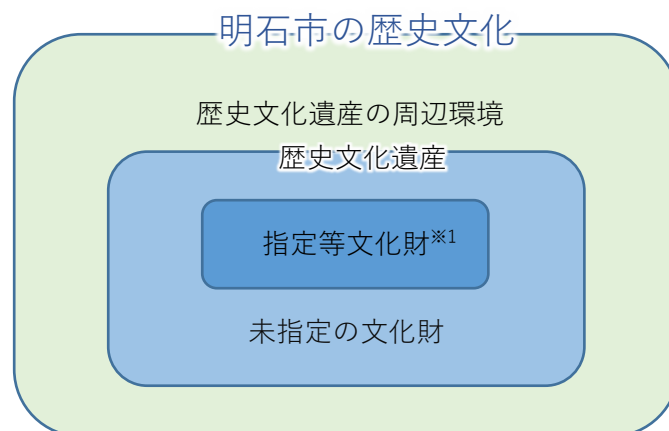
そこで、本地域計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた多様な価値を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義づけ、指定、未指定を問わず、全ての「歴史文化遺産」を本地域計画の対象とする。

また、「歴史文化」とは、歴史文化遺産とそれに関わる様々な要素とが一体となったものであり、歴史文化遺産が置かれている自然環境や周囲の景観、歴史文化遺産を支える人々の活動に加え、歴史文化遺産を維持・継承するための技術、歴史文化遺産に関する歴史資料や伝承等の歴史文化遺産の周辺環境を含む概念を示す用語と定義づける。従って、「歴史文化」ならびに「歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなすものとして、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民の生活をより豊かなものとするもの、市民にとって未来への道しるべとなるものと定義づける。

なお、「歴史文化遺産」は文化庁の指針^{※参考}で示された文化財等の位置づけと整合させるものとする。

※参考：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」

（平成31（2019）年3月4日作成、令和3（2021）年6月14日変更、文化庁）



※1：指定等文化財：文化財保護法令に基づく指定、登録、選択、選定が行われている文化財をいう。

図序-2 歴史文化と歴史文化遺産の構成

第1章

明石市の概要

1. 自然的・地理的環境

本市は、古代より「明石(あかし)」と呼ばれ、日本標準時子午線が通り、播磨灘に面した広大な段丘面に位置する。また、年間を通じて気候は温暖である。

2. 社会的状況

人口は過去10年間、29万人超で推移しており、子育て層を中心とした新たな住民が流入している。産業面でみると漁業や農業、酒造などの地場産業、魚の棚商店街などの商業、創業100年を超える工業生産企業など、多様な産業構造を有している。そのなかで、自然、歴史、市街地、生活景観が一体となった景観が、市内各地域それぞれの特徴を示している。

3. 歴史的背景

- (1) 先史：西脇遺跡や寺山遺跡から出土したナイフ形石器や藤江出ノ上遺跡などから出土した土器などから、この地域で暮らし始めた人々の足跡を辿ることができる
- (2) 古代：二見町や魚住町では、古代山陽道が確認されており、9世紀には淡路島の石屋(現、岩屋)と明石との間にはじめて船と渡し守がおかれた。さらに、明石海峡の潮待ちの港である魚住泊などの築造によって海峡の町・明石の基盤がつけられるなど、古くから人々や物が行きかっていた。
- (3) 中世：中国から入ってきたと思われる碗や壺類が発見され、物流・交流も頻繁に行われるようになった。また、鎌倉時代には須恵器が、室町時代には土器生産も行われるようになったことから、ものづくりの町・明石の由来を知ることができる。
- (4) 近世：安土桃山時代に領主高山右近が船上城を造営、江戸時代には小笠原忠政が現在の地に明石城・明石城下を築いた。また、街道の発達、新田開発、酒造業などの産業振興もあいまって、明治維新まで、城下町、街道筋、新田開発が進められた地区などを中心に町が発展してきた。
- (5) 近代：明治維新後、明石城は、明治6(1873)年に廃城となったが、大正7(1918)年には兵庫県立公園として人々の憩いの場となった。明治時代には、学校や金融機関の創設、山陽鉄道の開通などが進み、明治44(1911)年には夏目漱石が柿落しで講演した中崎公会堂が建設された。大正8(1919)年には明石市制が施行され、現代の町の繁栄へとつながっていく。
- (6) 現代：戦後の復興期を経て、昭和26(1951)年に大久保町、魚住町、二見町が合併し、新明石市が誕生した。昭和35(1960)年には、子午線の町、明石を象徴する明石市立天文科学館が竣工した。しかし、平成7(1995)年の兵庫県南部地震で史跡明石城跡を始めとして多くの歴史文化遺産が被害を受けた。震災後は防災にも力を入れ、令和元(2019)年に市制施行100周年を迎えた。

第1章 明石市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

本市には東経 135 度の日本標準時子午線が通る。兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏に接し、海を隔てて淡路島を望む位置にあり、市の東と北は神戸市と、西は加古川市や播磨町、いなみちょう稲美町と接している。明治 12 (1879) 年に行政区画として発足した当時の明石郡は、神戸市垂水区、西区の全域、須磨区の一部を含む区域であった。現在の市域面積は 49.42 km² であり、南北は最長 9.4km、東西は最長 15.6km、最高地の標高は 94.6m であり、東西に細長く平坦な市街地を形成している。市域は、東から明石東部、西明石、大久保、魚住、二見の 5 地域に区分され、各地域は小学校区などの生活圏のまとまりや土地利用などにより、歴史的つながりが強い。

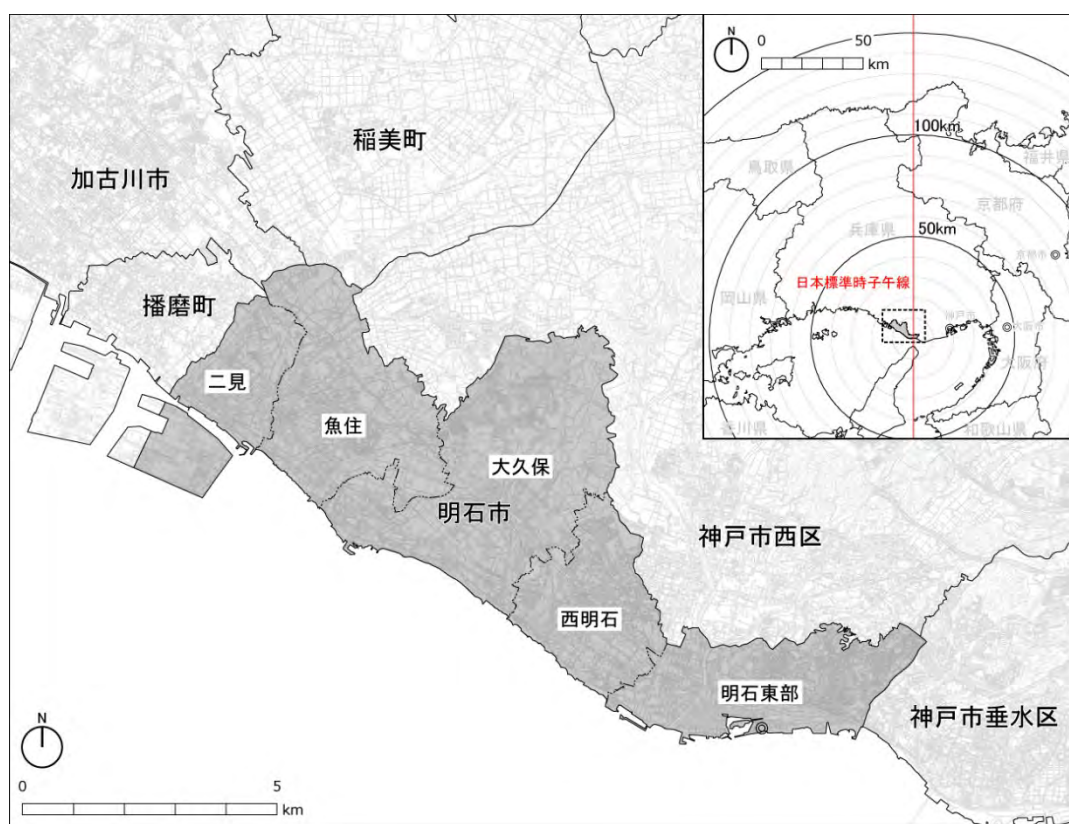


図 1-1 明石市の位置

(基盤地図情報(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/mapGis.php>)を加工して作成)

(2) 地名

「明石」の地名は、『延喜式』には3カ所記載されているが、いずれも「明石郡」と表記されている。『延喜式』に遅れて成立する『倭名類聚抄』にも「明石郡」と表記され、また、室町時代中期の写本とされる大東急本(大東急記念文庫所蔵)には「安加之」の読みがつけられている。加えて、『続日本紀』には明石郡についての記述が3カ所ある。これらのことから、奈良時代、平安時代の初めには公的な文書には「明石」の表記が用いられ、「アカシ」と読まれてきたと考えられる。一方、『日本書紀』の「アカシ」表記は5例あるが、いずれも「赤石」と表記している。このことから「赤石」の表記も、7世紀後半から8世紀にかけて用いられた表記であると考えられる。

(3) 地形

本市の地形は、六甲山系山麓域に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置にあたり、山地がないことが特徴である。市域の標高の最高値は大久保町松陰で 94.6m、最低値は林3丁目で 0.9mである。

地形は、大きく丘陵地、台地段丘、低地で構成される。

台地段丘についてみると、市域東側は神戸市西区からつながる上位砂礫台地、中位砂礫台地で構成され、市域西側は印南野台地につながる中位砂礫台地を構成している。これらの段丘はそれぞれ魚住段丘、西八木段丘と表記される。

段丘堆積物は海成の要素が強く、第四紀後期の海水準変動の影響を強く反映した堆積状況を示している。

印南野台地は、全般に水が乏しい地帯であるが、段丘崖では湧水が見られる地域もある。

また、河川は瀬戸川、中尾川、赤根川、谷八木川、藤江川、明石川、朝霧川が流下しており、瀬戸川、赤根川、明石川及び朝霧川沿いに低地が発達し、厚い沖積層で構成されている。これらの沖積地の河口部では、東西方向に砂嘴が形成される。この砂嘴の背後に低湿地が広がり、古くからこうした地形を利用し、明石や魚住などの天然の良港が築かれた。

明石川流域の市域南部の低地は、市街化が進み、明石市の主要官公庁が立ち並ぶ。

本市では、この低地と台地の南端部に遺跡が認められる。

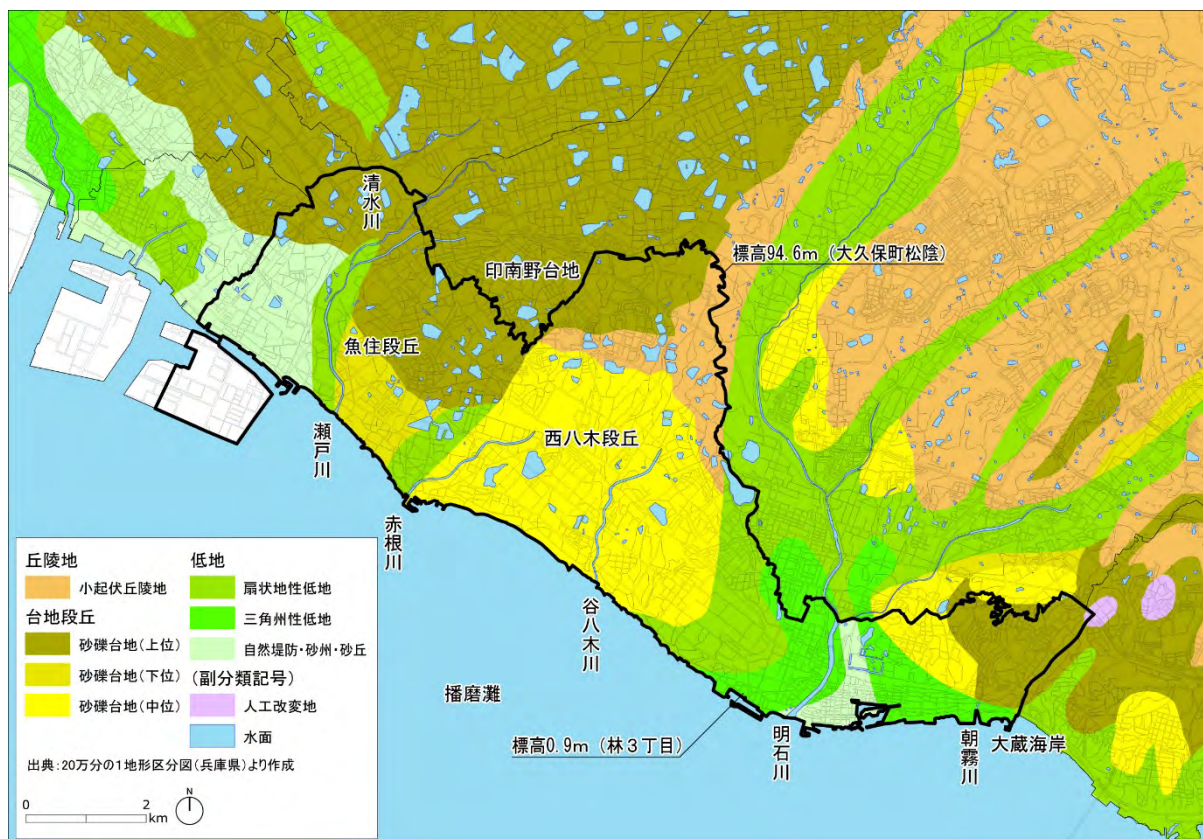


図 1 - 2 明石市周辺の地形区分

(20 万分の 1 土地分類基本調査、地形分類図(国土交通省)

(https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)を加工して作成)

海底の地形についてみると、本市の沿岸は林崎漁港以西に遠浅が続いており、豊かな漁場が存在する。

瀬戸内海の潮汐は、外海に生じた潮汐が潮汐波となって、主に紀伊水道と豊後水道から瀬戸内海に出入りし、内陸側に波及している。

干満の差により発生する激しい潮流によって、林崎漁港の沖合に水深100m以上の断崖が形成されている。

一方、本市沿岸の海域には、砂地の浅瀬が広がっており、水深は5～30mで周囲の海（40m以深）から砂地が盛り上がっている浅瀬があり、「鹿ノ瀬」と呼ばれる。

「鹿ノ瀬」は、播磨灘北東部に位置し、明石川の西側から南西方向に伸び、東西約20km、南北約5kmの範囲で、潮位によってはさらに深浅が大きくなり、中大型船舶にとっては危険水域となる。

海底は砂質～砂礫質で、イカナゴやタイ、チヌ、スズキ、マダコなどの産卵や夏眠場になっており、瀬戸内海随一の「魚の宝庫」といわれる。

「鹿ノ瀬」は、林崎の雌鹿が浅瀬伝いに小豆島まで渡ったと伝えられることが、名前の由来となったとされる。

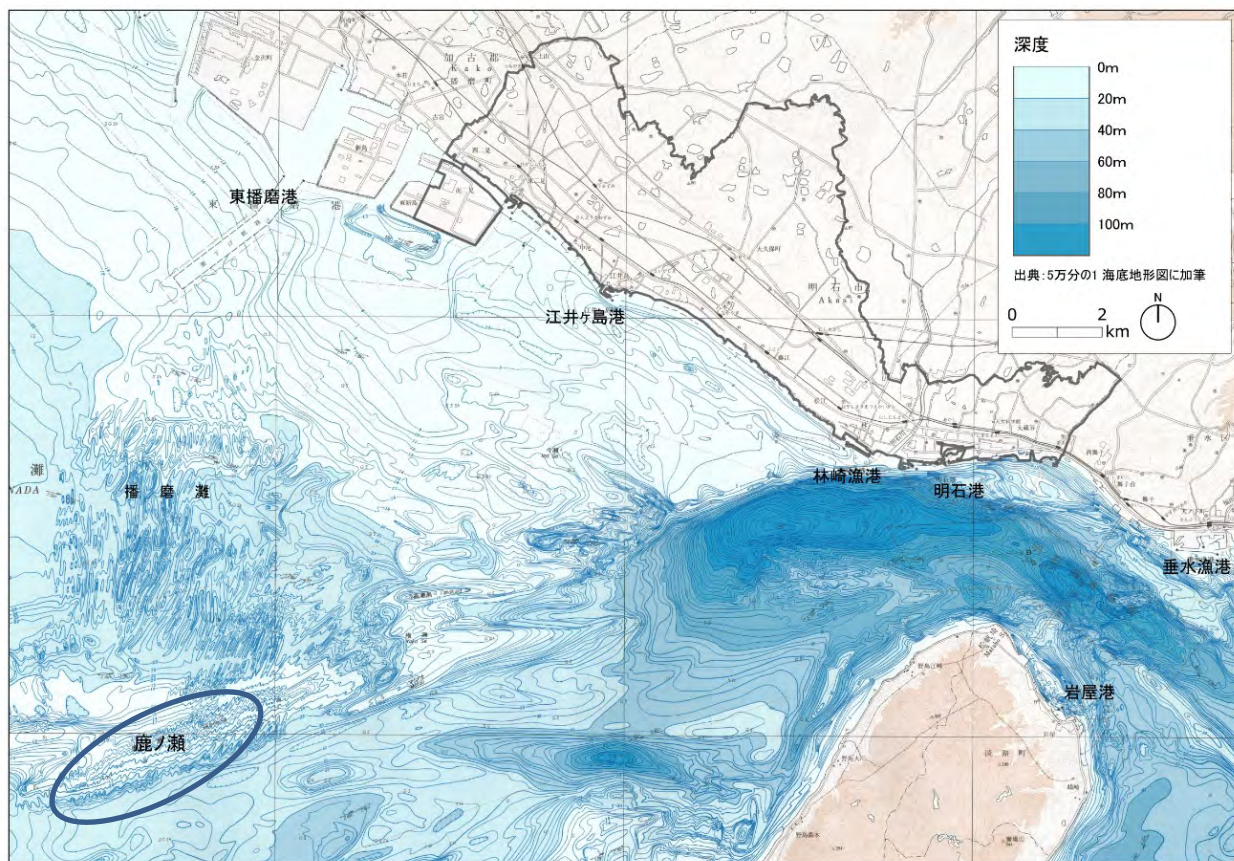


図1-3 明石市沿岸の海底地形
(海上保安庁海底地形図)

(4) 地質※1

本市の地質をみると、多くは砂礫がち堆積物や砂、礫がち堆積物からなり、明石海岸では淡水性粘土層の上に屏風ヶ浦粘土層が載っている。

近畿地方の鮮新・更新世の代表的地層である大阪層群は、砂・礫層・粘土層などから構成され、粘土層は淡水成と海成からなる。大阪層群は、大阪・播磨平野や京都・奈良盆地周辺の丘陵地などに広範囲に分布し、各地域で異なる堆積環境が関与したと考えられる。

明石・播磨地域の第四紀層のうち、本市以北に広く分布する第四紀層は主として流紋岩類や砂岩・礫岩・泥岩などからなる第三紀神戸層群などを基盤として狭隘な地帯に堆積している。第四紀堆積盆地の周縁はこれらの基盤岩類の厚い円磨された礫層からなる。

本市とその周辺及び神戸市西部に広く分布する明石累層は、特に本市外の西及び東に広がる台地周縁の崖や海岸、段丘堆積物の端に露出し、高位段丘層やそれより新しい地層に不整合に覆われている。

明石累層は、古生層、花崗岩・流紋岩類及び中新世の神戸層群を基盤として、砂・礫層、粘土層などからなり、段丘堆積物に覆われている。また最上部には海成粘土層を挟むとされている。

全体の中・上部にシルト～粘土層が比較的発達する層準があるが、本市林崎町から大久保町付近の明石海岸に露出する地層は、この比較的細粒な層相の部分にあたる。この付近の明石累層は、下位より林崎粘土層、藤江層（谷八木砂礫層）、屏風ヶ浦粘土層からなり、これらはすべて淡水層である。林崎町から大久保町付近に分布する林崎粘土層及び屏風ヶ浦粘土層中には、それぞれ林崎火山灰層及び屏風ヶ浦火山灰層が挟まれている。これらの粘土層は瓦生産や陶器づくりにも活用されていた。なお、これらの粘土層からは、アカシズウ化石やメタセコイアの植物化石などが産出している。

※1：『明石地域の地質<地域地質研究報告 5万分の1地質図幅>』平成2（1990）年：地質調査所

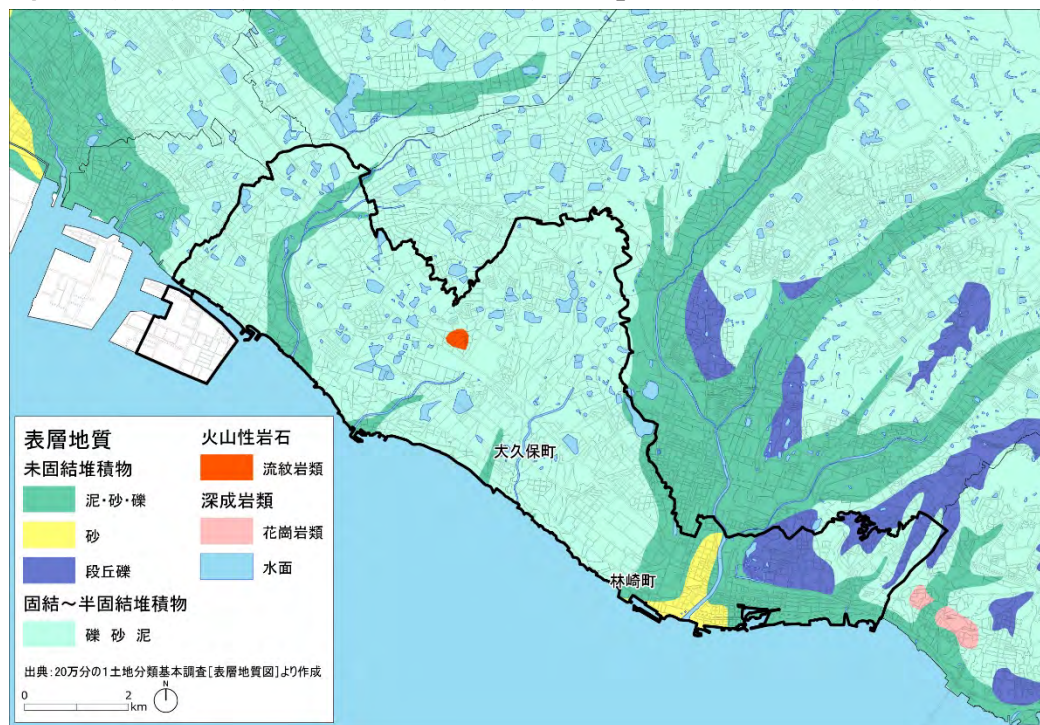


図1-4 明石市周辺の地質図

(20万分の1土地分類基本調査、表層地質図(国土交通省) (https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)を加工して作成)

(5) 気象

本市は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて降水量が少ない。平成31年/令和元(2019)年の年平均気温は16.5℃、最高気温が37.2℃(平成31/令和元年度)、最低気温がマイナス1.6℃(平成31/令和元年度)と比較的温暖である。

また、降水量については平年値1,073mm、日照時間は平年値2,075.5時間と、全国的に見ても雨が少なく、日照時間が長いのが特徴である。(測定地：二見町南二見)

本市の近年の大規模災害としては、平成7(1995)年1月17日に発生した兵庫県南部地震があげられる。同震災では多くの人的被害及び住宅被害もたらされた。

また、平成16(2004)年における一連の台風の襲来は市内の各地に浸水被害をもたらしたほか、市内で初の避難勧告発令、淡路地域などへの災害復旧支援などを経験した。

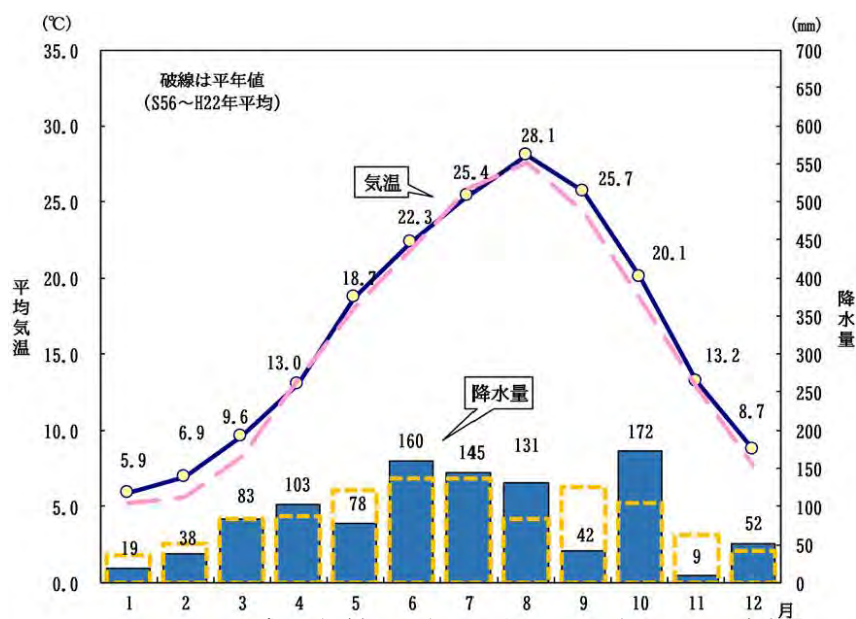


図1-5 平成31年/令和元年明石市の月平均気温・月間降水量
(明石市「明石市統計書 平成31/令和元年版」2019)

表1-1 明石市の気温

年次・月	平均気温			最高気温		最低気温	
	平均	日最高	日最低	極値	起日	極値	起日
平成31・令和元年	16.5	20.5	12.6	37.2	8月13日	-1.6	1月1日
平成31年1月	5.9	9.9	1.9	13.0	5	-1.6	1
2	6.9	10.5	3.3	14.3	4	-0.5	18
3	9.6	13.7	5.4	18.5	21	1.0	9
4	13.0	17.2	8.8	24.3	22	1.8	2
令和元年5月	18.7	23.0	14.7	27.8	25	6.8	8
6	22.3	26.1	19.4	28.8	29	16.4	1
7	25.4	28.6	23.0	32.4	30	20.6	13
8	28.1	31.6	25.4	37.2	13	20.1	26
9	25.7	30.0	22.4	33.3	8	16.6	20
10	20.1	24.2	16.5	29.8	4	10.8	16
11	13.2	17.8	8.6	22.4	18	2.3	29
12	8.7	12.8	4.3	17.7	2	1.8	29

(明石市「明石市統計書 平成31/令和元年版」2019)

(6) 生態系

本市の自然環境は、二次林、ため池、河川、海辺に区分できる。

このうち、二次林についてみると、アベマキーコナラ群集が市域北東部に残り、また、市内各所には小規模ながら、常緑広葉樹林のカナメモチーコジイ群落が生息している。

「生物多様性あかし戦略」(平成 22 (2010) 年度)では、^{おおくぼちょうまつかげしんでん}大久保町松陰新田^{かながさき} 金ヶ崎公園、明石公園を里山林(二次林)の拠点として位置づけている。また、年間を通じて降水量が少ない本市では古くから多くのため池が築造され、現在も 100 を超えるため池がある。これらの二次林、ため池群、河川、海岸・沿岸海域をまとまりのある自然の拠点として選定し、これらの拠点の生物多様性を保全・回復し、相互が結び付き生物多様性のつながりを構築することが重要としている。

神戸市西区や稲美町からつながる本市大久保地域、魚住地域、二見地域に点在するため池は自然度が高く、大久保町西島の^{えいがしま}新池や大久保町江井島の皿池はオニバスなどの希少な湿地性植物が生息する水辺である。

海岸線のほとんどは人工海浜であるが、整備されてから年月が経ち、西明石地域、大久保地域、魚住地域、二見地域の海岸には、ハマゴウやコウボウシバなどの海浜植物が生息し、浅瀬では甲殻類のヤドカリやカニが生息して、鳥類のシギやチドリ類がカニを捕食している姿も見られる。

また、海中に生息するアマモやアオサなどの海草や海藻類は、多くの小型魚類や稚魚などのすみかや産卵場となり、海の基礎生産を担う重要な場所となっている。

さらに、ウミガメも松江から魚住にかけた砂浜で上陸・産卵が確認されている。

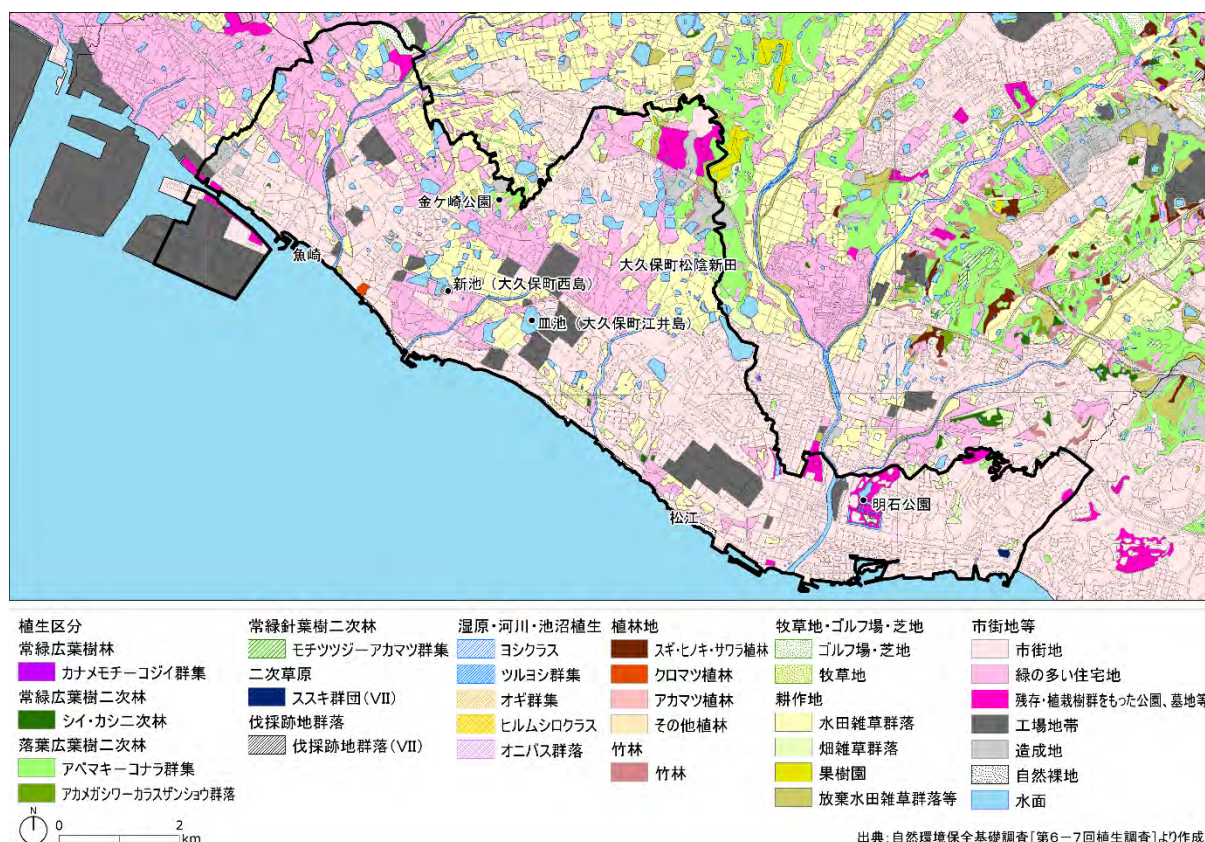


図 1-6 明石市の植生

(自然環境基礎調査(第6・7回植生調査)(環境省生物多様性センター)
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>)を加工して作成)

2. 社会的状況

(1) 人口動態

本市の人口は、過去10年間は29万人超で推移してきた。平成20（2008）年以降わずかに減少した人口も平成25（2013）年以降は人口・世帯数ともに増加し、令和2（2020）年10月1日現在の人口は299,765人である。平成30（2018）年から平成31/令和元（2019）年の年齢（5歳階級）別社会動態の推移をみると、近年の本市における人口増加の主たる要因は、未就学児を中心にした子どもと25歳から34歳までの子育て層を中心とした新たな住民の流入にある状況が読み取れる。

しかし、本市のこれまでの人口動態や今後の政策の予測効果などを加味すると、総人口はゆるやかに減少に転じるものと考えられ、令和42（2060）年の総人口は約292,000人程度^{※1}と推計している。

※1：（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）：令和4（2022）年12月

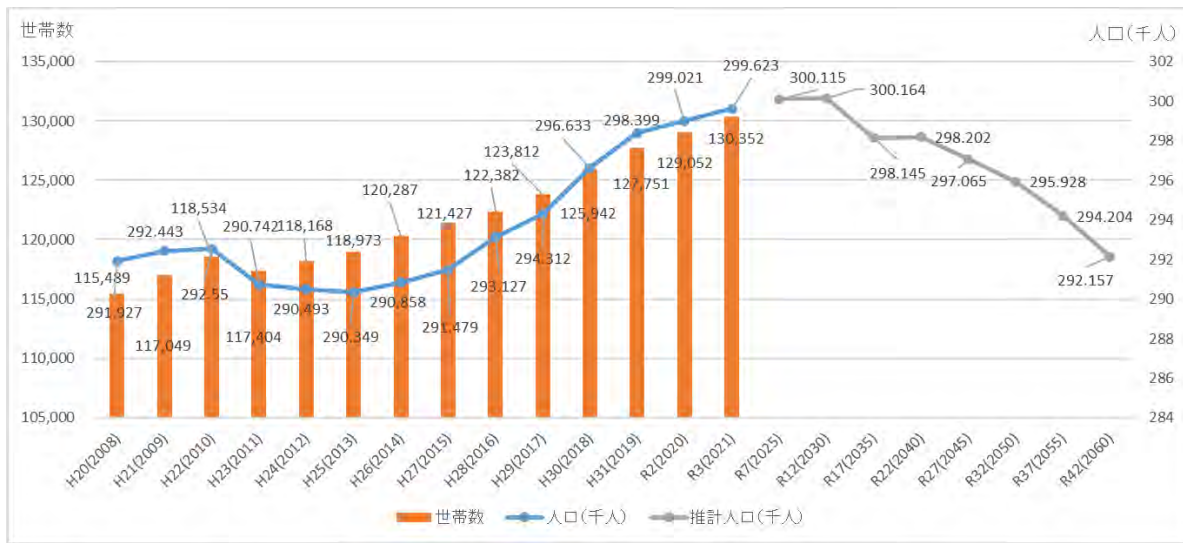


図1-7 明石市の人口及び世帯数の推移（平成20～平成31（2008～2019）年）と将来人口
（明石市統計書令和元（2019）年版）

註：将来人口推計「（仮称）あかしSDGs推進計画素案（2021年4月現在）」2021年11月に改めて推計予定

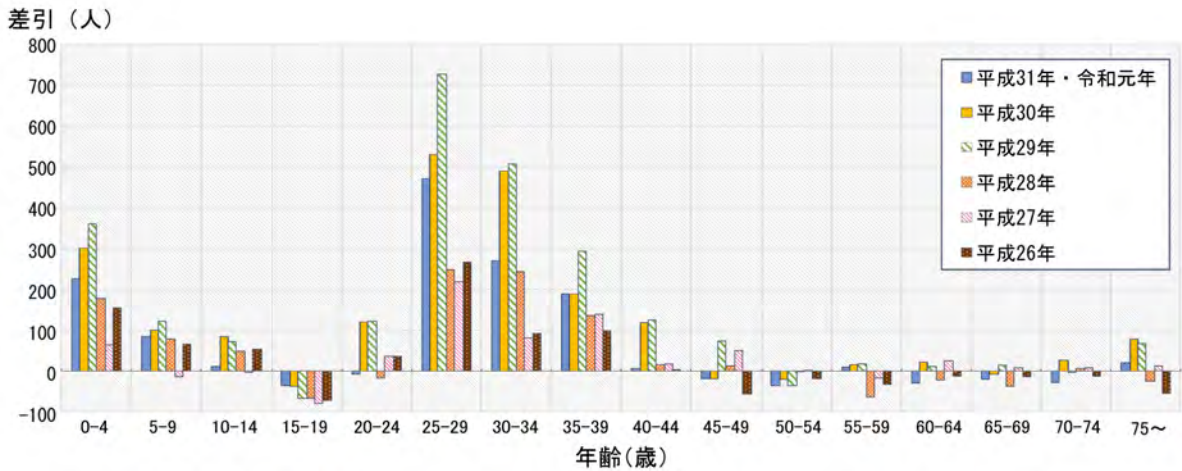


図1-8 平成30年から平成31/令和元年の年齢（5歳階級）別社会動態の推移
（転入数－転出数）

（明石市「人口の動き」令和元年（2020））

(2) 産業

本市の産業別就業人口の総数は平成 27 年国勢調査によると、その他分類を含む 127,816 人である。このうち、第一次産業が 1,380 人 (1.1%)、第二次産業が 32,750 人 (25.6%)、第三次産業が 87,453 人 (68.4%)、その他分類不能 6,233 人 (4.9%) と第三次産業が占める割合が高い。

① 第一次産業

第一次産業のなかで、漁業は本市の代表的な産業であるといえる。市域の東西 16 km にわたって瀬戸内海に接する沖合が日本有数の豊かな漁場であることから、古くから漁業が行われてきた。季節ごとに多様な魚が水揚げされるが、なかでもタイとタコは全国でも特に有名である。これは、海水の流れが速い明石海峡で育つ魚はよく運動し、エビやカニなどのエサを食べて育つので美味であるといわれている。また、冬にはノリの養殖が盛んに行われ、「平成 23 年海面漁業生産統計調査」では佐賀市、熊本市に次ぐ全国 3 位となる 17,960 トンの生産量を誇る。

農地面積は市域の約 8.8% であるものの、キャベツやブロッコリー、スイートコーンなどの野菜が栽培され、神戸や大阪などの大都市圏に出荷されている。また、魚住町清水付近で冬から春にかけて栽培されるイチゴは「清水のイチゴ」と呼ばれ有名である。

② 第二次産業

第二次産業のうち、地場産業としては、本市西部で地下水が豊富にわき出ることから、この水と近くで収穫される米を使った酒づくりが延宝 8 (1680) 年以前から江井島等で行われていたとされ、江戸時代から 300 年以上にわたって行われている。同じく酒づくりが盛んな神戸市の灘に対して「西灘」と呼ばれることもある。

本市では、地場産業以外にも明治時代以降、江戸時代の城下町で蓄積された経済力が基盤となって、漁船や船内のいけすに魚を生きたまま運ぶ^{なません}生船に関連する発動機や帆布の生産などを担う軽工業が発展し、大正時代には特徴的な企業が創業している。一方、昭和の初期からは市街地周辺部に川崎重工株式会社をはじめ重工業が立地するという軽工業と重工業という 2 つの流れがあったことが特徴的である。

高度経済成長期には、二見地域の人工島などの工場では電子部品などの製造業が立地し、兵庫県内では本市が 4 番目に第二次産業従事者や出荷額が多い都市となっている。

本市で生産されている工業製品としては、大型船のエンジン部品やショベルカー、バイク、重さを図る「はかり」、小型船舶などが特徴である。このうち、市内に本社を持つ企業のなかには、船舶用発動機関の製造から発展して大型機械の製造に特徴を持つ創業 100 年以上を超える企業もある。

③ 第三次産業

第三次産業についてみると、表 1 - 2 に示すように、事業所計が 1,365 か所で、就業者数は全体で 11,225 人である。

第三次産業のなかでも特に、「魚の棚商店街」は明石城下町からの歴史を持つといわれ、「市民の台所」であると共に市の代表的な観光地ともなっている。現在の「魚の棚商店街」の場所で商売が始まったのは約 400 年前のことといわれている。初代明石城主・小笠原忠政^{おがきわたたまさ}が長野県松本から明石へ移封されたのが元和 3 (1617) 年で、その翌年から明石城築城を開始し、町の東部を商人と職人の地区、中央部を東魚町、西魚町など商業と港湾の地区、西部の樽屋町や材木町とそ

の海岸部には回船業者や船大工などと漁民が住む地区と町割りがされた。その東魚町、西魚町にあたるのが現在の「魚の棚商店街」の原型になる。「魚の棚」の名称は魚商人が大きな板を軒先にはずらりと並べ、鮮度を保つために並べた魚に水を流していた様子からきている。本市では昔から「うおんたな」と呼ぶ。町ができた当時の東魚町では、鮮魚と練り製品の店が集められ、東魚町より西に位置する西魚町には塩干物の問屋と小売りが並んでいた。元文年間（1736～41）には東・西魚町で鮮魚店が56軒、塩干物店が50軒あったといわれる。大正3（1914）年、土の道であった商店街に石畳が敷かれた。魚を扱うため多量の水を使うことから、水はけの良い御影石が敷き詰められ、早朝から下駄を履いて歩く足音が響いていたという。しかし、昭和24（1949）年の明石駅前大火の後、駅前地区の区画整理事業に伴う整備の際に石畳は撤去されてアスファルト舗装に変わった。さらに昭和36（1961）年に、アーケードが造られた。昭和52（1977）年に藤江に公設卸売市場ができるまで、魚の棚の鮮魚店は仲買と小売りを兼ねていた。毎朝4時になると始まる威勢の良いセリが9時頃まで続き、その後は各店が小売りのための準備にかかる。午前中の小売り後、今度は明石港で水揚げされた昼網のセリが始まって、また活け魚が店頭には並んだ。これが「明石の昼網」と呼ばれた。各商店の家族はほとんどが店舗の2階に暮らし、従業員も住み込み、魚の棚商店街は生活空間でもあり、子どもたちの遊び場でもあった。

昭和62（1987）年には一代目のアーケードの老朽化が進み、現在のアーケードである二代目のアーケードへと改修され、明石市民の利用だけでなく、多くの観光客を迎える商店街として発展してきた。

表1-2 小売業の業態別事業所数、就業者数、年間商品販売額他

	業態分類	事業所数		就業者数		年間商品 販売額 万円	その他の 収入額 万円	売場面積 ㎡	
		法人	個人	人	人				
全市計	合計	1,365	771	594	11,225	10,925	17,279,085	550,854	227,147
	1. 百貨店	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 総合スーパー	2	2	-	567	567	x	x	x
	3. 専門スーパー	64	61	3	2,822	2,778	4,809,482	17,474	86,100
	うちホームセンター	5	5	-	288	252	488,661	13,093	20,729
	4. コンビニエンスストア	53	26	27	962	962	1,062,764	31,718	6,079
	うち終日営業店	44	18	26	830	830	930,391	31,715	5,179
	5. 広義ドラッグストア	32	28	4	488	464	962,056	283	17,352
	うちドラッグストア	26	24	2	379	355	752,081	283	12,598
	6. その他のスーパー	61	39	22	396	381	395,140	19,404	7,824
	うち各種商品取扱店	-	-	-	-	-	-	-	-
	7. 専門店	849	463	386	4,296	4,128	5,805,699	373,146	49,753
	8. 家電大型専門店	4	4	-	118	109	347,064	29,784	6,171
	9. 中心店	266	128	138	1,430	1,397	2,138,965	77,395	28,283
	10. その他の小売店	2	1	1	11	11	x	x	x
	うち各種商品取扱店	2	1	1	11	11	x	x	x
	11. 無店舗販売	32	19	13	135	128	446,695	1,569	-
	うち通信・カタログ販売、 インターネット販売	12	9	3	41	41	85,193	919	-

(平成26(2014)年商業統計調査)

④観光

本市では、食のまち、海峡のまち、歴史のまち、時のまちの4つを観光の特徴としている。食のまちではタコ焼きの原型といわれる「明石焼（玉子焼）」や鮮魚を、海峡のまちでは明石海峡や海岸を、歴史のまちでは明石城跡などの歴史文化遺産を、時のまちでは東経135度日本標準時子午線上に立つ明石市立天文科学館などの施設や設備などの観光情報を発信している。

本市の観光客は、魚の棚商店街ほか、明石公園などへの訪問が多く、年間観光客数は、市全体で令和元（2019）年度は約591万人であったが、令和2（2020）年度はコロナ禍で約363万人となった。明石市立文化博物館の年間入館者数も令和元年度は約8万人であったが、令和2年度は約3.5万人に減少した。

(3) 土地利用

本市は、市域全体が阪神都市圏との強い関わりを持ち、市街地が連坦している。

明治時代には、図1-10や図1-11に示すように、明石周辺、大蔵谷周辺、大窪周辺の町並み、林、江井島、魚住、東二見、西二見などの漁村集落以外の地域は農地が広がっていた。

現在、本市西部の二見臨海工業団地をはじめとして、JR山陽本線及び山陽新幹線の西明石駅南側やJR山陽本線の大久保駅南北に比較的大規模な工場が立地している。商業地はJR山陽本線及び山陽電鉄明石駅周辺のほか、国道2号沿道などに分散して立地している。また、都市的土地利用が進み、あわせて神戸・大阪方面への通勤圏内としての利便性の高さなどから市域の広範囲に住宅地が広がっている。

中心市街地においては、大型商業施設の退店などが続いたが、平成22(2010)年に策定された明石市中心市街地活性化基本計画ならびに第2期中心市街地活性化基本計画に基づき、再開発事業などが進められたところである。郊外部については依然として住宅地としての土地利用ニーズが高く、鉄道駅周辺の高層共同住宅に代わり、戸建専用住宅地の土地利用が伸展している。

市の中部及び西部においては、田や畑などの農用地が点在し、総面積は約490ha^{*1}である。

また、農地に隣接して河川地及び湖沼(ため池)が立地している。ため池の総数は103か所で、農業用ため池で最も大きい皿池や大池、17号池、新池などの大規模なため池の他、オクワハン行事が行われる新池や行基が亡くなった人を弔うために造ったとされる香盤池^{こうばんいけ}など謂れのある池もある。

市の北部においては、大久保町松陰新田地区を中心に山林が占め、総面積は約116ha^{*1}である。

農地の転用は近年増加傾向にあり、主に住宅用地に転用されている。また、工場地帯が減少し、住宅地が増加する傾向も見られる。

※1「平成31/令和元年度明石市統計書」による

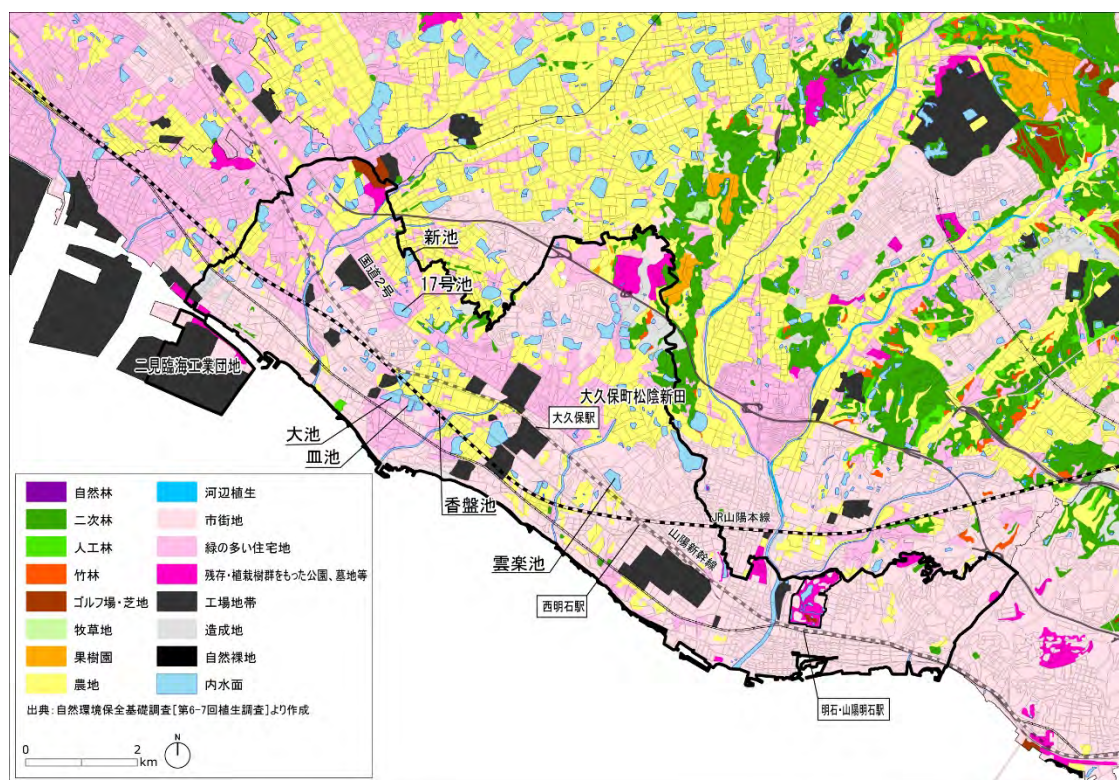


図1-9 明石市の土地利用

(自然環境基礎調査(第6・7回植生調査)(環境省生物多様性センター)(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>)を加工して作成)

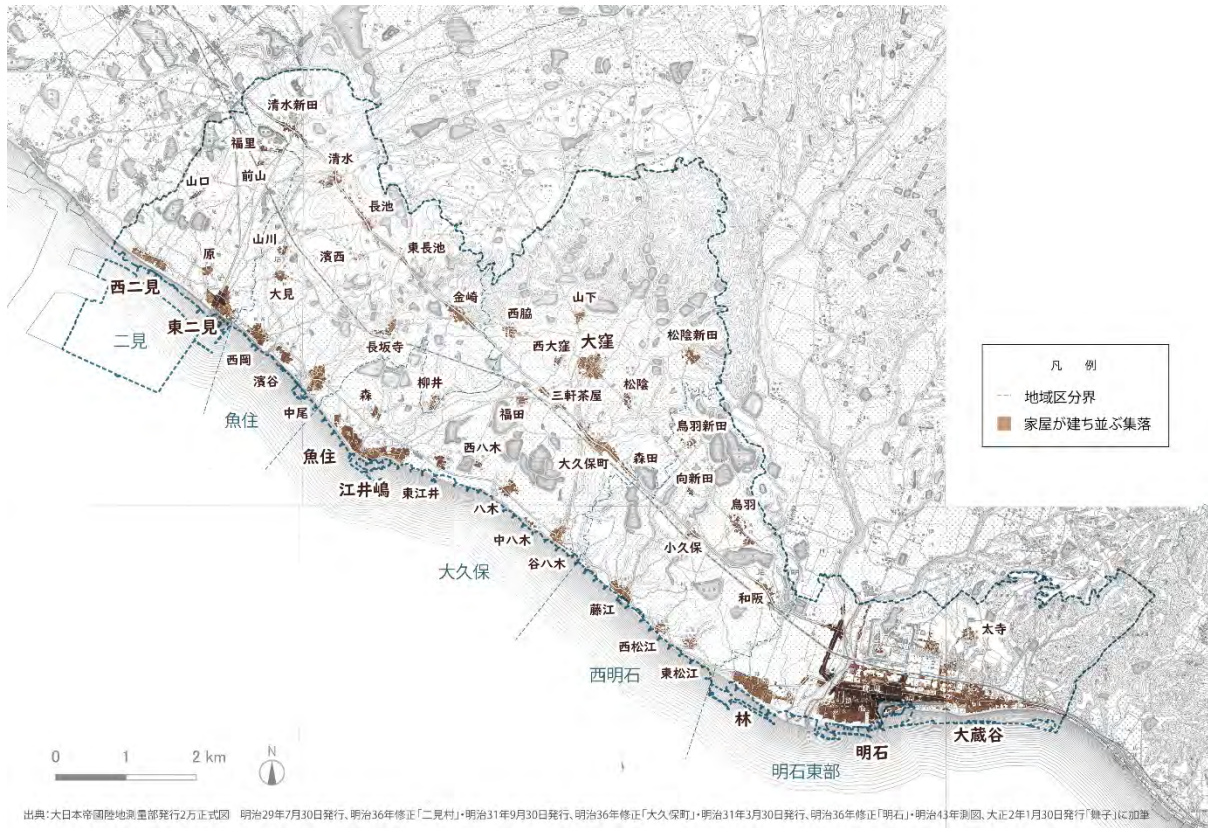


図1-10 明石市全域の明治時代の土地利用(大正元(1912)年発行)

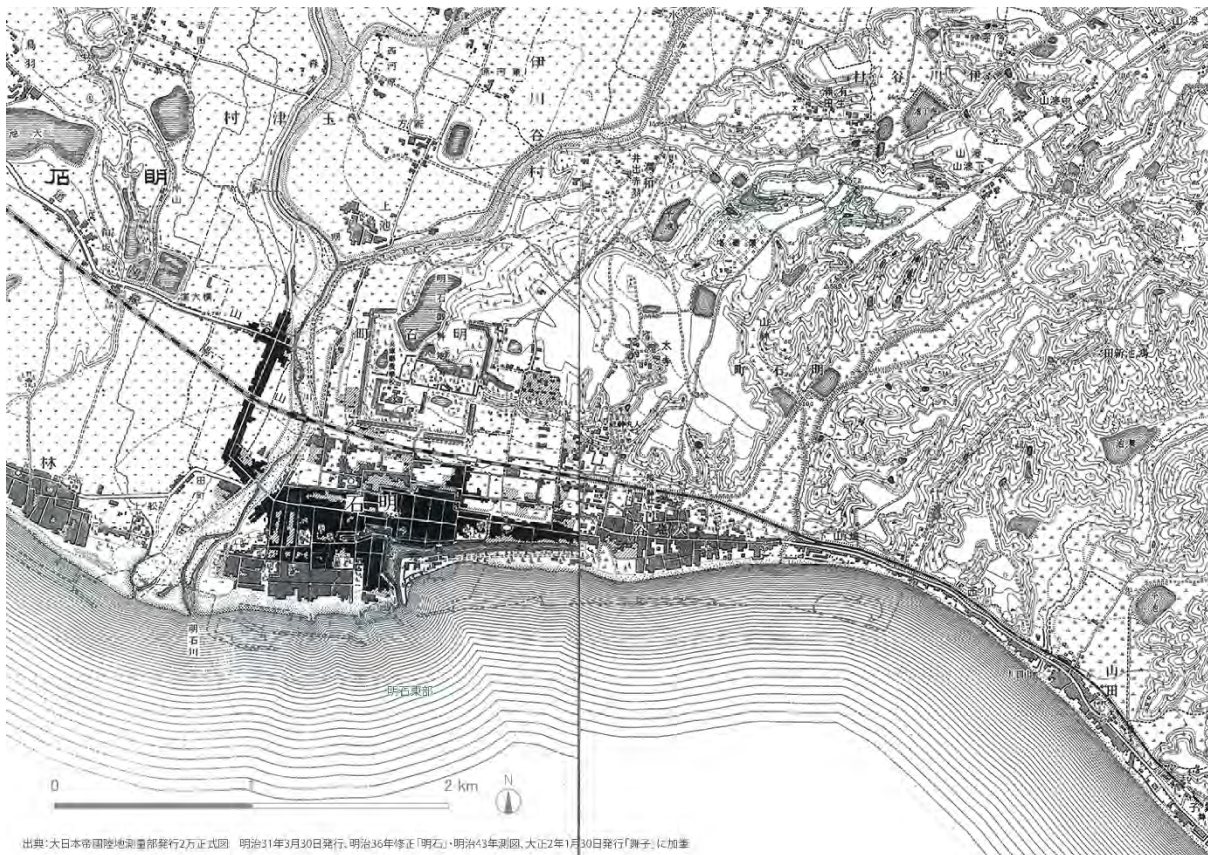


図1-11 明石城下ならびに大蔵谷周辺の明治時代の土地利用(明治43(1910)年発行)

(4) 交通

本市は、神戸や大阪などのベッドタウンとして、鉄道駅を中心に商業・業務地と周辺の住宅地で構成される密度の高い市街地が形成されている。

古くから交通の要衝として発展し、現在ではJR山陽本線と山陽電鉄のほか、山陽新幹線の停車駅が西明石に立地するなど、公共交通機関が充実し、大都市へのアクセス性が非常に高い。JR山陽本線の新快速で大阪駅から約40分、山陽新幹線の利用によって、東京から約3時間30分、博多から約2時間30分で本市に到達できる。

第二神明道路、国道2号、国道250号、県道明石高砂線など東西に走る道路とともに、兵庫県内陸部と結ぶ広域南北道路も順次整備されている。さらに、明石海峡大橋の開通により、人の流れや物流の変化も見られるが、現在も航路により対岸の淡路島とも結ばれている。また、兵庫県の管理による大規模自転車道として県道姫路明石自転車道路が、姫路市の市川橋東詰から高砂市、加古川市、播磨町を通り、本市の瀬戸内海沿いの海岸を経て大観橋西詰まで整備されている。

明石市総合交通計画では人口減少・高齢化や自動車依存の進展、公共交通利用者の減少への対応、近隣市町や南北地域間の連携強化などを課題と位置づけている。主要プロジェクトとして、中心市街地活性化の推進、交通結節点の整備、バス路線網の再編、交通安全対策の充実などを進めている。

なお、同計画に基づき、明石駅付近では、国道2号明石駅前交差点改良や、明石駅前広場再整備、国道2号立体横断歩行者道路整備、中心市街地地区道路整備などを実施している。

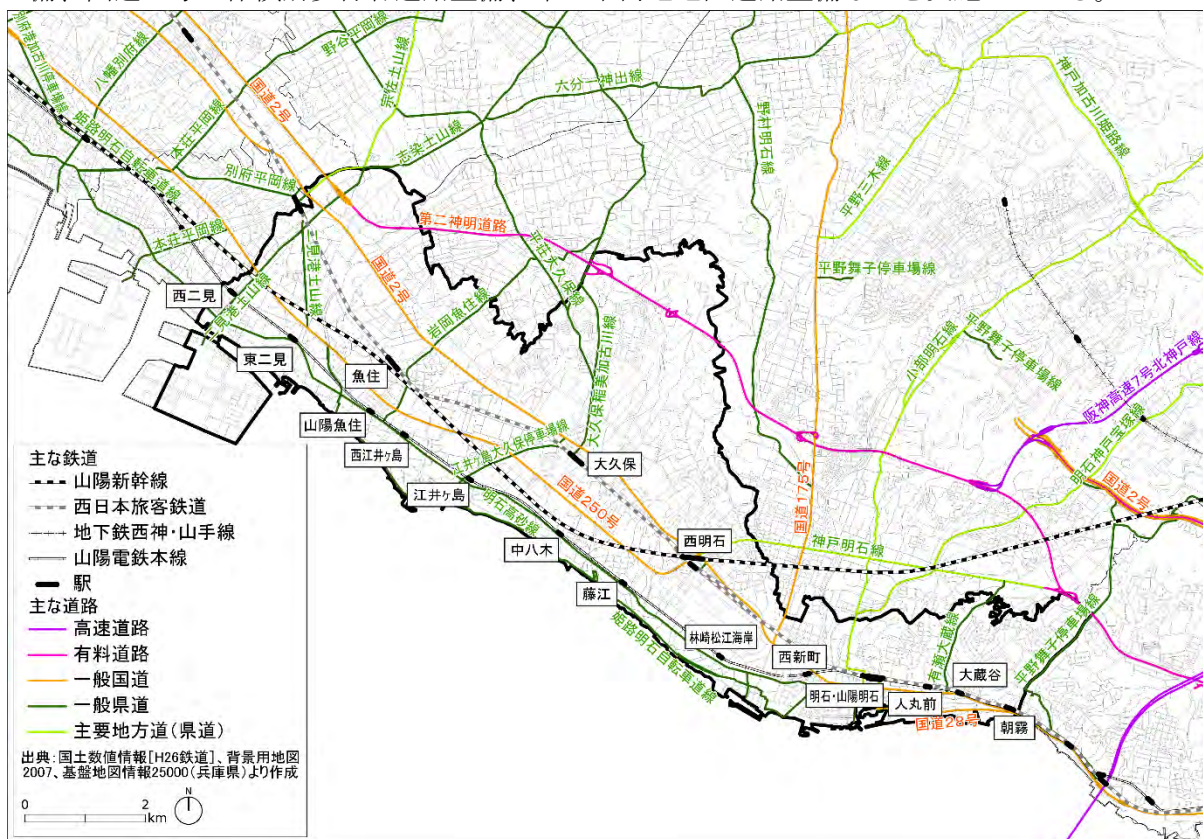


図1-12 明石市の主な交通網

(国土数値情報(鉄道データ)(国土交通省)(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/datalist/gmlold_KsjTmplt-N02.html)
及び基盤地図情報(兵庫県)(国土地理院)(<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)を加工して作成)

(5) 景観

本市の景観は、海岸線や田園・ため池などから形成される「自然景観」、伝統的まちなみや伝統的建造物から形成される「歴史景観」、住宅地、商業地、工業地などから形成される「市街地景観」に大別される。また、地域の生活を反映した「生活景観」を加えると、明石の景観は4つの景観類型で構成される。

自然景観は、大阪湾から播磨灘にかけて残された数少ない砂浜を持つ松江や藤江の海岸線及び、中部や西部に広がる田園やその中に点在する17号池などの多くのため池、明石川や谷八木川などの河川、金ヶ崎公園の緑地などで構成される。

歴史景観としては、明石城跡や織田家^{おたけ}長屋門、西国街道や浜街道沿いの古くからの町並み、酒処である明石を象徴する酒蔵、市民の文化活動の殿堂である中崎公会堂や漁業と深い関連のある住吉神社など、古くからの建造物などで構成される。

一方、市街地景観としては、松が丘や太寺^{たいでら}、高丘などの住宅地、明石駅周辺に代表される商業地、西明石や二見に見られる工業地などで構成される。

自然景観、歴史景観、市街地景観が織りなす明石の景観の特性として、次の諸点があげられる。

明石の景観の魅力のひとつとして、美しい海岸線とそこから望む明石海峡の大景観・眺望景観、時間と共に変化する夕陽の景観などが特筆される。

また、明石は「魚のまち」としての景観をつくりあげている。優良な漁場である明石海峡は、古くから漁業が盛んに行われ、明石を「魚のまち」として成長させた。魚の棚商店街の活気ある風景や昼網のせりの様子、漁港の船溜り、干しダコの風景は、明石の生業を物語る景観である。

さらに、城下町明石の名残をとどめる明石城跡や織田家長屋門のほか、東の灘に対して西灘と並び称される酒処・明石を象徴する酒蔵などは、「歴史のまち」の景観を伝えている。

また、住宅地にある趣のある小径やそこにたたずむ^{ほこら}祠や碑など、暮らしに溶け込んだ本市ならではの景観が存在している。

このように、「明石らしい景観」は、地形や生業、歴史や暮らしなど、本市の地域特性から創出されたものであるといえる。

明石市都市景観形成基本計画では、本市の都市景観の現状と成り立ちを踏まえて景観まちづくりの目標として、「自然にやさしい景観形成」、「歴史をつなぐ景観形成」、「市街地がうるおう景観形成」、「生活に溶け込む景観形成」の4つを掲げ、右図に示すように、大景観、中景観、小景観のゾーン区分と主要な道路軸や河川軸、シンボルポイントやまちかどポイント、歴史ポイントや憩いのポイントにより、今後の景観形成を進めていくものとしている。また、市域外ではあるが、明石海峡大橋や淡路島、播磨なども明石の景観を成しているとしている。

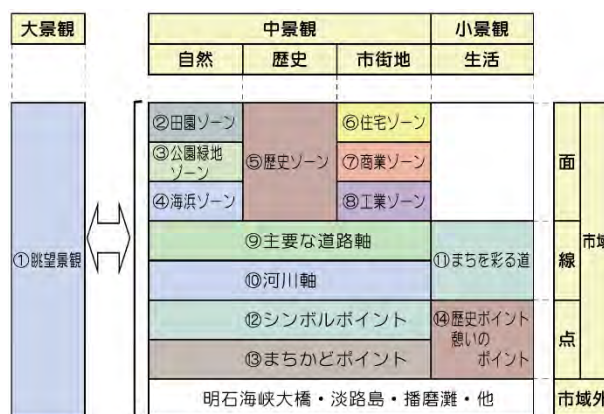


図1-13 明石市の景観類型の設定
(明石市「明石市都市景観形成基本計画」
平成22(2010)年)

(6) 法的規制や法的な位置づけ

①都市計画法

本市では昭和46(1971)年3月に市街化区域及び市街化調整区域の最初の決定がなされ、おおよそ5年ごとに見直しが行われ、現在に至っている。令和2(2020)年の統計によると、市域4,942haのうち、市街化区域は3,889ha、78.7%を占め、市街化調整区域は1,053ha、21.3%である。また、用途地域別にみると住居系用途が70%を超え、そのうち第一種住居地域が29%と最も多い。明石市都市計画マスタープラン(平成23(2011)年3月)では、市街化区域は活力ある商業地と工業地、住みよい住宅地づくりを目指し、市街化調整区域では、農地やため池を緑空間として保全し、集落地を自然と調和した暮らしの場として環境保全に努めるとしている。

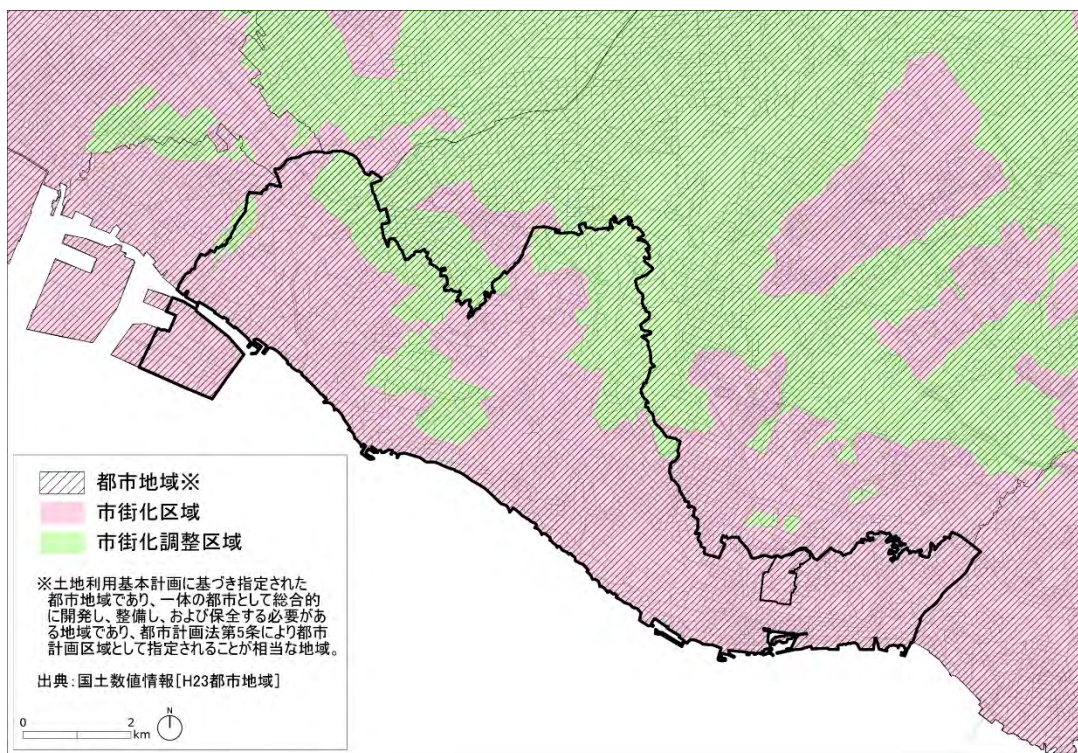


図1-14 明石市の市街化区域と市街化調整区域

(国土数値情報(都市地域データ)(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>)を加工して作成)

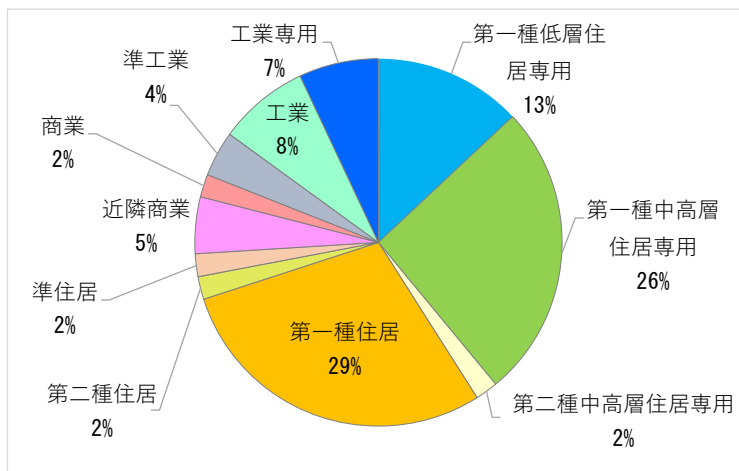


図1-15 市街化区域内の用途地域の割合

②農業振興地域の整備に関する法律等

本市では、市域境界の北部と中部の魚住地区に農用区域が設定されている。また、農用区域を取り囲むように農業振興地域が設定されている。農用地 709ha のうち、市街化区域内農地は 315ha (44.4%) で、市街化調整区域内の農地が 394ha (55.6%) である。また、農業振興地域に 852ha が指定されている。このうち、農用地が 394ha (55.6%) であり、農業振興地域内の農用地が 200ha (28.2%)、農振白地地域が 194ha (27.4%) である。※¹

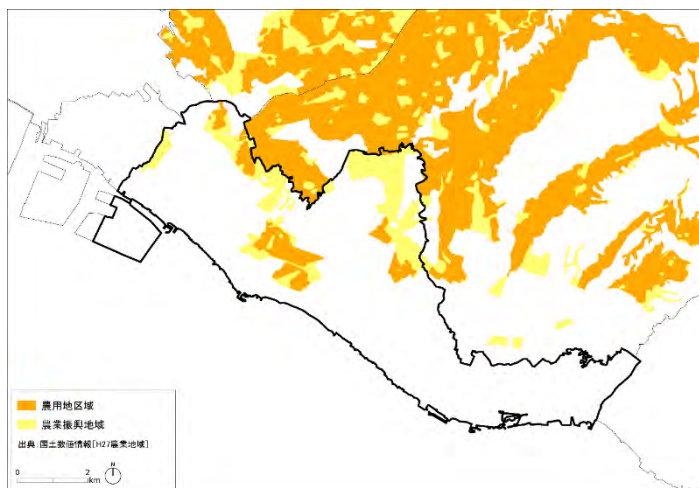


図 1-16 農用区域ならびに農業振興地域の指定

(国土数値情報(農業地域データ)(国土交通省))

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を加工して作成)

しかし、平成 12 (2000) 年から平成 22 (2010) 年の 10 年間に宅地が約 103ha に増えるなど、農地の住宅用途への転用が増加し、農地は減少傾向にある。平成 30 (2018) 年 7 月時点の耕地面積は「平成 30 年作物統計調査/面積調査」によると田 414ha、畑 17ha である。「農林業経営体調査結果」によると、平成 27 (2015) 年現在で総農家数は 1,044 戸、そのうち販売農家が 499 戸、自給的農家が 545 戸である。農業就業者数は 761 人であるが都市型農業であることから兼業農家が 339 戸と多く、一農家あたりの耕地面積は小さい。

※¹ : 明石市農業基本計画 (平成 24 (2012) 年 3 月 : 明石市)

③漁港漁場整備法

本市では林崎、松江、藤江、魚住の 4 つの漁港が整備されている。これらの漁港ならびに関連施設を中心に、稚魚の放流、マダコの増殖事業などを推進している。

一方、漁港周辺では、古くからの漁撈^{ぎよろう} 集団と祭祀^{さいし} 集団の一致を示す町割りや神社、伝統的な建築様式の民家などが継承されている。



図 1-17 漁港の位置

(国土数値情報(漁港データ)(国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C09.html>) を加工して作成)

④災害対策基本法・土砂災害防止法

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び明石市防災会議条例（昭和 38 年条例第 16 号）に基づき、明石市地域防災計画が策定され、地震災害や風水害から住民の生命、身体、財産を守るため、市及び防災関係機関がその全機能を発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たることが定められている。

平成 26（2014）年 2 月の兵庫県・南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション結果によると、明石市の最高津波推移は 2.0m、最短到達時間は 115 分とされている。

明石駅や明石城跡を含む本市東部では、津波の警戒が必要とされる標高 3m に満たない土地が J R 山陽本線高架橋南側一帯から明石駅の北東部にかけて広がっており、同地域には、光明寺の和鐘、旧波門崎燈籠堂などの文化財が立地している。

明石城跡を含む明石公園や小中学校が避難場所に位置付けられているが、明石公園も北部の一部を除いて液状化の危険性が高い区域にあたる。

また、土砂災害防止法に基づき兵庫県が指定した土砂災害警戒区域の要件（急傾斜地の勾配 30 度以上あるもの、急傾斜地の高さが 5m 以上あるもの）に該当する箇所として、令和 3（2021）年 3 月時点で 33 か所が急傾斜地として指定されている。



図 1-18 明石市大久保・西明石・明石の地震・津波に関する危険区域
（明石市「明石市地震災害ハザードマップ」令和元（2019）年 5 月改訂）

3. 歴史的背景

(1) 先史

①旧石器時代

明石地域で、最も古い人の痕跡を残す可能性のある遺跡として、西八木遺跡と藤江川添遺跡がある。西八木遺跡は6,7万年前の地層から人が加工したと見られる木製品が出土しており、藤江川添遺跡からは手斧に類似する石器が見つっている。また、2万年前の後期旧石器時代の遺跡として、西脇遺跡や寺山遺跡があり、小高い丘陵の突端部で、ナイフ形石器を狩りの道具として用いる人々が暮らしていた。

②縄文時代

縄文時代前期には気候が温暖な時期があり、縄文海進と呼ばれる海水面が上昇する現象が起こった。最も上昇した際には現在の海水面よりも3mも高かったとされている。このため、本市では現在、明石城の櫓がある台地の近くまで海が入り込んでいた。その後、海水面が下がるとともに、河川が運ぶ砂などによって徐々に埋められて陸地となり、当時の人々は海沿いの場所で漁撈も行いながら小規模な集落を営んでいたと考えられている。

段丘崖に近い山下町では縄文時代後期初頭の中津式土器が、また、東仲ノ町では後期後葉の元住吉山I式の土器が見つかっており、この地域で暮らし始めた当初の人々の足跡を辿ることができる。また、藤江出ノ上遺跡や藤江川添遺跡などでも縄文時代草創期から晩期にかけての土器が見つっている。



縄文土器が出土した山下町の発掘現場

(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』平成13(2001)年)

③弥生時代

現在、明石市立文化博物館が立地する台地の縁辺部の上ノ丸遺跡からは、底部に靱跡の付いた弥生土器が出土しており、米がつくられていたことが検証される。

藤江川、谷八木川、赤根川などの河口付近からもこれまでに弥生土器が見つかっており、川の下流域の低湿地を利用して米づくりが行われていたと推定される。また、大明石町や硯町からは弥生時代前期から後期にかけての土器が発見されている。こうした土器が出土する地点は、自然堤防や砂堆(小高い砂の丘)の上に比較的集中する。

弥生土器の中には、イイダコをとるための小型のタコ壺が見つっている。タコ壺はタコが穴に潜む習性を利用して捉える漁具で、この当時からすでにイイダコ壺漁が行われていたことがわかる。弥生時代のイイダコ壺はコップ形で、口縁部には紐を通すための穴があげられていた。



弥生時代のイイダコ壺検出状況

(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』平成13(2001)年)

④古墳時代

4世紀には地域の有力な豪族の墓である古墳が市内各地で造られるようになる。市内で最古の古墳としては、魚住町にある幣塚古墳がある。4世紀末の古墳で、ここからは神戸市の五色塚古墳の埴輪と同じ工人の手によるとされる埴輪が見つかっている。古墳時代後期の古墳としては、魚住町寺山古墳や藤江カゲユ池古墳などがある。寺山古墳は市内唯一の横穴式石室をもつ古墳で、石室内から鳳凰文の銀象嵌が施された刀装具などが見つかると、朝鮮半島とも関わりをもった人物が葬られていたと考えられている。さらにその近くに存在する赤根川金ヶ崎窯は6世紀前半の須恵器窯で、ここからも朝鮮半島と深いつながりをもつ角杯形土器が見つかっている。この窯は、その後、本市で活発化する窯業生産の開始時期を示すものである。

なお、『古事記』には後の仁賢天皇、顕宗天皇となる、億計王、弘計王の2人の王子が播磨国明石郡に身を潜めていたことが記されており、明石市内にはその伝承にちなんだ王子神社(宗賢神社)が各所にある。

東仲ノ町の発掘調査では古墳時代後期の墓が見つかっている。一辺が約11mで周囲に溝をめぐらした方墳で、溝の中から丸木舟を利用した木棺が出土した。この木棺は、長さ4m、幅約55cmで、舟の底部分を棺に利用し、側板や仕切り板などを入れ、蓋には舟の部材を用いている。

東仲ノ町で発掘された丸木舟を利用した木棺に葬られた人物は、眼前の明石海峡で活躍した人物であった可能性が高いと考えられる。

(2) 古代

①奈良時代

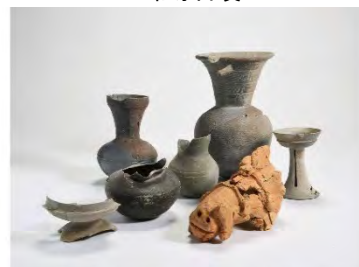
奈良時代には、人の移動、物の輸送のために全国に七道が位置付けられたが、そのうち本市では、大宰府と都を結ぶ街道である古代山陽道が東西を貫き、駅家が置かれたことが特徴である。

古代山陽道は、二見町福里において発掘調査から確認されている。古代山陽道は道幅が10m以上あり、沿道には約30里(16km)間隔で瓦葺の駅家が設けられていた。市内には、明石駅家と邑美駅家の2つが存在していたとされる。そのうち明石駅家の所在地については諸説あり、不明である。一方の邑美駅家は、魚住町の長坂寺遺跡にあたることで発掘調査の結果判明している。

また、東仲ノ町の調査では東西方向にのびる道の遺構も見つかっている。律令時代に敷かれ、都と大宰府とを結ぶ主要な道であった古代山陽道のうち、



幣塚古墳



寺山古墳出土品

(明石市『発掘された明石の至宝』
令和元(2019)年)



古代山陽道跡(福里)

須磨から明石までのルートについては諸説があり、一般的には崖が海に迫った海岸沿いの狭い道を避け、須磨から白川峠を経て伊川谷方面へ入り、本市の北側へ出たという説が有力視されていた。しかし、大蔵中町遺跡^{おおくらなかまち}で駅家に多く使われる播磨国府系瓦が見つかったことにより、周辺に駅家の存在が推定でき、海沿いのルートを通っていた可能性が高くなった。

仏教文化が伝わり各地で寺がつくられていた時代の市内の最古の寺院として太寺^{たいでら} 廃寺がある。

古代の人々にとっては本市が畿内と畿外との境界にあたることから、ものやひとの往来が活発であり、ここを通る際によく歌の題材としてとりあげられた。万葉集の歌人である柿本人麻呂や山部赤人は西方に旅立つ際に本市を通り、「明石大門^{あかしのおと}」や「藤江の浦」を題材にした歌を詠んでいる。

②平安時代

平安時代の本市は、古代山陽道の往来、沿岸域における寺院の建設、背後の寺領、神領での稲作・畑作が行われていた。

平安時代に入ると、最澄が天台宗を、空海が真言宗を開いた。本市においても弘仁2(811)年、空海が赤松山(現在の明石城址)に湖南山楊柳寺^{こなんさんようりゅうじ}を建立したと『月照寺縁起^{げつしょうじえんぎ}』に記載されている。また、延長5(922)年に『延喜格式^{えんぎかくしき}』ができ、これによると明石郡の式内社は、大3座、小6座が確認されている。

海の航行についてみると、奈良時代に行基が魚住の泊を播磨・摂津間の標準泊所の一つに設定した(撰播五泊^{せんぱんごはく}※1)が、以来100年ほど経て荒廃していた泊が、天長9(832)年になって修築され、瀬戸内海を航行する人々も増えてきた。そのなかで、明石と淡路島との往還の最初の記述は『続日本紀』に見られ、承和12(845)年に淡路島の石屋浜^{いわやま}と明石浜との間にはじめて船と渡し守がおかれたと記載されている。

また、寛弘元(1004)年頃、紫式部による『源氏物語』「明石の巻」は本市を背景にして描かれたとされ、無量光寺^{むりょうこうじ}のそばの蔦の細道^{せんらくじ}、善楽寺^{ぜんらくじ}、朝顔光明寺^{あさがおこうみょうじ}などはそのゆかりの地とされる。このほか、『大鏡』には菅原道真が明石の駅家に立ち寄って漢詩を駅長に与えたことが記されている。さらに、源平合戦の戦いの跡を伝える忠度塚、腕塚、馬塚、両馬川の碑が残されている。

平安時代の末には、林崎三本松窯で焼かれた瓦が多量に平安京の寺院や離宮に運ばれた。その背景には、受領国司などが自らの地位の安泰や新たな官職を得るために寺院などの造営に積極的に関与したことがあげられる。

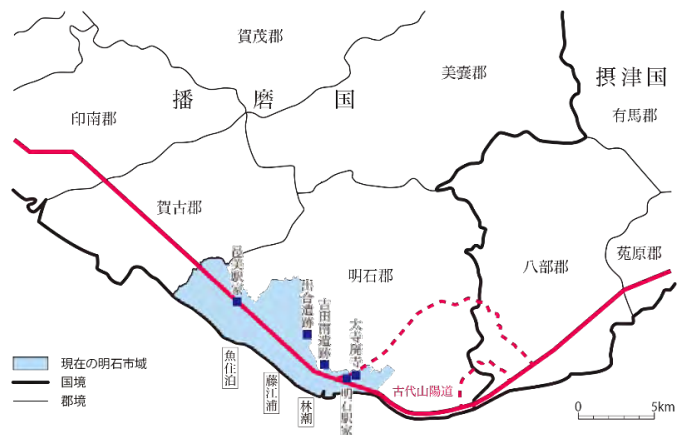


図1-19 古代明石郡ならびに周辺国の様子

※1：五泊とは、たつの市御津町室生泊、姫路市の形町福泊、神戸市兵庫区大輪田泊、尼崎市神崎町河尻泊に加え、明石市魚住泊を指す。

(3) 中世

①鎌倉時代

鎌倉時代に入ると、市内で掘立柱の建物などが確認されている。出土遺物では、片口鉢や甕かめなど日常雑器として用いた須恵器がある。これらは本市魚住の中尾川流域と赤根川流域で盛んに焼かれていたものである。魚住焼と呼ばれるこれらの焼き物は、東は関東から西は九州まで広く流通しており、13世紀には西日本最大の須恵器すゑきの生産地となった。



魚住焼（魚住古窯跡群）
（明石市『明石の古代Ⅱ』
平成26（2014）年）

また、この時期に中国から入ってきたと思われる白磁や青磁などの碗、皿、壺類も遺跡から出土している。

②室町時代

室町時代の地層からは本市藤江産と考えられる羽釜や土鍋などが数多く見つかっており、14世紀から15世紀にかけ、この周辺は土器の生産地であったと考えられる。

明德4（1393）年には大久保町西脇に西大寺末寺の報恩寺ほうおんじが建てられたことが発掘調査によって明らかになった。寺の造営には大和の瓦大工橋吉重たちばなよししげが幼名彦次郎として関わった。

室町時代には播磨は赤松氏の支配下におかれていたが、嘉吉元（1441）年に明石周辺で赤松氏と室町幕府軍が戦う嘉吉の乱があった。乱の後、山名持豊やまなもちとよは播磨に攻め入り、『建内記』には守護代垣屋某を入部させたことが記されている。

本市の中世城郭としては、魚住城、船上城があげられる。これらの城郭からは、堀跡や井戸跡などの遺構や輸入陶器、瓦などの遺物が見つまっている。



図1-20 中世 明石郡の様子

(4) 近世

①安土桃山時代

織田信長と羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が中央政權を握っていた安土桃山時代の本市では、秀吉に関わる史料がみられる。天正9（1581）年には秀吉が林神社に参詣したこと（『林神社伝記』）、秀吉が人丸社に新開田地30石を寄進したこと（『月照寺文書』）、秀吉が信長に歳暮として明石の干鯛1,000匹、くも蛸3,000匹を贈答したこと（『太閤記』）などの記載があり、このなかでも、明石のタイとタコが古くから貢物として重宝されていたことが推測される。

また、天正13（1585）年には秀吉は高山右近を高槻から明石に転封させたため、領民の多くが切支丹になったとの記載が『高山右近太夫長房伝・契利斯督記』にある。

右近は枝吉城（神戸市西区枝吉）に入り、本格的に船上城の築城に着手した。天正14（1586）年には神父ガスパル・コエリヨが秀吉に面会のため長崎から大坂に向かう途中で明石に立ち寄り、右近や小西行長、黒田孝高などと共に神父を出迎えたとの資料が残されている（『フロイスの日本史』）。右近は約2年間、明石を治めたが、天正15（1587）年に秀吉が『天主教』を禁止したことにより、右近は追放された※1。現在も船上城の本丸跡と見られる高台や、かつての堀であった古城川などの水路、城下町特有の鍵形となった道などが残されている。

※1：『日本西教史・混石滴写・アントニオ・ブレネスチーノの未完書簡—高山右近の研究と資料』

②江戸時代

江戸時代になり、元和3（1617）年に小笠原忠政が大坂夏の陣の戦功により、明石10万石が与えられ、船上城に入った。翌年、忠政は將軍から新城造営を命ぜられると、戦略上の要地である現在の地を選び、元和5（1619）年に明石城が築かれたとされる。また、同時に城下の町割が行われた。忠政が入城の際には船上城下の民も明石城下に移ったとされる（『古事談第6・7本』）。この町割には劍豪として有名であった宮本武蔵が関与したと伝えられている。明石城には旧河道など低地部を利用して外堀が設けられ、中堀に沿った小高い土地の上には上級武士の屋敷が多く建ち並んでいた。こうした上級武士の屋敷跡からは肥前の有田でつくられた薄手の高級な焼き物などが比較的多く発掘されている。各屋敷の境には溝がめぐらされ、屋敷の出入り口には門が設けられた。建物には礎石をもつものと掘立柱の2種類がある。また、井戸は各屋敷地内で見つかり、井戸枠には桶を積み重ねたものが多く認められる。現在も「山下町」や「鷹匠町」などの町名や通りの一部には城下町時代の面影が残っている。寛永8（1631）年に本丸御殿が焼失し、以降、三の丸西部の内堀に囲まれた一郭に居屋敷曲輪が整備され、藩主の居館となった。寛永10（1633）年に、松平康直が長野県松本から封ぜられ、寛永16（1639）年には大久保季任が、慶安2（1649）年には松平忠国が明石に入封、延宝7（1679）年には本多政利が、天和2（1682）年には松平直明が入封して、以降、明治維新まで松平家が明石藩の藩主となった。



屋敷境の溝跡（東仲ノ町）

（明石市立文化博物館『01特別企画
発掘された明石の歴史展～まちに眠る
古代の姿～』平成13（2001）年）

江戸時代には幕府は各地で街道を整備したが、本市域では、大蔵谷と大久保、清水（長池）に宿場を設け、本陣、脇本陣、旅籠屋でにぎわった。また、西国街道など街道沿いには、今も街道道標が残されている。このほか、本市から西に向かう高砂道、太山寺に向かう太山寺道、明石川に沿って北上し、三木街道につながる鷹の道など、街道が発達した。



「左 大山寺道」 道標

一方、寛永16（1629）年に鳥羽部落の開拓にはじまり、その後、万治3（1660）年までの31年間に松陰新田、鳥羽新田など西北部の台地が開発された。新田開発には水が不可欠であるが、明暦3（1657）年には灌漑用水に恵まれない林崎地方に明石川から用水を引いて鳥羽の野々池に貯水する工事が始まり、翌年の万治元（1658）年4月に掘割溝が完成した。その後、鳥羽新田掘割や大久保掘割が完成し、寛文11（1671）年には太山寺川から水を引いて伊川谷掘割も建設された。



林崎掘割（掘割渠記碑）

海に目を向けると古くより、良好な漁場であった本市の村々では、漁場の利権を巡って、林村と東二見村の間で、天正の訴訟（1586年頃）や寛永18（1641）年、宝暦11（1761）年の訴訟など度重なる争いがあった。一方、江戸時代には、酒造業が盛んになり、天保13（1842）年頃には領内に61軒の酒造家があつて同業組合を組織し、酒蔵大行司が株仲間を統率していた。

また、播磨地方の産米は平安時代から播磨米と呼ばれ、灘の酒米に利用されるほか、他国のコメと比較して優秀品として富豪の飯米として賞美され、「天守米」と呼ばれた。明石城主であった小笠原忠政は産業の発達にも力を注ぎ、京都から陶工を招き戸田織部之助にその指導を受けさせて城内で陶器を焼かせたという。幕末から明治、大正時代にかけては、大蔵谷を中心に、「明石焼」と総称される碗や皿、鍋などの日常雑器を焼く窯があり、なかでも、荒尾窯・北條窯・上ノ丸窯は発掘調査によって、その場所が確認された。このうち、荒尾窯は大蔵八幡町にあり、連房式の登り窯で、碗・皿・鉢・壺・土鍋・土瓶などを焼いていた。また、北條窯は、樽屋町にあった窯で、日常雑器とともに、交趾焼とよばれる輸出用の壺や瓶なども作っていたことが確かめられている。

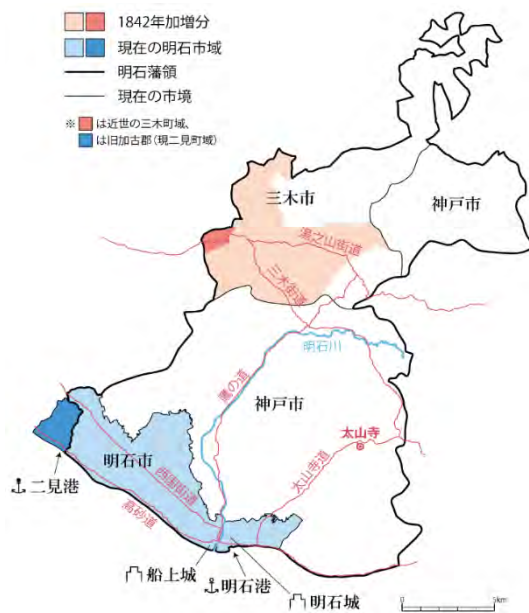


図1-21 近世 明石市及び周辺の様子

(5) 近代

①明治時代

明治4(1871)年、11月2日に姫路県が成立、同月9日に飾磨県と改称された。飾磨県は郡域が大区とされ、明石郡は第一大区となり、8つの小区がおかれた。その後、明治11(1878)年に大区、小区が廃止され、郡区一町村という区画が設定された。明石郡では市街地に明石郡役所がおかれ、重要な役割を担った。さらに明治地方政治制のもと、明治22(1889)年、明石町、林崎村、大久保村、魚住村、旧加古郡二見村が生まれた。この旧来の町村は大字や区と呼ばれ、地域運営の基礎を支える団体として現在まで重要な位置を担っている。

明石藩の中心であった明石城には、明治8(1875)年に公立伝習学校支校(のちの兵庫県明石師範学支校)が設けられた。さらに、明治14(1881)年頃に神戸区湊川神社の周辺に相生学校を建築することとなり、県は建築用材として明石城櫓の解体を始めて大きな騒動となった。その後、明石郡内の有志により、明石城址の貸下げが出願され、明治16(1883)年に公園開設の許可を得て、当初は民営とし、明治23(1890)年より郡立公園が誕生した。明治19(1886)年に明石神社が創建、明治29(1896)年には兵庫県立農学校(現 兵庫県立農業高等学校)が建設された。

明治31(1898)年、皇太子殿下(大正天皇)御用邸の候補地として挙げられたため、公園を廃して、御料地となった。その後、大正7(1918)年には、宮内省から本丸付近を借地して県立明石公園が誕生した。

一方、明治6(1873)年、太政官布告によりキリシタン禁制が解除され、明治11(1878)年に明石組合基督教会が創立、その後、明石自由メソジスト教会、明石人丸教会などが順次創設された。

明治政府は欧米の制度や技術、文化を積極的に取り入れようとしたが、そのひとつが日本標準時の導入である。明治19(1886)年には東経135度の子午線上の時間を中央標準時として決定した。しかし明石町(当時)を子午線が通過しているにも関わらず、町民がよく知らなかったことから、明治43(1910)年に明石郡の教員団が明石町内相生町(旧)と明石郡平野村黒田県道筋に標準時子午線標識を建設した。その後、東経135度子午線測定の結果を受けて、昭和3(1928)年、新しい子午線標示柱が人丸山月照寺本堂前に建てられた。

明治44年(1911)年8月11日には「明石郡公会堂(中崎公会堂)」の柿落しで夏目漱石が講演するなど、文化的な交流もみられた。

近代は、交通網も飛躍的に発達した。山陽鉄道は明治21(1888)年から運転を開始し、兵庫と明石間が開通したが、明治35(1902)年に鉄道敷設法が公布され、さらに明治39(1906)年に鉄道国有法が公布されたことにより山陽鉄道は政府に買収され、山陽本線として国有化された。明治39(1906)年には、神戸市羽坂



標準時子午線標識
(明治43(1910)年建立)
(明石市立天文科学館HP)

通3丁目と明石町ノ内大明石村間に電気鉄道敷設を計画し、兵庫電気軌道株式会社（現在の山陽電気鉄道本線のうち、山陽明石駅以東の区間を開業）が創立された。

また、明石と淡路島間の連絡船は明治21(1888)年に明石と岩屋間を一日5往復していたが、明治27(1894)年には東浦、西浦に連絡し、明治時代末期には大阪、兵庫行や西播磨行の航路が開かれた。現在は、本市と淡路市岩屋を結ぶ淡路ジェノバラインが運航している。

さらに、古代より瓦生産が行われていた本市では、「明石瓦」と呼ばれる瓦生産が盛んになり、明石瓦事業協同組合が発足した昭和20年代の最盛期には八木界限を中心に製造業者が75社あった。しかし、昭和40(1965)年頃、全国的な公害問題の高まりや、他産地との価格競争もあって、昭和60(1985)年には組合加盟社は8社まで減り、現在はすべて廃業している。

漁業に関しては、明治8(1875)年には鮮魚仲買商「林兼商店」の中部幾次郎なかべいくじろうが日本発の石油発動機付き鮮魚運搬船を建造し、その後、これを改造した船は「明石型生船」と呼ばれ、瀬戸内海だけでなく、朝鮮半島近海までその活動範囲を広げた。

②大正時代から戦前まで

明治時代の発展の経緯を経て、大正8(1919)年に明石市制が施行され、兵庫県下で4番目の市が誕生した。その後、昭和17(1942)年に林崎村と合併した。

市制の施行と共に、市立の女学校や市立明石中学校の創設、上水道の敷設、県の水産試験場が建設された。さらに昭和9(1934)年には国立蚕糸試験場明石支場（現在の明石運転免許試験場）が開場するなど近代産業の礎が築かれた。

また、上ノ丸太寺地区の耕地整理、大蔵谷の土地区画整理などの事業が進むほか、大正時代には船舶用発動機関の工場が創業、また昭和15(1940)年には、川崎航空機工業（現：川崎重工業株式会社）明石工場が立地した。しかし、第二次世界大戦下、昭和20(1945)年の第一次空襲から第六次の空襲を受け、甚大な戦災で全市街地の約6割を焼失し、なかでも商店街や工場、事業場を失った。一方、近代以降、太平洋戦争の末期には永井荷風が大蔵谷の西林寺さいりんじで『罹災日録』を著すなど、文学に関わる文化も展開した。



図1-22 近代 市制町村制施行時の明石郡町村（明治22(1889)年4月）の状況

(6) 現代

①戦後復興期

戦後の復興に向けて、本市では機械器具工業隆盛に向けた歩みが進められ、また、占領政策の一環としての農地改革が進められた。さらに、水産業についても「つくる漁業」、「栽培漁業」が推奨され、市内の七漁業組合でノリなどの養殖が始められ、昭和 35（1960）年から若干の収穫量を見るようになった。

戦後復興期に、大久保町では明石市への編入に対する住民投票が実施されるなどの動きがあったが、昭和 26（1951）年には、明石郡大久保町、明石郡魚住町、加古郡二見町との合併がなされ、市域が拡張し、新明石市が発足した。

戦災からの復興のために、戦災復旧上水道事業、戦災復興土地区画整理事業、墓地移転、街路事業、公園事業なども進められた。さらに、昭和 29（1954）年に明石・鳴門海峡にフェリーボートが開通した。

②高度経済成長期から現代まで

昭和 39（1964）年に名谷一大蔵谷間を結ぶ「神明道路」（のちの第二神明道路）が開通し、東西の物流が飛躍的に拡大した。さらに、昭和 40（1965）年に神戸明石道路（バイパス）が完成し、阪神地区から明石・姫路と山陰方面、淡路・四国方面への交通は所要時間が約 50 分短縮され、神明・明姫国道の交通量は著しく緩和された。

その後、第二神明道路が昭和 45（1970）年 3 月に完成し、昭和 55（1980）年には明姫幹線が全線開通して、物流などに関わる道路交通環境は整えられた。

一方、子午線の町、明石を象徴する明石市立天文科学館が昭和 35（1960）年に竣工し、昭和 36（1961）年には日本標準時制定 75 周年記念式典が開催された。明石市立天文科学館は、平成 22（2010）年には展示室をリニューアル、平成 24（2012）年にはプラネタリウムの稼働時間が日本一となった。

交通機関についても、国鉄（当時）の高架化などが進められ、昭和 33（1958）年には西明石～姫路間の電化が完成、昭和 36（1961）年には当時の国鉄魚住駅が開業した。さらに山陽新幹線西明石駅が昭和 47（1972）年に、国鉄朝霧駅が昭和 43（1968）年に開業、昭和 47（1972）年には山陽新幹線の新大阪～岡山間が開通するなど、公共交通の利便性も向上した。

文化財に関する調査では、昭和 33（1958）年には林下溝海岸^{はやししみぞかいがん}における学術発掘調査でアカシゾウの化石が発掘され、続いて、昭和 41（1966）年には大阪市立自然史博物館を中心とする調査団が中八木海岸の屏風ヶ浦粘土層からアカシゾウの一頭分の遺体を発掘した。

また、昭和 6（1931）年に西八木海岸で発見、昭和 23（1948）年に数十万年前の人類の骨とされた「明石原人」について現地調査が行われた。さらに、昭和 60（1985）年には再発掘調査が実施され、「アカシ」起源の解明に向けた取り組みが行われている。

また、昭和 32（1957）年には市立水族館が開館、昭和 49（1974）年には明石公園内に県立図書館、市立図書館、市立公民館が開館するなど、文化施設も充実してきた。

こうして発展を続けてきた明石市であるが、災害も多発した。昭和 24 (1949) 年には、明石駅前^の自由市場の大火で 426 戸が全焼するほか、平成 7 (1995) 年の兵庫県南部地震によって、明石城跡の櫓や石垣をはじめ、多くの被害を受けた。

このうち、明石城跡は、それまで現存していた石垣立面積約 20,000 m²のうち 942 m²が崩壊した。しかし、明石城跡は阪神・淡路大震災以降、修復に 10 年を要するとされた石垣修復を着工からわずか 1 年 8 ヶ月で竣工し、「平成の天下普請」と称された。

また、重要文化財 (建造物) である 2 つの櫓についても壁の塗り直しや屋根の葺き替えが全面にわたって実施された。両櫓の修復にあたっては曳屋^{ひきやこうぼう}工法が採用され、現在の姿に整備された。



震災で崩れた二ノ丸の北辺石垣
(兵庫県立歴史博物館 HP)



震災で崩れた薬研堀石垣
(兵庫県立歴史博物館 HP)

また、平成 10 (1998) 年には明石海峡大橋が開通して淡路島との往來の利便性が拡大すると共に、平成 15 (2003) 年には防災センターが開館して災害への防備に努めるなど、着実な市政が進められ、平成 30 (2018) 年に明石市は中核市に移行した。

令和元 (2019) 年は明石市制施行 100 周年の節目の年にあたり、9 月 7 日には「明石市史シンポジウム—歴史から探る明石の魅力」、11 月から 12 月にかけて「発掘された明石の至宝」をテーマとして記念企画展、講演会、シンポジウムなどを開催した。

さらに、明石城築城 400 周年記念事業の一環として、令和元年 9 月から 10 月にかけて、明石市立文化博物館で「城と明石の 400 年—明石藩の世界 VII—」と命名した特別企画展を開催するなど、歴史文化遺産を活用した取り組みを継続して進めている。

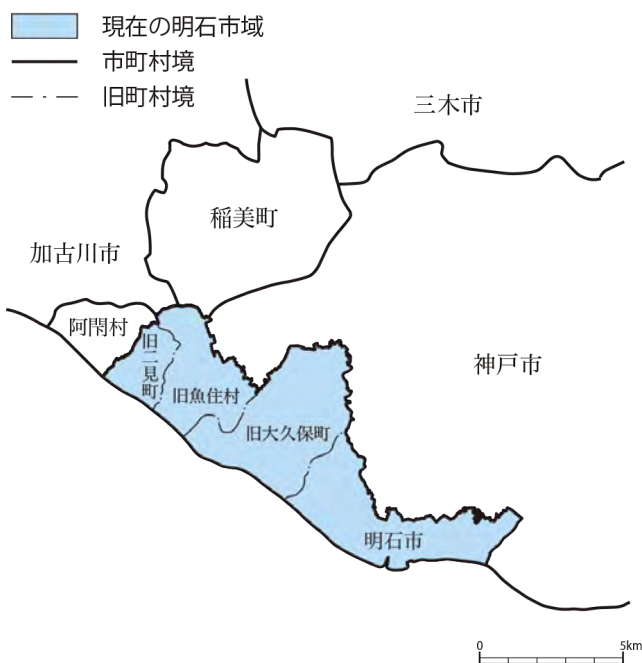


図 1-23 現代 現明石市発足当時の市域周辺 (昭和 26 (1951) 年 1 月) の様子

第2章

明石市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財

本市における指定等文化財は、令和3（2021）年3月現在で、国指定文化財が5件、県指定文化財が13件、市指定文化財が41件、国登録有形文化財が6件、県登録有形文化財が1件の総数66件を数える。

2. 調査によって把握した歴史文化遺産

これまでの文献調査ならびに文化財所有者や本市の小学校区単位（28か所）のコミュニティ組織である校区まちづくり組織を対象としたアンケート調査で把握された未指定の歴史文化遺産は、合計882件にのぼる。

種別をみると、建造物の石造物が221件と最も多く、民俗文化財の風俗慣習が95件、建造物の神社が90件、寺院が75件、その他建造物が68件、記念物のうち遺跡が69件である。

地域別にみると、明石城の城下町であった明石東部が357件と市域全域のなかで約40%を占める。

3. 歴史文化遺産の特徴

本市では重要文化財（建造物）である明石城「巽櫓」^{たつみやぐら}、「坤櫓」^{ひつじさるやぐら}を代表として、指定・未指定の歴史文化遺産を含めると建造物が最も多い。

また、無形の民俗文化財の「大蔵谷の牛乗り」や「明石浦のおしゃたか舟」をはじめとして、未指定であるが、有形の民俗文化財である「布団太鼓」、無形の民俗文化財である地藏盆などの年中行事、さらには「明石焼（玉子焼）」に代表される豊かな食文化が現代にも継承されていることが特徴である。

第2章 明石市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財

本市における指定等文化財は、令和3（2021）年6月現在で、国指定文化財が5件、県指定文化財が13件、市指定文化財が41件、国登録有形文化財が6件、県登録有形文化財が1件の総数66件を数える。（表2-1、表2-2、図2-1参照）

なお、本市の歴史等に関する資料や文化財を収蔵し、展示・公開、調査研究等を行う文化施設として、明石市立文化博物館が平成3（1991）年に開館した。

同館の常設展では明石の歴史を8つの特徴で紹介し、200万年前に棲息したアカシゾウの骨格復元模型や明石原人の腰骨（複製）、明石ゆかりの源氏物語の紹介や江戸時代の明石焼などの焼物などが展示されている。

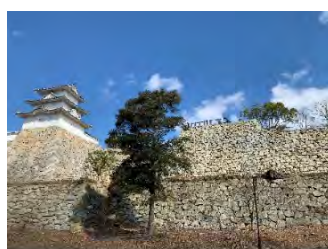
同館は市指定文化財の明石藩主地子免許状（古文書）や明石城御殿平面図（工芸品）、藤村覃定作「地球儀」（工芸品）、緋威金小札胴丸具足獅嚙前立烏帽子形張懸兜付（工芸品）などを所蔵する。

表2-1 明石市の指定等文化財

区分		国				県		市	合計	
		指定	選定	選択	登録	指定	登録	指定		
有形文化財	建造物	1	0	0	6	3	1	6	17	
	美術工芸品	絵画	0	0	0	0	2	0	3	5
		彫刻	0	0	0	0	2	0	2	4
		工芸品	0	0	0	0	0	0	6	6
		書跡・典籍	3	0	0	0	0	0	3	6
		古文書	0	0	0	0	0	0	1	1
		考古資料	0	0	0	0	3	0	3	6
		歴史資料	0	0	0	0	0	0	4	4
無形文化財	0	0	0	0	1	0	0	1		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	1	1	
	無形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	5	5	
記念物	遺跡（史跡）	1	0	0	0	2	0	6	9	
	名勝地（名勝）	0	0	0	0	0	0	0	0	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	0	0	0	0	0	0	1	1	
計		5	0	0	6	13	1	41	66	



国指定建造物 明石城坤櫓



国指定建造物 明石城翼櫓



国指定史跡 明石城跡



県指定建造物 高家寺本堂



市指定建造物 織田家長屋門



市指定史跡 カゲツ古墳（1号墳）



図2-1 明石市の指定等文化財（美術工芸品、古文書等を除く）



図 2 - 1 明石市の指定等文化財（美術工芸品、古文書等を除く）

表2-2 明石市の指定等文化財(1/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓 明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階本瓦葺)附 板札1枚、元文22年5月吉 日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籍	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籍	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籍(五十葉)	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
国	遺跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50㎡
県	建造物	石造燈籠	魚住町中尾1031	住吉神社	1基
県	建造物	石造五輪塔	魚住町清水1151	西福寺	1基
県	建造物	高家寺本堂	太寺10-35	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	絵画	神馬図絵馬	魚住町中尾1031	住吉神社	明石市立文化博物館寄託
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1軀
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺10-35	高家寺	1軀
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点(土器113、銅鏡9、 銅鍬1、車輪石1、勾玉1)
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形民俗 文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子 舞保存会	
県	遺跡	高丘古窯跡群(5・6・7号窯) (8・9号窯)	大久保高丘2603- 57・94・95	明石市	4,455㎡
県	遺跡	太寺廃寺塔跡	太寺10-35	高家寺	約130㎡
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	住吉神社楼門	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	建造物	旧波門崎燈籠堂(石積)	港町2-9地先	明石市	1基
市	絵画	絵馬「加茂競馬の図」	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	木造毘沙門天及び両脇侍像	林2-2-12	宝蔵寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村覃定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鱧口	本町1-16-7	柴屋町地蔵 講中	
市	工芸品	緋緘金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形 張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	書跡	柿本人麿神位・神号に関する文芸資料 等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	冷泉為理柿本社奉納和歌	人丸町1-29	柿本神社	

表 2 - 2 明石市の指定等文化財 (2/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	寺山古墳石室及び出土品一括	魚住町錦が丘3	明石市	
市	歴史資料	大和型船模型	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6他	明石市	
市	歴史資料	徳川家康感状等横河家伝来資料	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	有形民俗	住吉神社の能舞台	魚住町中尾	住吉神社	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗 芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗 芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか 舟保存会	
市	無形民俗	藤江の的射	東藤江2-15	的射行事保 存会	
市	無形民俗	清水のオクワハン	魚住町清水1377	清水村民俗 世話人	
市	遺跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	遺跡	横河重陳墓	二見町東二見1643	観音寺	
市	遺跡	林崎掘割渠記碑	鳥羽1975-1	明石掘割土 地改良組合	
市	遺跡	カゲユ池古墳 (1号墳)	藤江2030	明石市	
市	遺跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
市	遺跡	幣塚古墳	清水字上野1275-1	明石市	
市	動物・植 物・地質・ 鉱物	瑞応寺のそてつ	二見町東二見1910	瑞応寺	
国登録	建造物	岩佐家住宅主屋	野々上3	岩佐家	1棟
国登録	建造物	岩佐家住宅土蔵	野々上3	岩佐家	1棟
国登録	建造物	明石市立天文科学館	人丸町2-6他	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-9-16	明石市	1棟
国登録	建造物	旧小久保跨線橋	小久保1-10	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎遊園地ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟
県登録	建造物	茨木酒造	魚住町西岡1377	茨木酒造合 名会社	7棟

※種別の略記は次の通りとする。国＝国指定文化財、県＝県指定文化財、市＝市指定文化財、
国登録＝国登録有形文化財 県登録＝兵庫県登録有形文化財

2. 調査によって把握した歴史文化遺産

これまでの文献調査（表2-3参照）ならびに文化財所有者や本市の小中学校区単位のコミュニティ組織である校区まちづくり組織を対象としたアンケート調査で把握された歴史文化遺産は、表2-4に示すとおり、合計897件にのぼる（一覧は参考資料1参照）。そのうち、種別を細分類すると、建造物の石造物が233件と最も多く、民俗文化財の風俗慣習が95件、建造物の神社が89件、寺院が75件、その他建造物が70件、遺跡が70件である。

表2-3 歴史文化遺産の把握に用いた主な資料一覧

No.	資料名	発行年月日	編集・発行者
1	明石市史上巻	昭和35年3月	著者 黒田義隆
2	明石市史下巻	昭和45年11月	著者 黒田義隆
3	あかし文化遺産	平成27年3月	明石市地域文化財普及活用事業実行委員会 明石市
4	明石の農村	平成27年3月	明石民俗文化財調査団
5	明石の漁村	平成28年3月	明石民俗文化財調査団
6	明石の宿場	平成29年3月	明石民俗文化財調査団
7	兵庫県の近代化遺産—兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	平成18年3月	兵庫県教育委員会
8	兵庫県の近代和風建築—兵庫県近代和風建築総合調査報告書	平成26年3月	兵庫県教育委員会
9	江井島	平成26年3月	ヘリテージ明石
10	大蔵	平成27年3月	ヘリテージ明石
11	魚住	平成28年3月	ヘリテージ明石
12	城下	平成29年3月	ヘリテージ明石
13	人丸	平成30年3月	ヘリテージ明石
14	船上・林	平成31年3月	ヘリテージ明石
15	えいがしま 歴史まちあるき	平成30年3月	江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会 江井島まちづくり協議会
16	明石の布団太鼓	平成26年3月	明石の布団太鼓プロジェクト

表2-4 調査等で把握された未指定の歴史文化遺産一覧

種別	分類	明石東部	西明石	大久保	魚住	二見	複数地区	個人	不明	合計		
有形文化財	建造物	寺院	34	9	16	8	8	0	0	0	75	
		神社	44	9	18	11	7	0	0	0	89	
		教会	6	0	1	0	0	0	0	0	7	
		住宅	6	1	5	4	5	0	0	0	21	
		石造物	93	21	50	52	16	0	1	0	233	
		構造物	14	1	3	6	1	1	0	0	26	
		その他	28	6	16	10	10	0	0	0	70	
		美術工芸品	絵画	2	0	3	0	3	0	0	0	8
			彫刻	11	2	6	5	1	0	0	0	25
			工芸品	2	0	0	0	0	0	2	0	4
	書跡・典籍		4	0	1	0	0	0	3	0	8	
	無形文化財	民俗文化財	古文書	7	0	0	1	2	0	26	11	47
			考古資料	11	1	0	0	0	0	3	0	15
			歴史資料	12	1	0	0	3	0	2	0	18
工芸技術			1	0	0	0	0	0	0	0	1	
民俗文化財	民俗文化財	陶芸	10	2	15	8	9	1	0	0	45	
		装置・器具	0	0	0	0	0	8	0	0	8	
		衣食住	32	27	12	12	4	5	0	3	95	
		風俗慣習	1	2	0	0	1	2	0	0	6	
記念物	民俗文化財	民俗技術	29	10	11	15	5	0	0	0	70	
		遺跡	3	0	0	0	0	1	0	0	4	
		名勝地	6	2	1	1	1	2	1	0	14	
文化的景観	その他	動物、植物、地質鉱物	4	0	2	0	0	0	0	0	6	
		(50年を経過していない構造物)	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
計		361	95	160	133	76	20	38	14	897		

また、調査等で把握された歴史文化遺産のうち、令和元～2（2019～2020）年に実施した社寺を対象とした所有者及び校区まちづくり組織へのアンケートの結果、表2-5及び表2-6に示す歴史文化遺産の保存が適当であると回答があった。

表2-5 保存が適当であると回答があった歴史文化遺産（所有者アンケートによる）(1/2)

類型	分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要
有形文化財	建造物	寺院建築	正徳寺本堂	明石東部	大観町12-5	江戸末期(文化・文政もしくは天保年間、昭和39(1964)年移築)	
			教専寺本堂	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
			龍泉寺本堂	西明石	藤江1305		
			長光寺本堂	大久保	大久保町谷八木742		
			圓通寺本堂	西明石	鳥羽1592		
			来迎寺本堂	大久保	大久保町八木310	昭和3(1928)年	
			威徳院本堂	二見	二見町西二見943		
			極楽寺本堂	大久保	大久保町西島1100	寛政13(1801)年	
			延命寺本堂	魚住	魚住町金カ崎898		
			常徳寺本堂	二見	二見町福里556		
			正徳寺山門	明石東部	大観町12-5	明治16(1883)年	
			教専寺山門	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
			来迎寺山門	大久保	大久保町八木310	昭和3(1928)年	
			威徳院山門	二見	二見町西二見943		
			常徳寺山門	二見	二見町福里556		
			龍泉寺観音堂	西明石	藤江1305		
			遍照寺薬師堂	魚住	魚住町長坂寺513		
			慈泉寺書院	明石東部	野々上1-17		
			正覚寺鐘樓堂	魚住	魚住町金カ崎1368		
			威徳院庫裡	二見	二見町西二見943		
		神社建築	青龍神社本殿	西明石	藤江字出の上1191		
			林神社本殿	西明石	宮の上5-1		
			天神社本殿	明石東部	大蔵天神町2-7		
			柿本神社本殿	明石東部	人丸町1-26		
			素盞鳴神社本殿	明石東部	太寺天王町2840		
			浜西神明神社本殿	魚住	魚住町清水574	昭和元(1926)年	
			柿本神社幣殿	明石東部	人丸町1-26		

表 2-5 保存が適当であると回答があった歴史文化遺産（所有者アンケートによる）(2/2)

類型	分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要	
有形文化財	建造物	神社建築	林神社拝殿	西明石	宮の上5-1			
			天神社拝殿	明石東部	大蔵天神町2-7			
			柿本神社拝殿	明石東部	人丸町1-26			
		石造物(寺院)	観音寺石燈籠	二見	二見町東二見1643	不明		
			威徳院石燈籠	二見	二見町西二見943			
			常楽寺石燈籠	大久保	大久保町大久保町848			「石燈籠他」とアンケートで回答。
		石造物(神社)	林神社石燈籠	西明石	宮の上5-1			
			天神社石燈籠	明石東部	大蔵天神町2-7	文久2(1862)年	文久二壬戌年の石燈籠(一組)	
			住吉神社石燈籠	魚住	魚住町中尾1031		敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。	
			素盞鳴神社常夜燈	明石東部	太寺天王町2840			
			青龍神社鳥居	西明石	藤江字出の上1191			
			天神社鳥居	明石東部	大蔵天神町2-7			
			住吉神社鳥居	魚住	魚住町中尾1031		敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。	
		素盞鳴神社手水鉢	明石東部	太寺天王町2840				
	明石東部		太寺天王町2840					
	絵画	絵画(寺院)	常楽寺涅槃図	大久保	明石市大久保町大久保町848	享和3(1803)年	涅槃会で法要	
			常楽寺釈迦一代記図	大久保	明石市大久保町大久保町848	享和3(1803)年	涅槃会で法要	
	彫刻	彫刻(寺院)	神応寺修行大師像	明石東部	林2-14-3	昭和9(1934)年		
			西東光寺仏像	大久保	大久保町松陰143		詳細不明	
			慈泉寺本尊	西明石	明石市野々上1-17		地藏菩薩	
			大蔵院千體地藏	明石東部	明石市大蔵本町10	江戸	家老職の池田氏より輩出した浄土宗天徳寺の31世澤栄和尚より寄付されたもの。	
		彫刻(神社)	青龍神社狛犬	西明石	藤江字出の上1191			
			素盞鳴神社狛犬	明石東部	太寺天王町2840			
浜西神明神社狛犬			魚住	魚住町清水574		天保十二年九月吉日銘の狛犬(一組・現地調査確認済み)		
歴史資料	歴史資料(寺院)	観音寺棟札	二見	明石市二見町東二見1643	文永元(1264)年	本堂建立の棟札		
		観音寺瓦	二見	明石市二見町東二見1643	江戸時代初期			
有形民俗文化財	装置・器具	祭礼用具	屋台太鼓(清水の布団太鼓)	魚住	明石市魚住町清水886		市内唯一の黒反り屋根三枚布団太鼓。擬宝珠高欄、梵天など、反り屋根屋台の古い形態を示す。昭和初期に曾根(姫路)から購入したもの。	

表 2-6 保存が適当であると回答があった歴史文化遺産（校区まちづくり組織アンケートによる）

分類	区分	名称	地区	校区	時代	概要
有形文化財	建築物	明治天皇小休所建物	大久保	大久保	近代	明治天皇の山陽道巡幸時の御小休所であり、歴史的価値の極めて高い建造物である。
		安藤家洋館	大久保	大久保	近代	江戸時代から大久保宿の本陣を務めた安藤家の安藤新太郎が建設した洋館。歴史的価値の極めて高い建造物である。
	石造物	大蔵谷の地藏	明石東部	人丸	—	昔は22ヶ所に地藏尊があり、いくつかは現在まで残存している。地藏盆の際には現在も供養されている。
	歴史資料	田中家絵図	西明石	鳥羽	近代	田中家に残る絵図は、近代の農村住宅の標準的な形態を示していると考えられる。国登録文化財の岩佐家住宅の間取りとあまり違いはなく、玄関南に牛小屋、織場があり、周辺に米・豆などを干す広場がある。
記念物	遺跡	古代山陽道跡	二見	福里	古代	奈良時代から平安時代にかけての土器や瓦とともに小石を敷いた道路面とその側溝が見つかっている。この遺跡は都と大宰府を結ぶ幹線道路として整備されたもので、古代山陽道の遺構であると確認されている。この価値を地域住民が知ることができることから、次代へ伝えていくべきである。

3. 歴史文化遺産の特徴

(1) 有形文化財（建造物）

①城関連建造物（櫓）

明石城の巽櫓と坤櫓は、いずれも国の重要文化財（建造物）に指定されており、本市を代表する文化財である。元和3（1617）年に小笠原忠政が長野県松本より明石に国替えとなり明石川河口の船上城に入り、明石藩が成立した。その後、現在の地に明石城が築かれたが、明石城の象徴でもある本丸に残る巽櫓と坤櫓は元和5～6（1619～20）年に建設された。

巽櫓は三層で桁行5間（9.09m）、梁間4間（7.27m）、高さ7間1寸（12.19m）の入母屋造の隅櫓で、船上城から移築したものと伝えられている。

坤櫓は、三層の隅櫓で、天守台のすぐ南にあり、天守に代わる役割を果たしていたものと考えられる。桁行6間（10.90m）、梁間5間（9.09m）、高さ7間2尺9寸（13.60m）の入母屋造で、伏見城のものであると伝えられている。平成7（1995）年の兵庫県南部地震により大きな被害を受けたが、大規模な修復が行われ、その美しい姿がよみがえっている。



明石城坤櫓

また、令和元（2019）年、明石城築城400年の節目の年に、環境整備の一環として石垣前面の樹木を剪定して、石垣の威容が際立っている。明石城は、兼山に命じて明石城内十景を選んだ時に雅名「喜春城」が生まれた。

なお、明石城跡の史跡指定地は県立明石公園に全域が含まれるが、公園施設の野球場、陸上競技場などが指定区域から外されている。

②寺院建築

寺院建築の指定文化財として、県指定の高家寺本堂1件、市指定の月照寺山門1件の、合計2件を数える。高家寺本堂は元和年間（1615～1623）に明石城主である小笠原忠政が再建したといわれており、『高家寺文書』から、寛文4（1664）年までに、建立されていることがわかっている。本堂は正面5間（9.1m）、側面5間（9.1m）で向拝をもつ寄棟造りの建物であり、市内で最古の仏堂である。

月照寺山門は小笠原忠政以来の明石藩歴代城主の居屋敷曲輪（邸宅）の切手門（正門）であり、月照寺記録からは、明治4（1871）年の廃藩置県に伴って月照寺の山門として移築されたことが確認できる。明石城の数少ない建築遺構のひとつである。また、山門は『明石市史』によると、伏見城の薬医門であったと伝えられる。



月照寺山門

未指定の歴史文化遺産のうち、寺院建築については、明石市史掲載の75件の寺院を対象に調査を実施した。対象とした寺院にアンケートを実施した結果、正徳寺本堂・山門、正覚寺鐘楼堂、慈泉寺書院、教専寺本堂・山門、龍泉寺本堂・観音堂、長光寺本堂、圓通寺本堂、遍照寺

薬師堂、来迎寺 本堂・山門、威徳院 本堂・山門・庫裏、極楽寺 本堂、延命寺 本堂、常徳寺 本堂・山門の 20 件が今後、指定・登録の対象と考えられる建造物であることが判明した。

寺院建築の多くは建て替えが進んでいるが、建立後 50 年を経過した寺院建築の詳細調査を実施した上で、価値が明らかとなった場合には指定・登録などの検討が必要となる。

③神社建築

神社建築の指定文化財として、市指定の住吉神社楼門 1 件があげられる。楼門は慶安元(1648)年に和坂村大工・山崎 清左 衛門が建立し、元禄元(1688)年に修理したとの記録が残っており、楼門造りの門は江戸時代初期の様式をよく伝えている。また、山門、楼門、能舞台、拝殿、本殿と一直線に並ぶなど、東播磨の典型的な配置形式を踏襲している。

未指定の歴史文化遺産のうち、神社建築については、明石市史掲載他 90 件の神社を対象に調査を実施した。神社へのアンケート調査の結果、青龍神社 本殿・拝殿、林神社 本殿・拝殿、天神社 本殿・拝殿、柿本神社 本殿・幣殿・拝殿、素盞鳴神社 本殿の 11 件が今後、指定・登録の対象と考えられる建造物であることが判明した。なお、浜西 神明神社 日向堂は校区まちづくり組織へのアンケート調査で登録の対象としたい建築物にあげられた。この日向堂は、平成 20(2008)年に新築されているが、第 7 代明石藩主 松 平日向守信之による新田開発や加役免除、官道整備などの恩恵を偲んで建立された供養塔である。現在も毎年旧暦の 7 月 22 日には供養祭や日向祭りが地域住民によって行われている。

神社建築は、本殿などで建て替えが進んでいるものもあるが、建立後 50 年を経過した神社建築の詳細調査を実施した上で、価値が明らかとなった場合には指定・登録の検討が必要となる。



住吉神社楼門



青龍神社拝殿・本殿

④教会建築

明石市史に掲載されている教会建築は 7 件である。そのうち日本基督教団明石教会は、明治 11(1876)年に米国伝道会社派遣の宣教師から受洗した 19 名の信徒をもって樽屋町に設立された、明石市最初のプロテスタント教会である。昭和 20(1945)年の空襲で会堂は焼失したが、昭和 33(1958)年に新会堂の献堂式が行われた。本市はキリシタン大名といわれた高山右近が船上城を建設したこともあり、明治の早い時期に教会が設立されたが、建造物としては、建て替えが進んでいる。



日本基督教団明石教会

⑤住宅

住宅建築の指定等文化財として、市指定が織田家長屋門 1 件、国登録が岩佐家住宅主屋・土蔵 2 件を含む、合計 3 件を数える。織田家長屋門は明石藩歴代家老屋敷を偲ぶことができる市内唯一の長屋門であり、江戸時代初期の建物である。

岩佐家住宅は明治 37 (1904) 年の建設で、現存する数少ない農家建築である。主屋は木造 2 階建、外壁を黒漆喰塗とする塗屋でむくり破風とともに重厚な外観を見せている。土蔵は木造 2 階建、切妻造、本瓦葺で、壁を白漆喰塗とする。

未指定の歴史文化遺産のうち、住宅は表 2 - 4 に示すとおり 20 件を数え、そのうち、大塩邸や卯月邸、服部邸などの大蔵谷宿場町の住宅 (明石東部)、農家建築の中山邸や酒造家の卜部邸 (大久保)、茅葺の主屋を持つ安達邸や酒造家の原邸、伊勢講などが行われた藤井邸、農家建築の丸尾邸 (魚住)、尾上 (てる予) 邸、廻船問屋の増本邸、肥料問屋の尾上 (清茂) 邸、庄屋の小山邸、橋本関雪の白沙荘 (二見) などが、明石市都市景観形成重要建築物に指定されている。さらに、近代・明石の繁栄の歴史文化を残す安藤家洋館 (大久保) の建築物も含まれる。

未指定の住宅建築は、表 2 - 4 に示すとおり、地区別にみると明石東部地域が 6 件、大久保地域、二見地域にそれぞれ 5 件あるが、明石の歴史文化の特徴を示す住宅建築も、いまだ数少ないものの残されているため、建て替えが進む前に調査を実施すると共に、保全と活用の方向性を検討することが必要である。



岩佐家住宅



安達家住宅

⑥石造物

石造物の指定文化財として、県指定が住吉神社石燈籠、西福寺の石造五輪塔の 2 件、市指定が善楽寺石造五輪塔、旧波門崎燈籠堂 (石積) の 2 件の、合計 4 件を数える。

住吉神社の石燈籠は高さ 193cm、花崗岩製で竿石に「文和四 (1355) 年」の刻銘があり、均整のとれた全姿と格狭間、わらび手などの細部に時代の特徴がよくあらわされている。

西福寺の石造五輪塔は高さ 2 m 程度で、「貞和二 (1346) 年二月時正」の銘が彫られている南北朝時代の作である。

善楽寺の平清盛五輪塔は高さ 3.36m の花崗岩で造られたもので、「平相国清盛菩提塔」と記した石柱である。室町時代の特徴をよく示して、本市の石造物としては価値が高い。

旧波門崎燈籠堂 (石積) は、明石港の灯台として沖合に新灯台が建設された昭和 38 (1963) 年まで 300 年以上にわたり、本市の濤標として水運の発展に寄与してきた灯台である。現存する灯台のうち、設置年代は日本で 2 番



旧波門崎燈籠堂

目に古く、袴腰型の石造灯台として一番古いものとされる。平成 11（1999）年に海上保安庁から本市に譲渡され、現在も海峡に面したランドマークとなっている。

未指定の歴史文化遺産に関する調査の結果、市内では石燈籠や常夜燈、五輪塔、道標などの石造物が参考資料 1 に示すように 233 件確認されている。このうち、青龍神社の鳥居、林神社の石燈籠、天神社の石燈籠・鳥居、観音寺石燈籠、威徳院の石燈籠、住吉神社の石燈籠・鳥居、常楽寺の石燈籠、素盞鳴神社常夜燈・手水鉢の 11 件について、所有者は歴史的価値があると判断している。このほかにも近世以前の刻銘が確認される歴史的価値ある石造物が残されている。これらの石造物は、地域毎の歴史を示す歴史文化遺産であることから、その管理を継続していくことが重要である。



漁船が停泊する漁港の風景

⑦構造物

構造物の登録文化財建造物として、国登録の旧小久保跨線橋^{きゅうこくぼせんきょう}と中崎遊園地ラヂオ塔の 2 件を数える。

旧小久保跨線橋はドイツ製のトラス橋である。当初は、J R 九州の鹿児島線内の鉄道橋として、明治 23（1890）年にドイツの会社に発注されたものであるが、昭和 2（1927）年にそのうちの 2 連、長さ 65m を西明石駅構内の小久保の跨線橋として再利用した。平成 6（1994）年に役目を終えた後、そのうちの 1 基が再度、西明石の上ヶ池公園に移設され、公園内の遊歩道の一部として活用されている。

ラヂオ塔は、昭和初期にラジオの受信契約を増やすための販売促進の一環として全国各地に約 460 基が建設された。現在、全国で 20 数基、兵庫県内では本市と神戸市にそれぞれ 1 基ずつ残る。

未指定の構造物としては参考資料 1 に示すように、26 件を数え、漁業の盛んな明石らしく、二見港や林崎漁港などの港湾、下水道^{げすいどう} 截頭卵形渠^{せつとうらんけいきょ}、山陽電鉄などの橋梁、疏水関連施設、明石港の築^{つぎ}（月）山の石畳などの歴史文化遺産があり、明石の産業振興などを物語る。

また、近代の本市の生活文化を示す歴史文化遺産として巾着網^{きんちやくあみ} 記念碑^{きねんひ}がある。本市林崎町では、イワシの捕獲に古くから地引網が使われてきたが、明治 20 年代に巾着網の導入が試みられ、イワシの大漁に林浦は活気づいたといわれている。それを記念する碑が、林崎町の林小学校の校庭に建てられている。



巾着網記念碑

また、本市には江戸時代に灌漑用水として造られたため池が多く見られる。そのうち、大道池と長池は、7 世紀から 9 世紀にかけての古代山陽道に沿っている。

また、神戸市西区岩岡町秋田に所在する寛政池^{かんせいいけ}は、水利権が江井島にある。この寛政池は明治 26（1893）年、夏の大干ばつの際に寛政池の樋を抜いて江井島の水不足を解消したことか

ら、先人の功績をたたえて記念碑が建てられ、昭和 30 年代までは先人の苦勞に感謝して「寛政池祭」が行われていた。

ため池の中には番号のついた池があるが、そのうち、17 号池は、明石郡魚住村（現在：明石市魚住町）にある。淡河川・山田川^{おうごがわ}疏水事業に関係して明治時代末期から大正時代初期にかけて造られた支線の新しいため池である。ため池は、都市化の進展とともに大きく変貌し、現在では、農業用水の確保、洪水調節や親水公園としての役割だけでなく、水にまつわる伝説や文化などが地域の文化遺産となっている。このため、その保存・活用についての検討が必要とされる。



17 号池

近代以降、本市には多くの工場が立地したが、そのなかには、漁船の発動機生産から発展した企業や、衡機（はかり）生産で国内トップシェアの老舗企業、小規模な造船所などが稼働しており、これらの工場や工場内の工作機械、工業の歴史を示す資料室などは、本市の産業に関わる歴史文化を示す遺産であり、今後、その把握調査が必要であるといえる。

⑧その他の建造物

その他の建造物のうち登録文化財として、国登録が明石市立天文科学館、明石市立中崎公会堂の 2 件、県登録が茨木酒造 1 件の、合計 3 件を数える。

明石市立天文科学館は昭和 35（1960）年 6 月 10 日に開館した現存する国内最古の科学館である。J. S. T. M（日本標準時子午線）と表示された時計塔は子午線を示す標柱としての役割を持っており、明石のランドマークとなっている。また、プラネタリウム投影機も現在稼働しているものとしては国内最古のものである。



日本標準時子午線標示柱

明石市立中崎公会堂は、明治 44（1911）年に明石郡によって建設され、大正 8（1919）年の市制導入とともに明石市の所有となった公会堂で、市有では本市で最も古い建造物である。木造平屋建、棧瓦葺で、屋根の構造をトラス架構とする。明石郡伊川谷村出身で東大寺大仏殿の保存修理工事に従事した加護谷祐太郎^{かごたにゆうたろう}が設計を手掛けた建物である。

未指定の歴史文化遺産のうち、その他の建造物は参考資料 1 に示すとおり、70 件を数え、江井ヶ嶋酒造や太陽酒造の木造蔵がある。また、本市は教育のまちとしても市政を推進してきているが、神戸大学附属明石小学校は昭和 12 年（1937）に建設された学校建築である。

子午線の町・明石を代表する明石市立天文科学館、夏目漱石も柿落しに訪れた中崎公会堂、明石の特徴的な生業である酒造に関連する建築物などは、本市の近代以降の歴史文化を色濃く残す貴重な建築物であり、その保存と活用を進めていくことが重要である。

(2) 有形文化財（美術工芸品）

① 絵画

絵画の指定文化財として、県指定が浜光明寺に所蔵される麻布著色孟蘭盆曼荼羅、住吉神社の神馬図絵馬の2件、市指定が住吉神社の絵馬「加茂競馬の図」、柿本神社の絵馬「森狙仙筆猿の図」、本立寺の三十番神像の3件を含み、合計5件を数える。

麻布著色孟蘭盆曼荼羅は、朝鮮からの伝来図で、幅135cm、長さ215cmの軸物で、仏や菩薩のため様々な供養物を壇上に献じ拝礼する人物が描かれている。

住吉神社の神馬図絵馬は円山応挙の筆で、天明4（1784）年に江井島の市場屋庄助が奉納したものである。

市指定の住吉神社の「加茂競馬の図」は、江戸中期の画家である石田遊汀の筆によるもので、天明8（1788）年の京都の加茂競馬を描いたものである。額縁の墨書によって江井島の市場屋久五郎が奉納したことがわかる。

柿本神社の「森狙仙筆猿の図」は、墨書に「文化十一（1814）年甲戌三月」と狙仙による筆・印が捺されている。狙仙の猿のうちでも製作年次が明らかであるものは貴重である。

本立寺の三十番神像は、神仏習合の信仰による毎日交代で国家や国経典を守護するとして30柱の神々のことで、当該画像は15世紀頃の製作と推定される縦六段、横五列に三曲屏を背にした坐像形式の三十神を描き、縦91.4cm、横47.4cmの室町時代に多い目の粗い絵絹を使用した額形式をとっている。剥落退色が進んでいるが赤色系顔料は概ね保存状態が良好である。

未指定の歴史文化遺産としての絵画は8件である。

② 彫刻

彫刻の指定文化財として、県指定が宝林寺の木造聖観音立像、高家寺の薬師如来坐像の2件、市指定が柿本神社石造狛犬、宝蔵寺の毘沙門天及び両脇侍像の2件の、合計4件を数える。

木造聖観音立像は、典型的な藤原時代末期の様式を示している寄木造で、右手は垂下、左手は屈臂して蓮華を持っており、定朝様式の優美さを示している。

薬師如来坐像は、白鳳時代の太寺廃寺跡に小笠原忠政によって再建された高家寺の本尊として祀られている。仏高83cmの寄木造で、典型的な藤原後期（12世紀）の様式を示している。

柿本神社の石造狛犬は台座に「宝暦四（1754）年」の銘があり、東播磨地方の石造狛犬の中で最も古い狛犬である。本体は砂岩製、台座は花崗岩製である。

宝蔵寺の木造毘沙門天及び両脇侍像は、室町時代初期の彫刻であるが、鎌倉時代の様式をよくとどめている。寺伝によれば、応永3（1396）年閏5月2日夜、藤原左近なるものが明石沖より引き揚げたものであると伝えられ、「林の毘沙門さん」として親しまれてきた像である。



柿本神社狛犬

未指定の歴史文化遺産としての彫刻は 25 件で、神社の狛犬が多い。これらの神社に所蔵される石造彫刻は、銘によりその年代が明らかとなることが多く、地域の由来を知るための縁ともなっている。このため、各地域で調査を実施した上で、保存と管理の継続が重要となる。



素盞鳴神社常夜燈



大久保住吉神社の狛犬

③工芸品

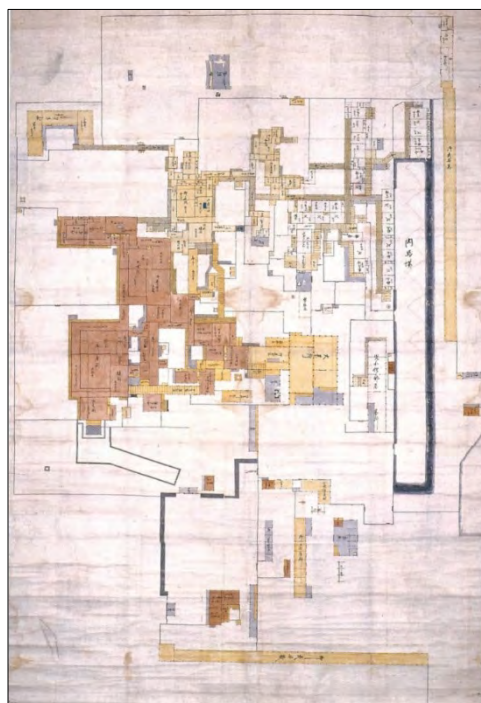
工芸品の指定文化財として、市指定の光明寺の和鐘^{わしやう}、明石城太鼓、明石城御殿平面図、藤村^{たんじやう}定「地球儀」、柴屋町地蔵講中の鱈口^{わにぐち}の 5 件を数える。

和鐘は享保 14 (1729) 年 7 月 15 日に鑄造された袈裟状の和鐘で、胴には四天王像四駆・鳳凰・獅子を浮き彫りで表した江戸時代の傑作といえる。銘の撰文には京都浄土宗大本山知恩寺第 44 世西音大僧正^{さいおんだいそうじやう}、冶工に藤原国次^{やこう ふじわらくにつぐ}とあり、慶長以降の和鐘では数少ないものである。

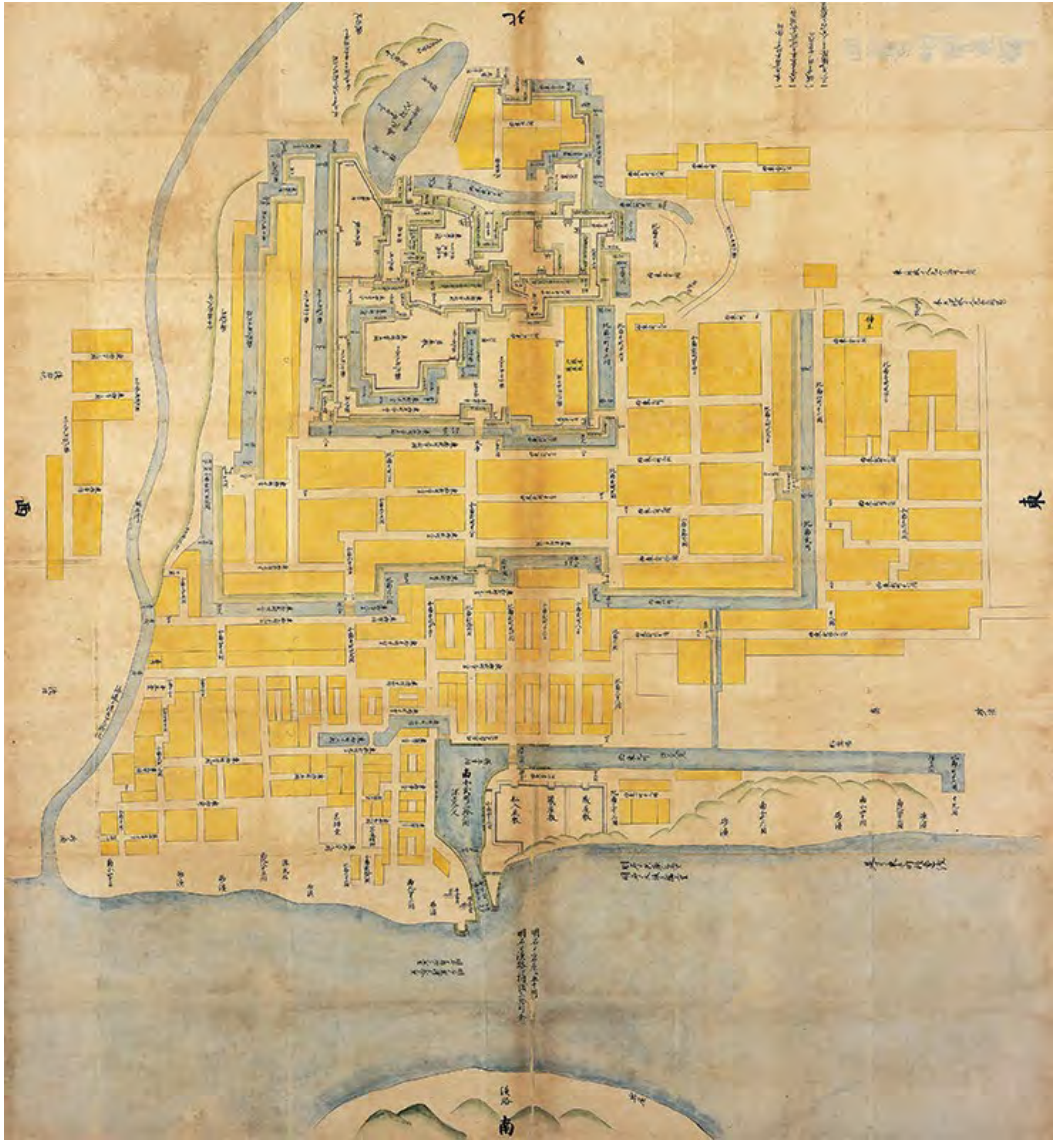
明石城太鼓は築城以来、太鼓門に置かれ、時刻を知らせていたものである。胴はケヤキ造、中央部の周囲は約 270cm、直径 80cm、全長 84cm で、内側には歴代の藩主が皮の張替修理をしたことを示す墨書銘もある。現在、明石神社が所蔵している。

明石城居屋敷郭御殿平面図は、御殿が表御殿、奥御殿に分かれていること、郭は周囲に堀をめぐらし、南東に表門の切手門、北方に裏門の蓮の門を設けた塀で厳重にかまえられてきたこと、東西 216m、南北 140.4 m、面積 28,660.5 m²の広大な規模であったことがわかる。藩主の居館^{きよかん}の理解のために欠くことができない図面であり、現在は、明石市立文化博物館が所蔵している。

明石城に関する絵図は、このほかにも数多く保存されており、正保元 (1644) 年播磨国明石城絵図なども明石市立文化博物館で所蔵している。



明石城居屋敷郭御殿平面図【明石市立文化博物館蔵】
 (『明石城関連絵図資料集』明石葵会)



播磨国明石城図【明石市立文化博物館蔵(170×185cm)】

「地球儀」は、弘化4（1847）年3月に藩主^{まつだいらよしのり}松平慶憲の命令で藩士藤村覃定が作成したものである。本体の寸法は直径35cm、高さ55cm、台の最大幅は52.5cmである。なお、地球儀の原資料は^{たかはしかげやす}高橋景保の「万国全図」（1804～1818）と推定される。現在、明石市立文化博物館で所蔵されている。

未指定の工芸品は4件でいずれも個人蔵である。工芸品についても、社寺などが所蔵している場合には、劣化などの恐れも懸念されるため、今後は、調査などを実施した上で、価値あるものの保存と活用の措置を検討することが必要とされる。

（3）有形文化財（歴史資料）

①書跡・典籍

書跡の指定文化財として、国指定が月照寺所蔵の桜町天皇^{しんかんおよびい}宸翰及一座^{ちざんざく}短籍、柿本神社所蔵の後桜町天皇宸翰短籍、仁孝天皇宸翰及一座短籍の3件、市指定が月照寺所蔵の三十六歌仙絵及び和歌式紙、柿本神社所蔵の柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料^{れいぜい}、冷泉

ためた
為理 柿本社奉納和歌の3件の、6件を数える。なお宸翰とは天皇自筆の文章で、短籙とは短く切った紙のことである。

三十六歌仙絵及び和歌式紙は、^{とさのひろすみ}土佐 広澄が宝永2（1705）年に描いたもので、極彩色で表現されている。和歌は江戸時代前期の公家・学者・歌人であった^{あすかい まさあき}飛鳥井 雅章が書いたもので絵は大和絵の伝統を受け継ぎ優美である。

柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料は、享保8（1723）年に人丸社に「正一位柿本大明神」の神位神号が宣下され、月照寺は永代勅願寺となったが、これらの記録は当時の事情や背景を知ることができる貴重な史料である。

冷泉為理柿本社奉納和歌は、^{うらのかすみ}浦 霞 から始まり、^{うめかぜにかおる}梅 薫風、^{なほしろ}苗代、^{なつくさぶかし}夏草深、^{まつかげのいづみ}松陰 泉、^{はぎ}萩 盛、^{しかのこゑとほし}鹿声 遠、^{つきころもさむし}擣衣 寒、^{ちどり}千鳥、^{れんじつゆき}連日 雪、^{ちぎりわたのむこひ}契憑 恋、^{あいおもひ}相思 恋、^{あかつきのとり}暁 鷄、^{かいり}海路、^{まつによせるいはひ}寄松 祝の15題の和歌を詠み、柿本社に奉納したものである。字体は冷泉流と呼ばれるものである。江戸時代から明治にかけて、当社が公家との関わりを保持していたことを示し、人麻呂信仰のあり方を知る上で貴重な書跡である。

未指定の書跡・典籍は8件で、月照寺所蔵の^{ひぜんしまばらみねよしなり}肥前 島原 嶺 良成 百首和歌などが含まれる。これらの書跡などについても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

②古文書

古文書の指定文化財は、市指定の明石藩主地子免許状1件である。明石藩主が代々、町が繁栄することをめざして町民に地租を免除した書状で、明石藩行政を知る上で重要な史料である。廃藩置県の後、町村制実施に伴い、明石町役場に引き継がれたものである。

未指定の古文書は参考資料1に示すように47件で、天保8（1837）年に作成され、大久保本陣の安藤家に残された「^{ごようじんやどならびにんべつせん に てわた}御用人宿并人別 銭ニ 而渡し ^{かたひかえちよう}方扣帳」などが含まれる。これらの古文書についても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

③考古資料

考古資料の指定文化財として、県指定が^{しび}鷗尾 と断片、藤江別所遺跡出土品、報恩寺跡本堂基壇出土瓦の3件、市指定が藤江別所遺跡井戸内出土品、林崎三本松瓦窯跡群出土瓦、寺山古墳石室及び出土品一括の3件の、合計6件を数える。

鷗尾と断片は、高丘3号窯より出土した鷗尾一対及び破片1個で、8世紀前半ごろに制作されたものと考えられる。

藤江別所遺跡からは、井戸内から古墳時代の土器と共に腕飾りの車輪石や銅鏡などの遺物が出土している。

報恩寺跡は、長らくその所在が不明であったが、平成4年（1992）の発掘調査でおびただしい数の瓦の出土により、所在が判明したものであり、瓦銘文から明徳4年（1393）に建立されたことがわかった。

市指定のうち、寺山古墳石室及び出土品一括は、古墳時代後期の市内唯一の横穴式石室をもつ古墳で、内部から馬具や刀装具、須恵器杯、高杯、甕などが出土している。

未指定の考古資料としては参考資料1に示すように15件が数えられる。市内の遺跡から出土した土器や石製品がある。これらの考古資料については、記録保存などにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

④歴史資料

歴史資料の指定文化財は、市指定の^{やまとかたななもけい}大和型船模型、^{しごぎ}子午儀、日本標準時子午線関係資料、徳川家康感状等横河家伝来資料の4件である。

大和型船模型は、全長2.25m、胴幅75cm、高さ48cmで、文政年間（1818～1830）に住吉神社に奉納された。形式からみて江戸時代文化・文政期の作と推定され、細部まで省略することなく丁寧に製作されたものである。

子午儀は、野外観察に使用された携帯用であり、19世紀のものである。

日本標準時子午線関係資料は、大日本中央標準時子午線通過地標識、子午線標示柱、神明国道子午線標識、子午儀（1928年の天測で使用）、子午儀（1951年の天測で使用）の5点である。

徳川家康感状等横河家伝来資料は、二見在住であった横河家から平成29（2018）年に明石市が寄贈を受けた2,982点の資料である。同資料には第24代^{よこかわしげのぶ}横河重陳が大坂冬の陣で功を立てたことを証する歴史資料を含んでいる。その中で特に価値が高い「徳川家康感状」、「池田忠雄感状」、「良正院感状」、「伝大坂冬の陣で用いた槍先」の4点が指定文化財である。

未指定の歴史資料としては、参考資料1に示すように西浦辺組絵図、明石藩江戸上屋敷図など18件である。これらの歴史資料については、電子化するなどにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

（4）無形文化財

無形文化財の指定文化財は、現在のところ市内にはない。

未指定の無形文化財には、陶芸の明石焼が工芸技術として1件があげられる。今後、無形文化財の掘り起こしが必要とされる。

（5）民俗文化財

①有形民俗文化財

有形民俗文化財の指定文化財は、市指定の住吉神社の能舞台1件である。これは、市内唯一の能舞台である。能が地方まで伝播した江戸時代の生活文化と歴史の変遷を知る史料として貴重である。舞台の構造は江戸時代初期から中期の様式である。

未指定の有形民俗文化財としては、蛸壺などの漁撈用具や酒造道具など地域産業にまつわる45件があげられるのも本市の特徴である。

さらに本市を代表する未指定の文化財として、通称「布団太鼓」と呼ばれる「布団台」があげられる。布団太鼓は赤い三枚布団を屋根に頂いた祭礼山車で、本市を中心に旧明石郡の神戸市垂水区、西区、北区淡河町、三木市にも類似のものが分布する。布団太鼓は、瀬戸内海と沿岸域ほぼ全域に分布するが、本市の布団太鼓の特徴は「一丁マカセ」であり、現在、林神社に和坂地区から担ぎ出される一台しか存在していない。現在では多くが「五枚布団」や「やや反

り三枚布団」になったり、屋根の下に「狭間彫刻」が施されたりしているが、旧態の「赤い平三枚布団」、「雲板・狭間彫刻無し」が明石型として伝統あるものである。大蔵八幡町の穂蓼八幡神社に納められている明石型の五枚布団太鼓がこうした地域性を色濃く残す本市にあって、市内で最も古いものである。平成26(2014)年3月に発刊された「明石の布団太鼓」によると、現在も布団太鼓が担がれているのは40地区で、布団太鼓が廃絶・休止中が19地区になる。今後は廃絶・休止中の布団太鼓についての記録保存などの取り組みが必要とされる。

②無形民俗文化財

無形民俗文化財の指定文化財としては、県指定の大蔵谷の獅子舞の1件、市指定の大蔵谷の囃口流し、大蔵谷の牛乗り、明石浦のおしゃたか舟、藤江の的射、清水のオクワハンの5件の6件を数える。

大蔵谷の獅子舞は16世紀頃に当地に伝えられ、稲爪神社の氏子により伝承されてきたものであり、三人継ぎ肩車など芸の大胆さがその特徴である。

大蔵谷の囃口流しは、稲爪神社で謡手が三味線に合わせて謡うもので昭和45(1970)年に復活した。また、大蔵谷の牛乗りも稲爪神社の祭礼で行われ、これも昭和46(1971)年に保存会ができて復活した。

明石浦のおしゃたか舟は明石の夏の風物詩として有名であり、櫂をつけた9艘の小船を青年が「おしゃたか」と言いながら前に投げて海上を進むものである。

藤江の的射は毎年1月中旬に行われ、豊作と豊漁を願う民俗芸能の大祭である。

清水のオクワハン、田植えの無事終了と豊作を願う神事で、田植えの終わった水田を歩くものである。清水地区のオクワハン、水との結びつきを明確に伝える現在では珍しい慣行である。

また、無形民俗文化財のうち、未指定の伝説、伝承、氏神講などの年中行事も数多くみられ、参考資料1に示すように市域全体で風俗慣習が95件、民俗技術が6件となる。

年中行事のなかには、指定文化財になっている「的射」や「オクワハン」などの行事を継承している地区もあることから、これらの掘り起こし調査が必要とされる。

食文化についてみると、江戸時代には盛んに発刊された図会のなかで、本市の魚が名産として紹介されている。『和漢三才図会』(正徳2(1712)年刊行)では、タイ、メバル、アブラメ、カレイ、イカナゴ、イイダコが、『日本山海名産図会』(寛政11(1799)年刊行)では、インダイ、タコが紹介されており、「明石の魚」は全国に知られていたといえる。

市民の生活をみると、昭和30年代頃の本市鳥羽地区の野々池では、夏休みには男の子が野菜の収穫の手伝いをしたり、「牛」に池の土手の青草を食べさせるための「牛飼い」が日課であった。「牛飼い」の主なおやつは「菱の実」などであった。

また、農村地帯の秋祭りでは鰯寿司、枝豆の豆飯、まったけ飯、巻き寿司、鶏(かしわ)のすき焼きなどが家庭で作られた。また、大きくなったイカ



日本山海名産図会
(文化遺産オンライン)

ナゴ（「フルセ」という）をアナゴの代わりに使った巻き寿司は本市特有の寿司である。現代でもタイやタコなどの鮮魚のほか、焼アナゴ、イカナゴ釘煮などは、本市の代表的な食べ物であり、これらの食文化を支えているのが「魚の棚商店街」である。

今後は、現代生活にもつながっている本市の食文化の掘り起こし調査が必要とされる。

また、本市の食文化を代表するのが「明石焼（玉子焼）」であるが、今後、文化財としての保全方策の検討が考えられる。



明石焼（玉子焼）
（明石観光協会）

（6）記念物

①遺跡

遺跡の指定文化財として、国指定の史跡明石城跡の1件、県指定の^{たかおかこようせきぐん}高丘古窯跡群（5・6・7号窯）（8・9号窯）、^{たいでらはいじとうあと}太寺廃寺塔跡の2件、市指定の旧明石藩主^{まつだいらけびょうしよ}松平家廟所、横河重陳墓、^{はやしぎきほりわりきよきひ}林崎掘割渠記碑、カゲユ池古墳（1号墳）、光明寺の^{めいじてんのうあんざいしよあと}明治天皇行在所跡、^{ぬさづか}幣塚古墳が6件の9件を数える。

史跡明石城跡は現在、県立明石公園内に櫓と石垣を残している。明石城は元和5（1619）年正月に普請が始まり、翌元和6（1620）年4月に完成し、天守台の石垣は築かれたが天守は建てられなかった城である。

高丘古窯跡群は斜面を利用した登り窯跡で、7世紀から8世紀にかけて瓦や須恵器を焼いた窯業生産地であったことがわかる。

太寺廃寺塔跡は、三層以上の層塔があったと推定され、壮大な古代寺院であったことが周辺の発掘調査から明らかになっている。

明石藩主松平家廟所には明石藩主とその家族の墓59基が残されている。

横河重陳墓は地方の豪族であった横河家の墓で重陳の子孫が実績顕彰のため建立したものである。

カゲユ池古墳は6世紀の東西16m、南北10mの円墳で、藤江にある公設市場敷地の一部となっている。

幣塚古墳は直径34m、高さ4mの市内最大で最古の円墳である。平成4（1992）年の発掘調査の際に、墳丘裾部に20個体の埴輪が規則正しく配列されていることが確認された。この埴輪は神戸市垂水区の五色塚古墳の埴輪と特徴が一致することから、五色塚古墳の被葬者と政治的に関係の深い人物が葬られていると考えられている。

林崎掘割渠記碑は元文4（1739）年に林崎地方6ヶ村が灌漑用水確保のため掘割を作ったことを長く子孫に伝えるために建立したものである。

光明寺の明治天皇行在所跡は、明治18（1885）年に行在所として浜光明寺の書院があてられた際の調度品が庭園と共に保存されており、行在所の状況が偲ばれる。

未指定の遺跡は参考資料1に示すとおり、70件が数えられ、旧石器時代の西脇遺跡や古墳時代の藤江別所遺跡など発掘調査で明らかになった遺跡などが含まれる。また、船上城跡は現在、船上西公園およびその周辺に立地する。船上城築城後、城の西側に城下町が整備され、南側に

は堀を経て海へとつながる港が築造されていた。これらの未指定の歴史文化遺産は、今後も継続して遺跡の学術調査などが必要とされる。

②名勝地

名勝に関する指定等文化財はない。

未指定のものは4件で、朝顔光明寺の境内に、『源氏物語』のなかで光源氏が月見をした池に後世比定された「光源氏月見の池」がある。また、本松寺、^{ほんしょうじ}円珠院、^{えんしゅいん}雲晴寺には宮本武蔵が作ったとされる庭が残っている。

市内の商家や洋館などの庭園は調査が進んでいないが、名勝庭園掘り起こしのため、今後の調査が必要とされる。

③動物、植物、地質鉱物

天然記念物の指定文化財は、市指定の^{ずいおうじ}瑞応寺のソテツの1件である。

瑞応寺のソテツは雌株で、寺が天正年間（1573～1585）に建立された当時よりあったものと推察されている。樹齢は400年を超える。

未指定の動物、植物、地質鉱物は14件で、市内各地の湧水や「どっこんしょ」と呼ばれる井戸があげられる。そのなかでも林神社の近くに「^{たていし}立石の井」があるが、ここには大蛸伝説が伝わっている。

このような段丘崖から染み出る湧水が明石の酒造りなどの生業の基礎となっており、保存と活用のための方策の検討が必要とされる。



立石の井

（7）文化的景観

本市では、重要文化的景観の選定はない。

未指定の文化的景観としては、6件を数え、漁業を中心とした文化的景観と宿場町を中心とした文化的景観があげられる。

①漁業を中心とした文化的景観

本市では、市を代表する生業である漁業と人々の生活が一体となった風景が文化的景観として重要であり、「平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業」により、市内の漁村に関する調査結果をまとめた『明石の漁村－「鹿ノ瀬を巡る漁業とくらし」－』を刊行している。

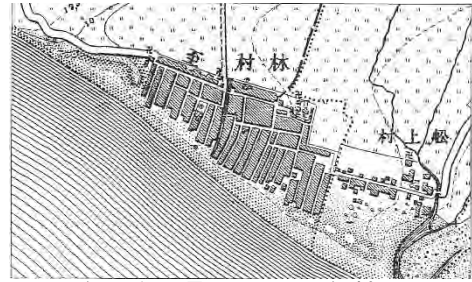
同冊子の作成にあたっては、文献研究により本市の魚と漁について歴史的流れを把握し、具体例として、林地区と二見地区の2地区を調査している。

このうち、旧林村の明治 19 (1886) 年の仮製地形図と現在の町割りを比較すると、漁業者の居住地の区割りはほとんど変わっていない。町には 10 軒単位の近隣組としての隣保が構成されており、地縁による漁撈^{ぎよらう}集団と祭祀^{さいし}集団が一致している。

また、明治 30 (1897) 年刊行の「兵庫県漁具図解」で示された捕獲魚類は現在も林地区の主要捕獲魚類となっている。さらに、伝承を伝える「雌鹿^{めじか}の松^{まつ}」や「鹿ノ瀬」などの地名、松江海岸の「赤石^{あかいし}」の碑なども残されている。

林地区は漁村集落の町割りのみならず、古い民家も残されており、港町の文化的景観を今に継承しているといえる。

このため、文化的景観としての調査ならびに保存・活用方策の検討が必要とされる。



明治 19 年測量 2 万分の 1 仮製地形図
「林村」(参謀本部陸軍部)



林地区の町並み

②街道筋を中心とした文化的景観

大蔵谷は江戸時代に西国街道が整備された後、宿場町として発展した。宝永元 (1704) 年には本陣 1 軒、旅籠屋 60 軒、馬 46 匹、駕籠問屋 2 軒、駕籠仲間 80 人を数えたとされる。

住野文書にみる「大蔵谷 御本陣 旅籠屋 宿割 附図」と現在の地図を比較すると、裏道往来(脇道)と大蔵院などの社寺の位置は当時と同様である。

現在も大塩邸や卯月邸、服部邸(都市景観形成重要建造物)が確認されており、当時の面影を残している。

また、街道筋一帯では、穂蓼八幡神社(越智神社)の五枚布団太鼓や稲爪神社の大蔵谷獅子舞、牛乗りなどの民俗文化財や、地藏堂や地藏盆の行事が受け継がれている。

有形の町割りや町家、無形の布団太鼓、獅子舞、地藏盆などの行事を含め、大蔵谷地区は街道筋跡の文化的景観を今に継承している。今後、文化的景観としての保存・活用方策の検討が必要とされる。

第3章

明石市の歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴

本市の歴史文化の特徴は、①播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化、②古代の足跡を語る歴史文化、③明石城下に花開いた歴史文化、④海の道・陸の道の歴史文化、⑤近代・現代の明石を形成した歴史文化、の5つのテーマに導かれる。これらのテーマを創発した明石市の歴史文化の特徴は、

「明石海峡を望む大地を舞台に、先史から現代まで連綿と続く

ものづくり、城づくり、まちづくりに関わる人々が築き上げてきた歴史文化」

となる。

2. 地域別に見た歴史文化の特徴

明石東部地域、西明石地域、大久保地域、魚住地域、二見地域の5つの地域は、それぞれ、地勢を活かした漁業や農業、酒造業などの生業が息づくまち、寺院跡などの古代遺跡や城下町の町割りや遺構を残すまち、街道筋などの陸の道や漁港を中心とした海の道などに関わる歴史文化を残すまちとして、さらに、地藏盆などの行事が継承されている文化のまちとして、地域それぞれの多様な歴史文化を今に伝えている。

そのなかで明石東部地域は、明石城を中心とした城下町に関わる歴史文化遺産のみならず、海の道・陸の道の結節点としての歴史文化、近代・現代の明石を形成した歴史文化など複層的な歴史文化を今に伝える地域である。

第3章 明石市の歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴

本市では、播磨灘や明石海峡及び段丘などの地勢、新田やため池などの風土を基盤として、特有のまちづくりやものづくり、人々の営みが長い時間をかけて蓄積されてきた。また、漁業などに関わる特徴的な文化的景観や城下町などの町並み、酒造業などの生業^{せいぎょう}、布団太鼓や各地の祭礼は、本市の歴史文化遺産として今も継承されている。

これらの風土、地勢、町や村、人の営み、歴史文化遺産で形成される本市の歴史文化の特徴は、下図に示すように、①播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化、②古代の足跡を語る歴史文化、③明石城下に花開いた歴史文化、④海の道・陸の道の歴史文化、⑤近代・現代の明石を形成した歴史文化、の5つのテーマに導かれる。さらにこれらのテーマを創発した本市の歴史文化の特徴は、下記に整理される。

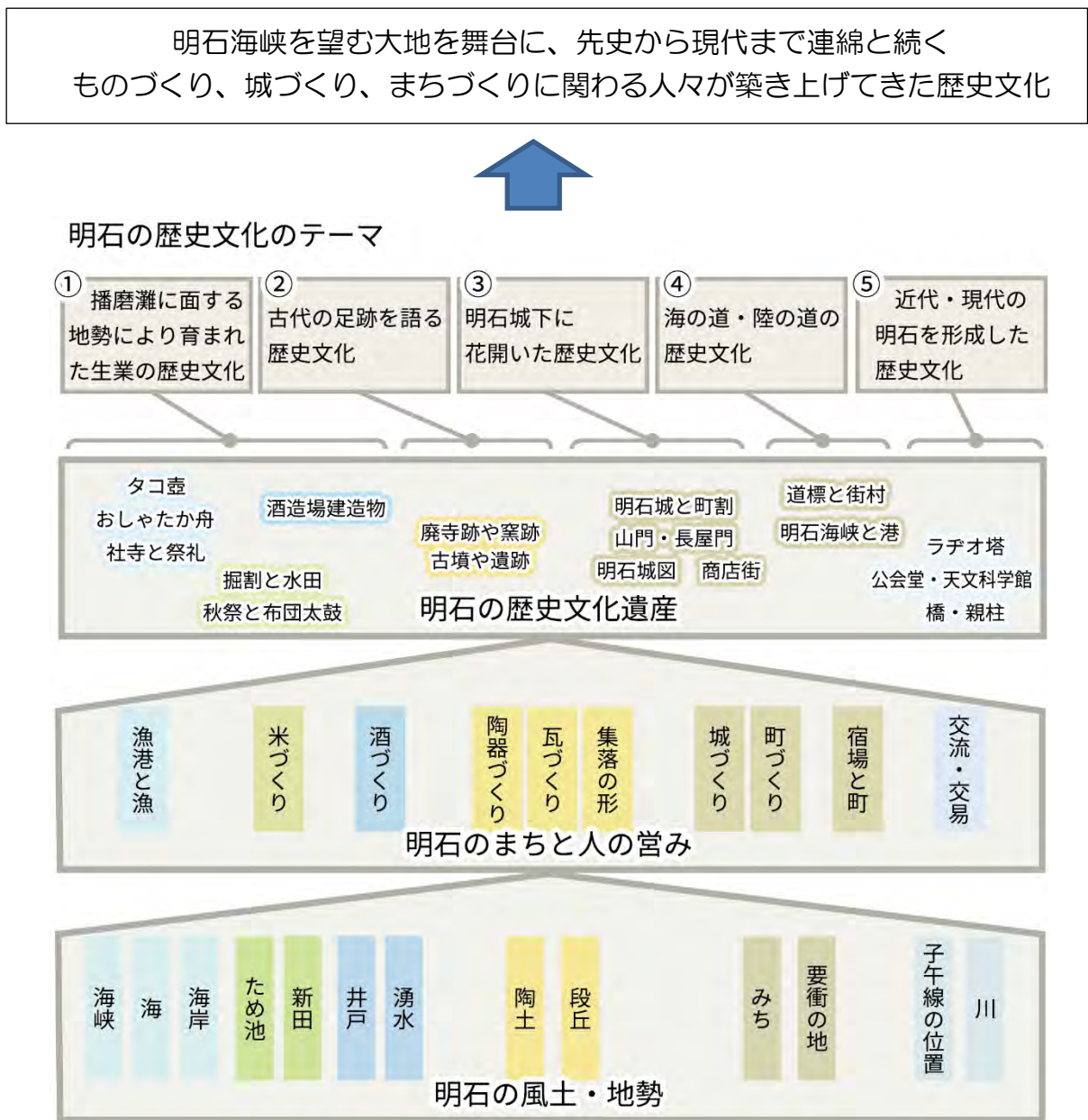


図3-1 明石市の歴史文化の特徴

(1) 播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化

本市は目の前に広がる海、台地に広がる農地と新田開発で築かれたため池や掘割、段丘崖から湧き出る水などによって、古くから多様で豊かな生業が育まれてきた。

海の恵みとの関わりについて、硯町遺跡から出土した飯蛸壺が物語っている。こうした海との関わりは、漁港で水揚げされる魚介類の新鮮さと豊かさ、海上安全と漁業繁栄の神を祀る祠が残る漁村集落の町割りなどからも、古くより連綿と現在につながっている海の生業にまつわる歴史文化を感じることができる。

一方、旧明石郡で生産されている「谷米」と呼ばれるコメと大久保町周辺で湧き出る「寺水」などの水が明石の地で江戸時代以降、酒造業を発達させた。明治時代になっても27軒、2万石近くの酒造りが続いており、現在も江井ヶ嶋酒造をはじめ、市内では6社が操業している。コメは、江戸時代以降、新田開発が盛んに行われ、大久保町などに広がる水田、掘割やため池によりコメの増産に努めた様子が市指定の林崎掘割渠記碑や庄内掘割、寛政池紀功碑で読み取れる。また、国登録文化財建造物である野々上の岩佐家住宅や未指定ではあるものの田中家住宅は明治時代以降の典型的な農家の様式を示している。

さらに、県指定の高丘古窯跡群にみられるように丘陵上部で古代からの窯跡が確認されている本市には、戦前までは海岸沿いに多くの瓦工場があった。

人々の暮らしにまつわる祭礼としては、無病息災を祈願する「茅の輪くぐり」神事、播磨の歴史文化を代表する布団太鼓を用いた秋の祭礼、地蔵巡りなどは今も地域で継承されている。特に林崎漁港の旧林村では、路地をはさんで顔をあわせるチョウ（丁、町）ごとの地縁による漁撈集団と祭祀集団が一致しており、子どもの成長や地域の人々の生活を見守る地蔵も町内ごとに祀られている。

このように、明石の海や農地、ため池や豊かな湧水、丘陵の粘土層に育まれた漁業、農業、酒造業、瓦づくりなどの生業は本市の歴史文化の大きな特徴となっている。

播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化にまつわる遺産

海：硯町遺跡・赤根川遺跡（飯蛸壺の出土）、岩屋神社、各地域の住吉神社をはじめとした神社、巾着網記念碑、おしゃたか舟、藤江の的射、二見の干しダコ

尾上（てる予）邸、尾上（清茂）邸、増本邸

野：大久保町等の水田、安達邸、丸尾邸（農家）、小山邸（庄屋）、山の神、清水のオクワハン
井：茨木酒造、江井ヶ嶋酒造、太陽酒造、亀の水、弘法大師の霊水、アン（庵）の井戸、吹き出し井戸である「どっこんしょ」推定場所、卜部邸、原邸

池：林崎掘割渠記碑、庄内掘割、17号池、大道池などいなみ野のため池群と水利施設

祭：茅の輪くぐりの神事、布団太鼓などの祭礼、地蔵盆と地蔵巡り

等



林崎漁港



尾上（てる予）邸
（明石郷土の記憶デジタル版）



林神社茅の輪くぐりの神事

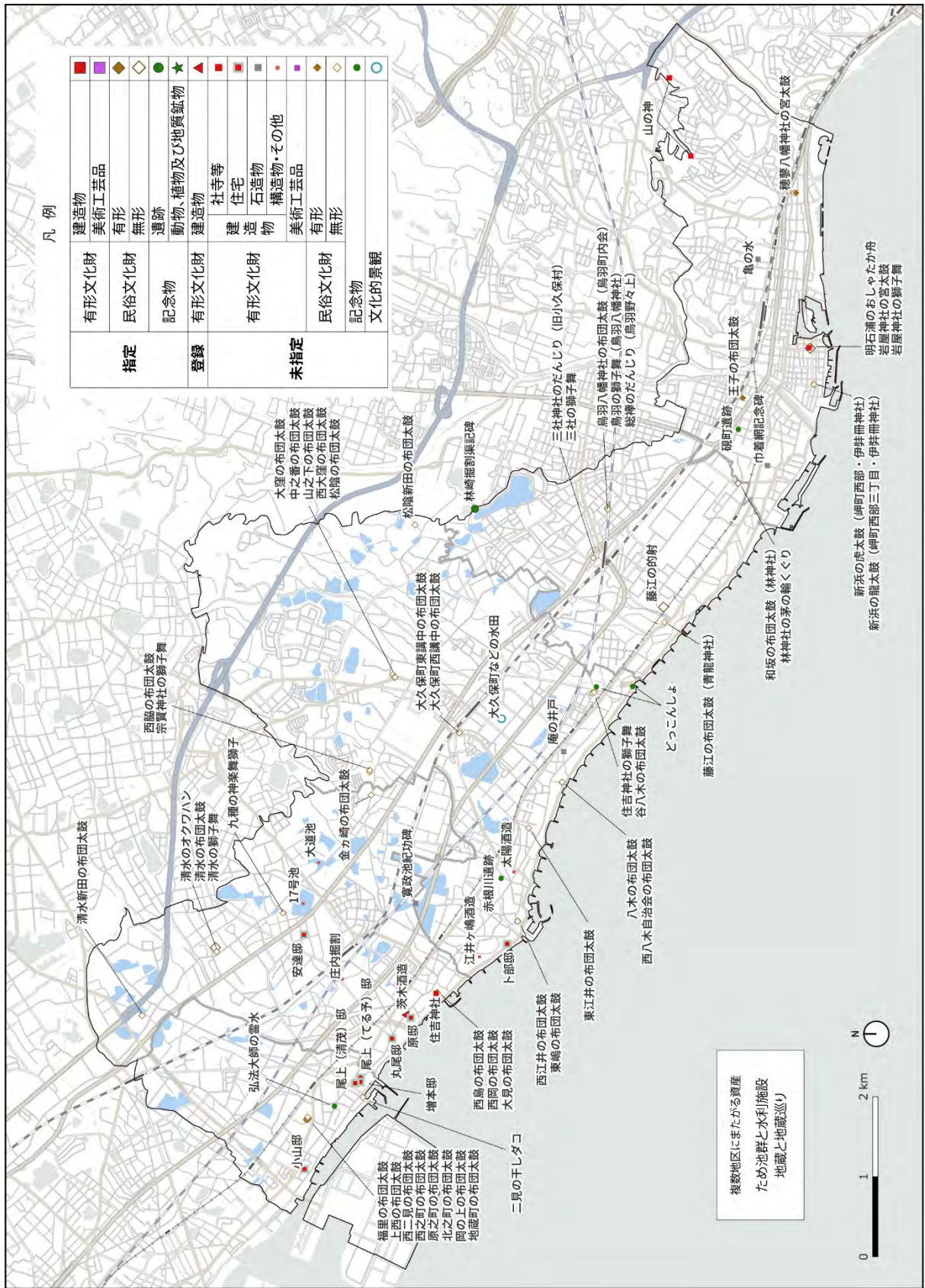


図3-2 瀬灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化にまつわる遺産

(2) 古代の足跡を語る歴史文化

本市域の大部分が標高 20m前後の「いなみの台地」とよぶ中位段丘面と明石川などの下流域の小規模な沖積地で構成され、平野と台地の南端部に古代の足跡を語る遺跡が分布している。

先史時代には、今から 200 万年前に生息していたとされるアカシゾウ（アケボノゾウ）やシフゾウ（シカ的一种）の化石が発見されている。

さらに、旧石器時代の遺跡である西脇遺跡^{にしわきいせき}や藤江川添遺跡^{ふじえかわぞえいせき}、縄文時代の藤江出ノ上遺跡^{ふじえいでの上いせき}、弥生時代の上ノ丸遺跡、古墳時代の藤江別所遺跡^{ふじえべつしよいせき}および市指定の幣塚古墳^{ぬさづかこふん}、赤根川金ヶ崎窯跡、奈良時代の硯町遺跡や太寺廃寺跡^{たいでらはいじあと}などの発掘調査が進められ、旧石器時代のナイフ形石器や縄文時代の埋設土器、古墳時代の角杯形土器や奈良時代の飯蛸壺などが出土している。特に藤江別所遺跡からは、古墳時代の車輪石（石でつくられた腕輪）、9面の銅鏡など、豪族の存在を物語る遺物が出土している。

また、明石川左岸の段丘上に白鳳から奈良時代にかけて建立された太寺廃寺^{たいでらはいじ}がある。現在は天台宗高家寺^{こうけじ}境内の南東隅に塔跡が存在し、兵庫県の文化財に指定されている。平成30(2018)年11月から塔跡の修繕工事を行い、基壇の縁や雨落ち溝のラインも明らかになっている。加えて、海に面した本市では、和銅8(715)年頃に編纂された『播磨国風土記』^{はりまのくにふどき}逸文に仁徳天皇の時代に明石駅の近くに生えていたクスノキで船をつくって難波まで水を運んだという説話があり、明石駅の近くに港があったことが想定できる。

中尾川、赤根川流域には平安時代から鎌倉時代にかけて、こね鉢などの須恵器を焼く窯が数多く築かれていたことが発掘調査によって明らかにされている。また、天平12(740)年に行基が建立したとされる延命寺^{えんめいじ}、天平16(744)年の建立とされる長楽寺^{ちやうらくじ}などの寺院も赤根川下流に点在し、古代の宗教空間を彷彿させる。

このように、遺跡や古墳、遺物などは、古代に明石の地で展開した人々の営みの様子を物語っている。

古代の足跡を語る歴史文化にまつわる遺産

先史：アカシゾウ発掘地、「明石原人」発見地、屏風ヶ浦海岸

遺跡：西脇遺跡（旧石器時代）、藤江川添遺跡（旧石器～江戸時代）、藤江出ノ上遺跡（縄文時代）、上ノ丸遺跡（弥生～古墳時代）、硯町遺跡（奈良時代）、太寺廃寺塔跡（奈良時代）、赤根川遺跡（奈良時代～平安時代）、大蔵中町遺跡（瓦積みの井戸）

古墳：幣塚古墳（古墳時代前期）、カゲユ池古墳（古墳時代後期）、寺山古墳（古墳時代後期）

窯跡：藤江別所遺跡（縄文時代）、赤根川金ヶ崎窯跡（古墳時代）、高丘古窯跡群（奈良時代）
魚住古窯跡群（平安～鎌倉時代）、窯跡等からの出土品（明石市立文化博物館蔵）

遺物：石器、土器、飯蛸壺、製塩土器、瓦など（明石市立文化博物館蔵） 等



アカシゾウ発掘地
(明石観光協会)



カゲユ池古墳



行基が建立したとされる長楽寺

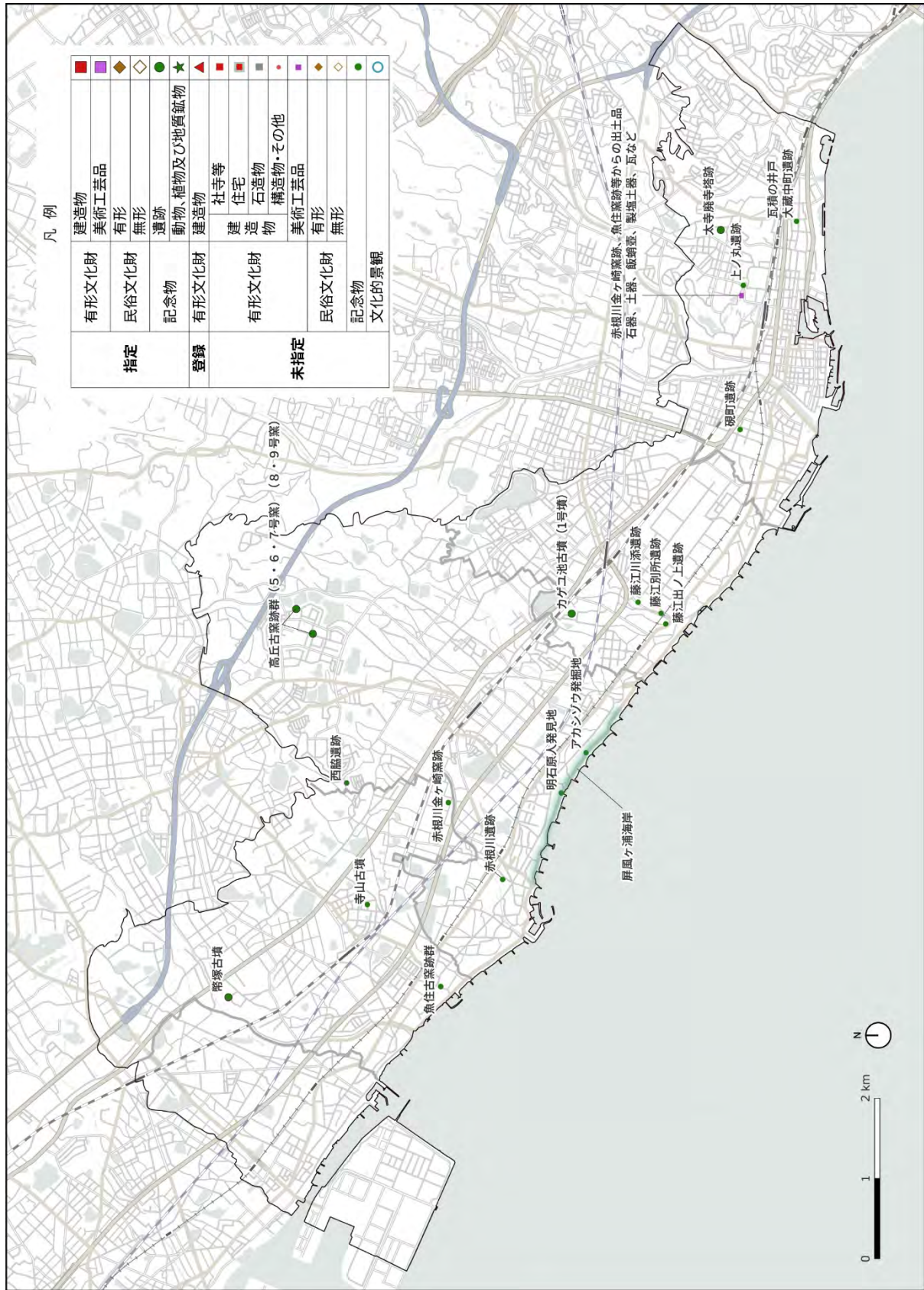


図3-3 古代の足跡を語る歴史文化にまつわる遺産

(3) 明石城下に花開いた歴史文化

本市の東部地域は古くより、東西交通、南北交通が交差する地域であったため、嘉吉元(1441)年には赤松満祐が幕府軍と対峙するなど、戦いの舞台となることも度重なり、城や砦が築かれた。

東西交通の要衝であった本市東部地域が城下町として発達するのは、近世からである。

天正13(1585)年には高山右近が船上城と城下を整備した。町中の道が鍵型に折れていることや浄蓮寺、専修寺などの寺院が東西に並ぶように所在しており、敵を意識して備えてきた城下町であったことが今も伺える。

江戸時代になると、元和3(1617)年に明石藩が設けられ小笠原忠政が初代明石藩主となって、西方への守り、東西交通・交易の拠点となる明石城下を整備した。小笠原忠政は明石城下と港の建設に着手し、明治に入るまで、明石城の城下町として多様な文化が花開いた。

現在も明石城切手門が市指定の月照寺山門として移築されている他、明石城は巽櫓と坤櫓が重要文化財建造物としてその威容を誇り、史跡明石城跡は、明石公園として市民に親しまれている。

また、今も残る県指定高家寺本堂は小笠原忠政によって再建、住吉神社は忠政が建立・寄進したとされ、第8代藩主以降の松平家の廟所や松平家の家老であった市指定織田家長屋門などからも、明石の城下が築き上げ、現代にもつながる歴史文化をみることができる。

さらに、小笠原忠政は、城下町の東部を商人と職人の地区、中央部を東魚町、西魚町など商業と港湾の地区、西部は樽屋町、材木町とその海岸部には廻船業者や船大工などと漁民が住む地区という町割りがなされたが、その東魚町、西魚町にあたるのが現在の魚の棚商店街の原型になる。

城に近い一等地に魚町が置かれていたことから、当時から、本市では魚が重視されていたことがわかる。元文年間(1736~41)には東・西魚町で鮮魚店が56軒、塩干物店が50軒あったといわれる。このように明石海峡や播磨灘で獲れた鮮魚の売買は、町の賑わいにつながり、その賑わいは今も本市の食文化を形づくっている。

明石城下に花開いた歴史文化にまつわる遺産

城跡：明石城跡、明石城巽櫓と坤櫓、船上城跡

藩主：旧明石藩主松平家廟所、高家寺本堂、月照寺山門、織田家長屋門

武家との関係：本松寺、柿本神社、和歌文化

城下町：鍛冶屋町の町家、中堀、かつての太鼓門等の場所

絵図：「明石城御殿平面図」、「播磨国明石城図」(明石市立文化博物館蔵)

食文化：魚の棚商店街、明石焼(玉子焼)、タコ・タイなどの魚類

工芸品：明石城太鼓(明石神社)、緋緘金小札胴丸具足・明石焼(明石市立文化博物館蔵)



月照寺山門



織田家長屋門



柿本神社

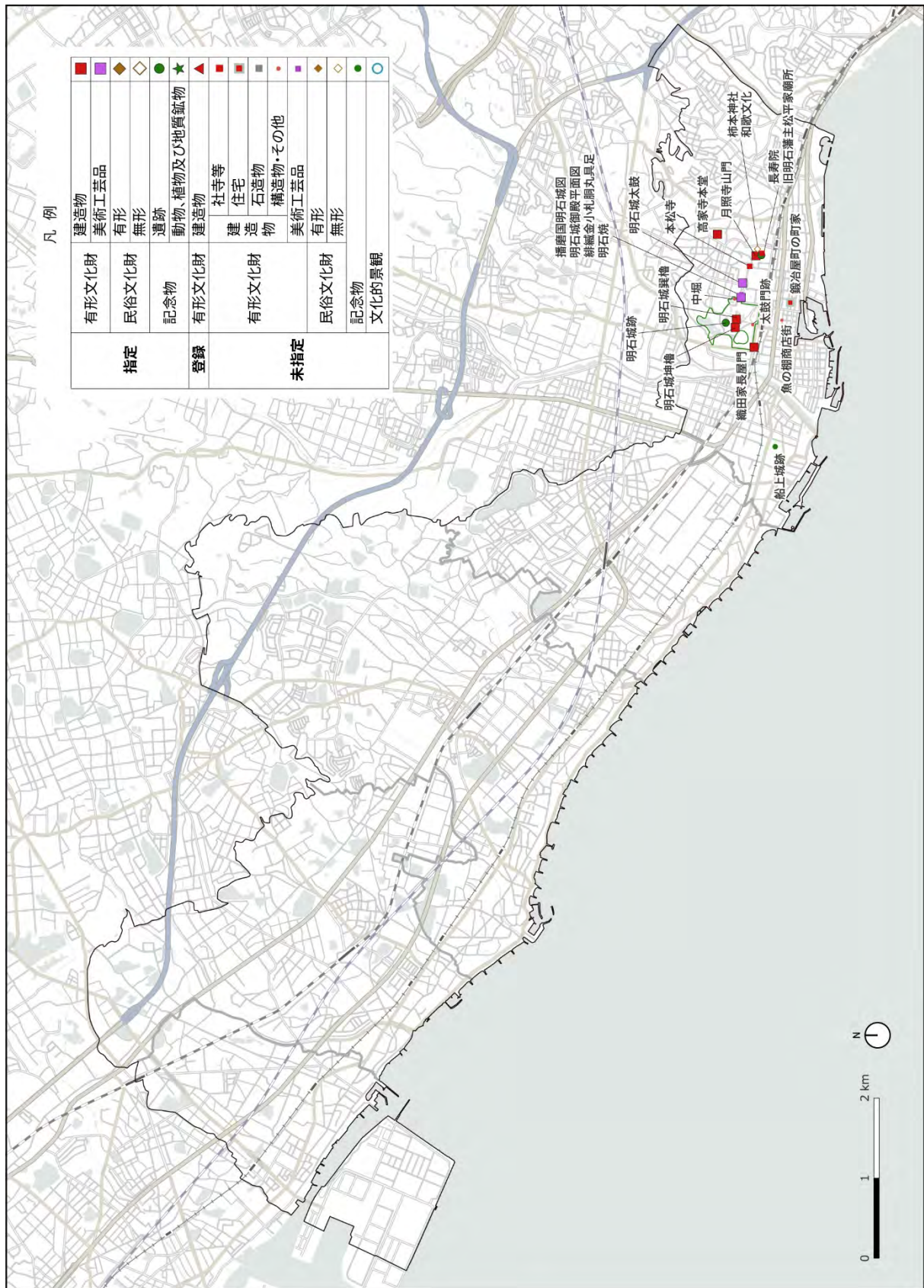


図3-4 明石城下に花開いた歴史文化にまつわる遺産

(4) 海の道※1・陸の道の歴史文化

明石は古代より中国大陸や朝鮮半島の文化の中継地であった九州北部と日本の政治・文化の中心地である畿内の中間に位置していることから東西交通が盛んであった。また、明石海峡に面して、海の往来も活発であった。

奈良時代には都と大陸文化の玄関口である大宰府を結ぶ古代山陽道が本市域を通過している。古代山陽道は幅員が10m以上もあり、沿道には約30里(16km)間隔で瓦葺きの駅家が設けられていた。本市では二見町福里で古代山陽道跡が確認されており、道幅は古代には14mであったが、後に9mになったと想定される。現在、二見町福里の稗沢池の中を東西に走る堤防は、古代山陽道の痕跡と推定されている。

さらに魚住町の長坂寺遺跡では兵庫県立考古博物館による地中レーダー探査の結果、地下に人為的な直線区画があることがわかった。現地に残る田の区画と合わせ、一辺約80mの正方形を向く方形区画が復元でき、古代山陽道の駅家「邑美駅」跡であることも明らかになった。

海では、古代には摂播五泊の一つである魚住泊が設置され、中世には重源上人が魚住泊を修築するなど、港は海の道の重要な拠点であった。また、柿本人麻呂が謳った明石海峡の風景などの「名所」が歌碑と共に、今もその姿を留めている他、林崎・松江や大蔵海岸は海水浴場として、市内外からの誘客をみている。

江戸時代に入ると、本市域では、大蔵谷や大久保、清水(長池)が宿場として栄え、大蔵谷街道筋跡、大久保本陣跡周辺、旧西国街道沿いの服部邸では街道筋の雰囲気は今も残している。

また、海の道では市指定の旧波門崎燈籠堂(石積)や二見港の「ほうけん塔」など港に造られた構造物が海峡の往来を今に伝えている他、「明石型生船」の資料も収集・保存されている。さらに、明治時代には、明治天皇の山陽道巡幸に関連する遺跡として、市指定の明治天皇明石行在所跡や明治天皇大久保御小休所跡が残されている。街道の風情を今に残す大蔵谷では、県指定の獅子舞や市指定の囃口流しなどの無形民俗文化財のみならず、町内の地藏盆が今も継承されている。

このように海の道の拠点である港、古代山陽道からつながる街道の町並みや人々が往来した道筋に残る道標と共に、明石の地の「海の道・陸の道」の歴史文化を今に伝えている。

※1：海の道とは航路などを指すが、古代山陽道などの街道を「陸の道」と表記しているものに対比して「海の道」と表記している。歴史文化にまつわる遺産として、海の道の拠点となる港や港湾施設、舟などをあげている。

海の道・陸の道の歴史文化にまつわる遺産

海の道の拠点：江井ヶ島港、明石港、魚住港、二見港、林崎港、旧波門崎燈籠堂(石積)、明石型生船

陸の道：古代山陽道跡、長坂寺遺跡、高砂道、太山寺道道標

町並み：大蔵谷街道筋跡の町並み、大久保本陣跡周辺の町並み

建築物：服部邸(旧西国街道沿い)、大塩邸・卯月邸(旧西国街道南側)

遺跡：明治天皇明石行在所跡、明治天皇大久保御小休所跡

祭礼等：大蔵谷の獅子舞、囃口流し、牛乗り、地藏盆

文学：柿本人麻呂に謳われた名所(明石海峡の風景等)、人麻呂の歌碑



卯月邸



大塩邸
62



江井ヶ島港

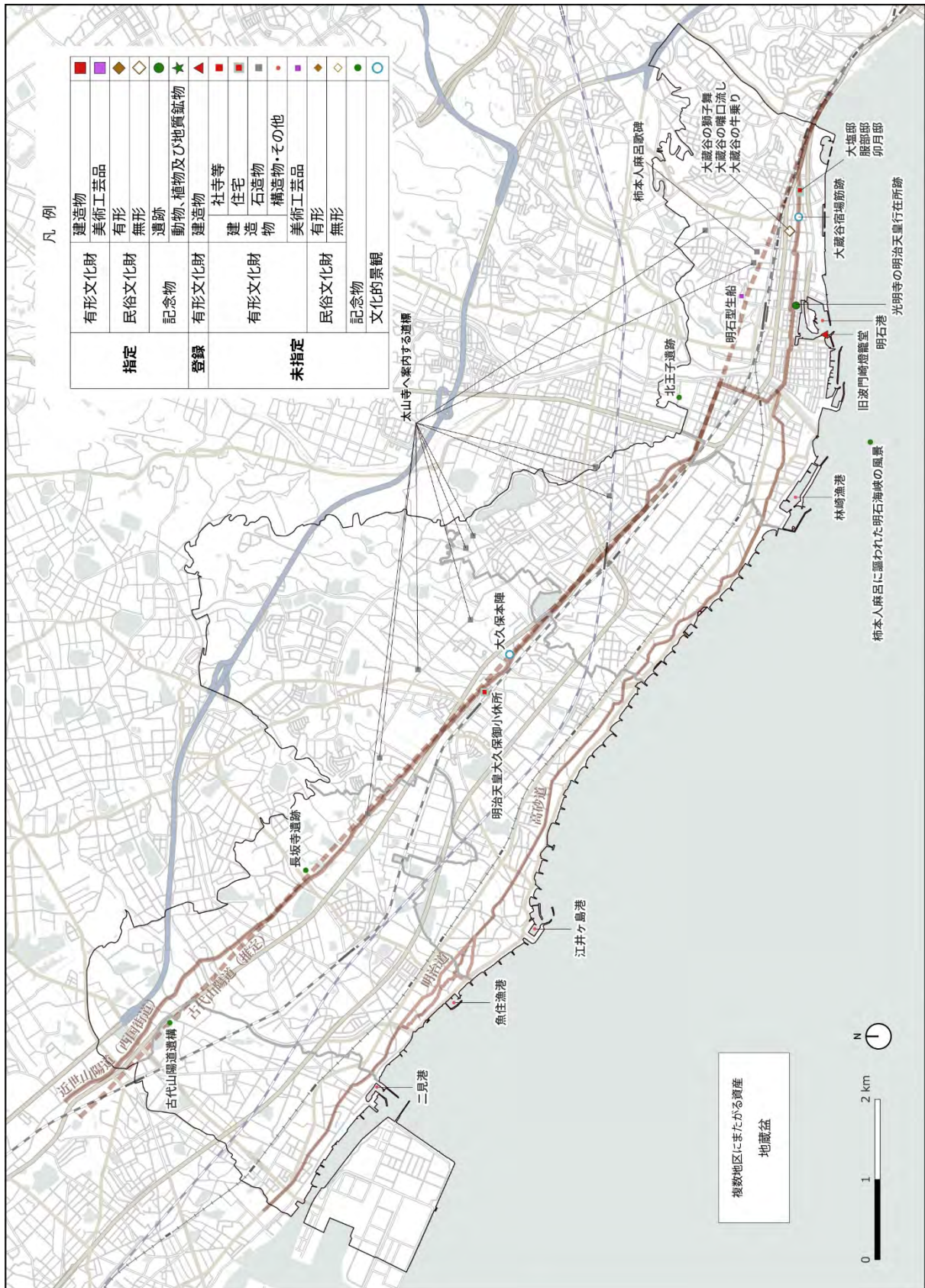


図3-5 海の道・陸の道の歴史文化にまつわる遺産

(5) 近代・現代の明石を形成した歴史文化

幕末から昭和初期にかけて欧米の制度や技術、文化が盛んに取り入れられ、日本の近代化が進んできたとされている。

本市の近代化の象徴が日本標準時の制度の導入である。明治43(1910)年には相生町に「大日本中央標準時子午線通過地識標」が建てられたが、大正4(1915)年に東京天文台の経度が修正され、改めて昭和3(1928)年に現在地に移された。その後、月照寺前には「子午線標示柱」が建てられ、子午線のまちとしての本市を象徴している。また、明治21(1888)年の山陽鉄道の開通は、本市の近代を牽引した原動力となったが、大久保駅では、集落を南北に分断する位置に設置されたため、赤レンガの大久保マンボが造られ、今も「穴門」と呼ばれて親しまれている。また、大久保駅では、跨線橋に付けられていた「大正2年横河橋梁製作所」と刻まれた鉄の支柱がプラットホームに、構造部材がロータリーの時計台の支えとして残されており、当時の技術水準の高さを今に伝えている。

近代には、また、文学などの分野でも本市が注目された。明治の文豪である夏目漱石が柿落して講演を行った国登録文化財建造物の中崎公会堂、太平洋戦争末期に永井荷風が東京から疎開していた大蔵谷街道筋跡に立地する西林寺、橋本関雪ゆかりの白沙荘などは今もその姿を留めている。

本市では近代に発展した住宅都市としての歴史文化を現代に継承している。人丸地区や太寺地区周辺は住宅建設が進み、昭和2(1927)年には本市で初めての土地地区画整理事業が進められた。現在も、昭和初期の和館の母屋に洋館風の附属屋がついた様式の住宅が残されている。また、中崎公会堂を手掛けた加護谷祐太郎設計の洋館住宅(大久保町)も本市の繁栄を物語る。

また、江戸時代からにぎわっていた魚の棚商店街は昭和24(1949)年に火事で大部分が焼失し、その後、昭和36(1961)年にアーケードが完成して現代の「魚の町・明石」の歴史文化につながっている。本町通では、大正時代に演芸場「三白亭」、昭和時代に映画館「本町日活」を経て、大衆演劇場「ほんまち三白館」が再生されている。さらに、近代以降に興隆した工場のなかには、工場内に船用発動機に関する資料室を設けている事業所や漁船修理の事業所が見られる。さらに、近代・現代の本市の歴史文化を物語る小学校建築も残されている。

近代・現代の明石を形成した歴史文化にまつわる遺産

子午線：子午線標示柱、明石市立天文科学館・プラネタリウム

公園・道路等：県立明石公園・中崎遊園地、大久保隧道、旧大久保跨線橋支柱

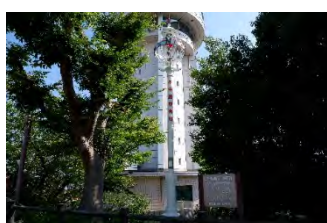
建築物：中崎公会堂、西林寺、白沙荘、旧二見町庁舎(二見市民センター)

住宅地：人丸地区や太寺地区の住宅、洋館付き住宅、安藤家洋館

商店街：ほんまち三白館、魚の棚商店街

工場等：阪神内燃機工業株式会社資料室、新明町神明マリン

教育：長楽寺(明石最初の郷学校として開校)、神戸大学附属明石小学校



子午線標示柱



中崎公会堂
64



ほんまち三白館

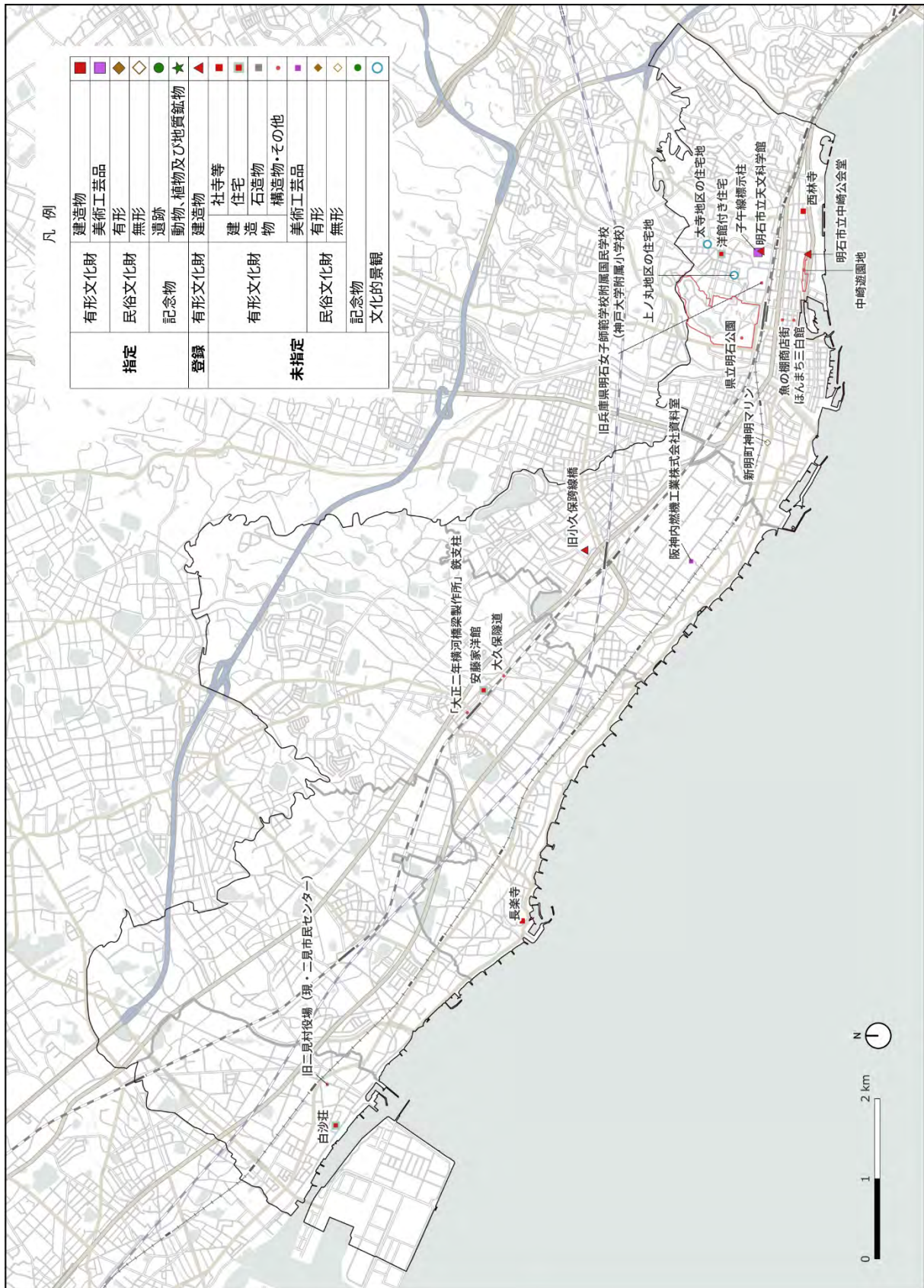


図3-6 近代・現代の明石を形成した歴史文化にまつわる遺産

2. 地域別にみた歴史文化の特徴

(1) 明石東部地域

明石東部地域は、明石城跡を中心に歴史文化遺産が集積する地域である。これまで東西を横切る国道等主要幹線道で南北に所在する歴史文化遺産相互の往来を阻害していたが、駅前再開発に伴い、国道2号立体横断歩行者道路が整備され、南北の連結が容易になった。

「明石城下で花開いた歴史文化」に係る史跡明石城跡を中心に、明石城巽櫓などの重要文化財（建造物）、市指定建造物の月照寺山門や織田家長屋門などが旧城下町の風情を醸している。

また、「近代・現代の明石を形成した歴史文化」を代表する国登録文化財（建造物）の明石市立天文科学館、中崎ラヂオ塔、明石市立中崎公会堂などの歴史文化遺産のみならず、江戸時代から続く「魚の町明石」を代表する魚の棚商店街が立地し、市の歴史文化の中心地域であったことがみてとれる。

一方、「播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化」に係る市指定民俗文化財の「明石浦のおしゃたか舟」、未指定の歴史文化遺産の巾着網記念碑や飯蛸壺が出土した硯町遺跡などは、古代から近世、近代を通じて、漁業を中心とした生業の歴史文化を語っている。

さらに、「古代の足跡を語る歴史文化」に係る歴史文化遺産としては、弥生時代の上ノ丸遺跡や奈良時代における県指定の太寺廃寺塔跡などから、古代から人々が集住していた地域であったことを示している。

「海の道・陸の道の歴史文化」についてみると、市指定建造物の旧波門崎燈籠堂（石積）、現在も活気ある林崎漁港、明石港などの海の道に係る歴史文化遺産や、旧西国街道沿いの景観重要建造物である大塩邸、県指定の大蔵谷の獅子舞ほかの無形民俗文化財が継承されており、街道筋の歴史文化を今に伝えている。

さらに、明石市立文化博物館は、明石藩地子免許状^{あかしはんじしめんきょじょう}などを所蔵するほか、三十六歌仙絵及び和歌色紙などの美術工芸品を寄託されており、本市の歴史文化を伝える拠点となっている。

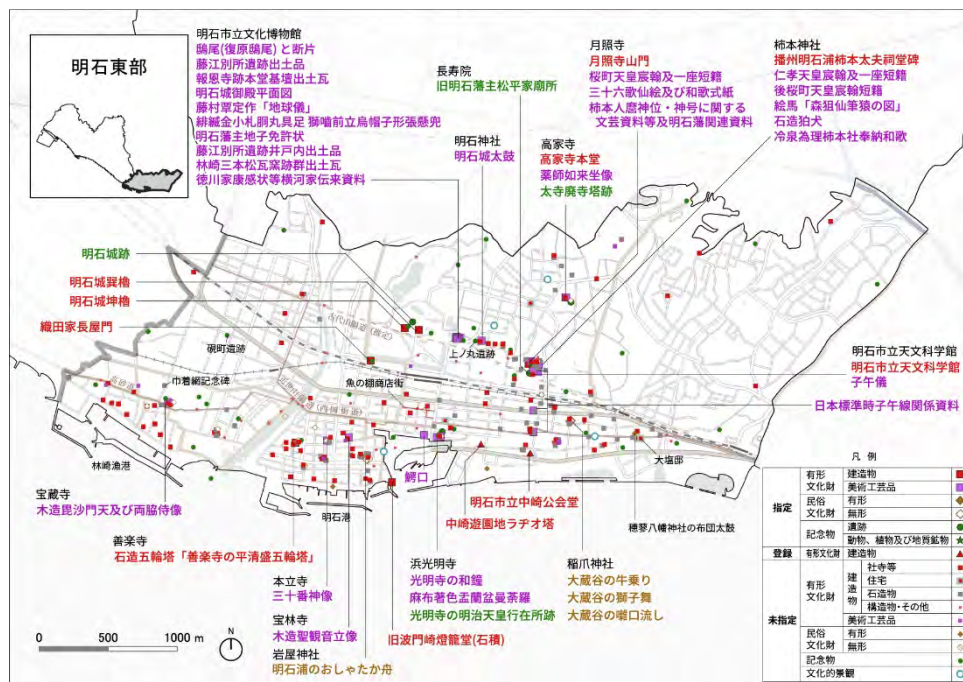


図3-7 明石東部地域の歴史文化遺産の分布

(2) 西明石地域

西明石地域は、山陽新幹線開業後、都市化が進んでいる地域である。

「播磨灘に面する地勢により育まれた歴史文化」に係る市指定史跡の林崎掘割渠記碑^{ほりわりきよききひ}や明治時代に建てられた国登録文化財(建造物)の農家住宅である岩佐家住宅^{いわさけ}などから丘陵部を中心に新田開発により農業が発展してきた地域であることを今に伝えている。

また、悪霊を払って豊作と豊漁を祈る市指定無形文化財の藤江の的射^{ふじえまとい}や、秋祭りの象徴である和坂の布団太鼓、鳥羽八幡神社の布団太鼓、藤江の布団太鼓などが現在も地域内で継承され、本市の生業の歴史と活発な祭礼行事の継承を示す歴史文化といえる。

一方、西明石地域は94件の未指定の歴史文化遺産を数えるが、そのなかでも風俗慣習が27件と多いことが特徴である。

このように、西明石地域は、新田開発による農業や漁業を中心とした生業の歴史文化遺産を残す地域であり、近年、都市化が進展しているものの、市指定史跡のカゲユ池古墳のように「古代の足跡を語る歴史文化」や国登録文化財(建造物)である明治時代のドイツ製鋼製単桁橋である旧小久保跨線橋^{きゅうこくぼせんきょう}（公園の遊歩道として移設）などの「近代・現代の明石を形成した歴史文化」なども継承され、複層的な歴史文化を示す区域である。

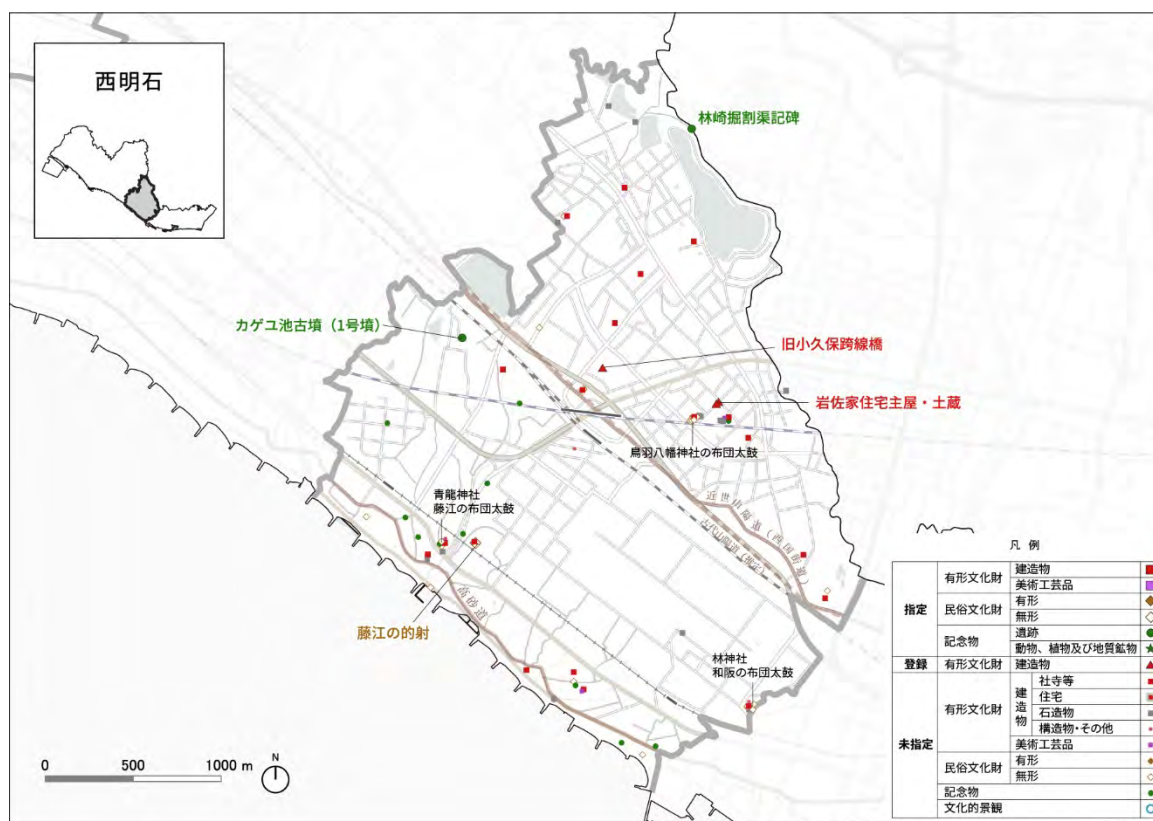


図3-8 西明石地域の歴史文化遺産の分布

(3) 大久保地域

大久保地域は、本市の中央部にあり、丘陵部から海岸部への距離が最も長い地域である。

「播磨灘に面する地勢に育まれた生業の歴史文化」に係る西講中ならびに東講中の布団太鼓、谷八木ならびに八木の布団太鼓など、秋祭りの象徴である布団太鼓が今も地域のなかで継承されている。また、吹き出し井戸である「どっこんしょ」の推定場所や「庵の井戸」など、水の少ない本市のなかで、農業に欠かせない水場を残すことが特徴となっている。

海岸では、江井ヶ島港ならびに周辺の集落の住吉神社などは、本市の漁業に関わる歴史文化遺産を残す地域である。

「古代の足跡を語る歴史文化」に関しては、海岸沿いの「アカシゾウ」発掘地や「明石原人」発見地など先史時代や赤根川遺跡などの古代の歴史文化を示している地域であることが特徴である。また、大久保地域は、良質の粘土と燃料となる山林資源が豊富な地であったことから、奈良時代には寺院造営に関連して須恵器とともに瓦を焼く窯も多くつくられ、県指定の高丘古窯跡群が本市のものづくりの歴史文化を今に伝える。

「海の道・陸の道の歴史文化」に関しては、江井島港に行基が造ったとされる「摂播五泊」の一つである魚住泊があったと想定されている。また、旧西国街道沿いの大久保本陣跡や明治天皇大久保御小休所跡などが、海辺の高砂道沿いには道標なども残り、人々の往来が明治期まで活発であったことが見て取れる。

大久保地域は明石東部地域に次いで未指定の歴史文化遺産が160件と多い。そのうち、神社が18件、石造物が50件と建造物が多いことが特徴である。このように、大久保地域は、丘陵部から海岸部にかけて、農業、漁業、ものづくり、街道を通じた交流の歴史文化をつないでいることが特徴である。

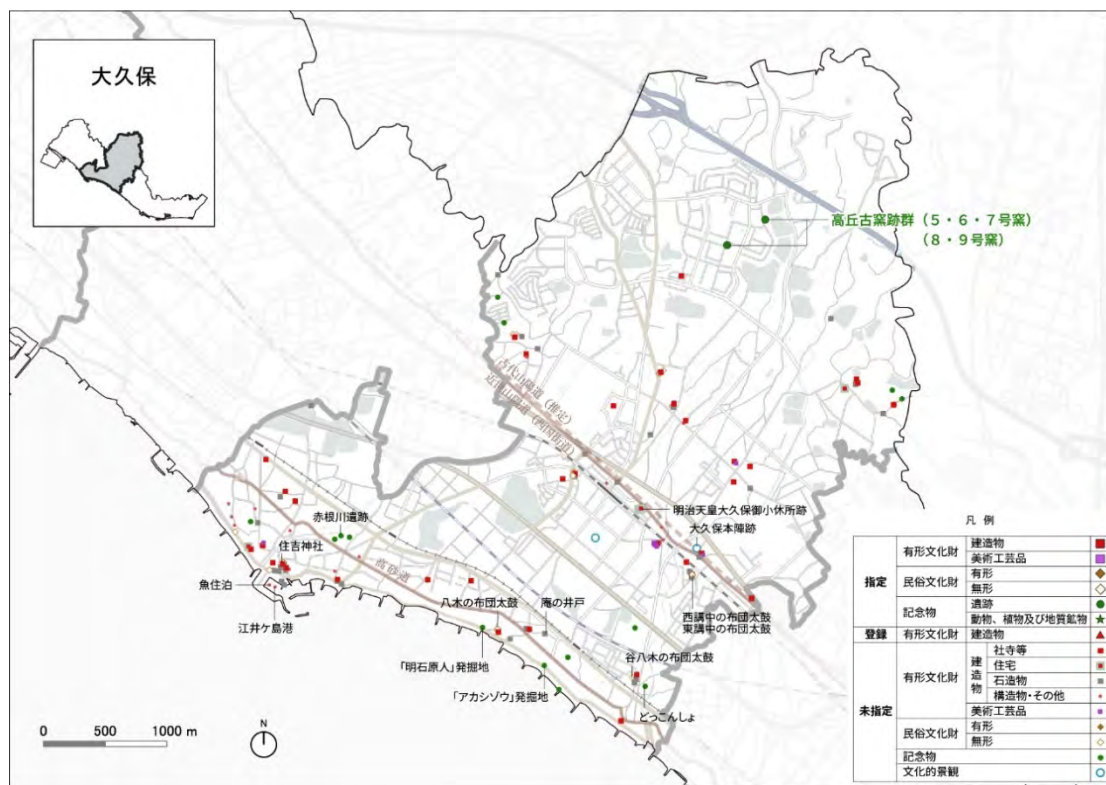


図3-9 大久保地域の歴史文化遺産の分布

(4) 魚住地域

魚住地域では、大半が多段の段丘で構成される地域で、古くより段丘の崖を利用してため池がつくられた地域である。

「播磨灘に面する地勢に育まれた生業の歴史文化」に関しては、ため池や掘割の築造により農業を発展させ、段丘崖からの清水の利用により酒造業を発展させてきた地域である。また、海に向けて広がる空間構成を有する住吉神社は漁業との深い関わりを今に示している。

また、本地域では桑の木で作った鍬であるオクワハンを4人で持って上流の水の取り口まで歩く「清水のオクワハン」をはじめとして古くからの人々の営みを知ることができる祭礼などが良好に継承されている。

「古代の足跡を語る歴史文化」に関しては、旧石器時代の西脇遺跡、寺山遺跡、古墳時代の寺山古墳石室や市指定史跡の幣塚古墳から出土した埴輪などが古代から続く人々の営みを伝えている。

「海の道・陸の道の歴史文化」に関しては、古代山陽道の駅家であった「^{おうみ} 駅家」に該当する長坂寺遺跡が残されており、奈良時代以前から、海と陸の道を介して、交流の文化が発達した地域であるといえる。

特に、住吉神社の石造燈籠や市指定の楼門および能舞台などの指定文化財、茨木酒造などの県登録文化財（建造物）は本地域の歴史文化の特徴を示すものである。

このように、魚住地域は、古代から人々が住み、街道を通じて交流を図り、段丘地形を活用して農業や酒造業、窯業に関わる歴史文化を特徴とする地域である。

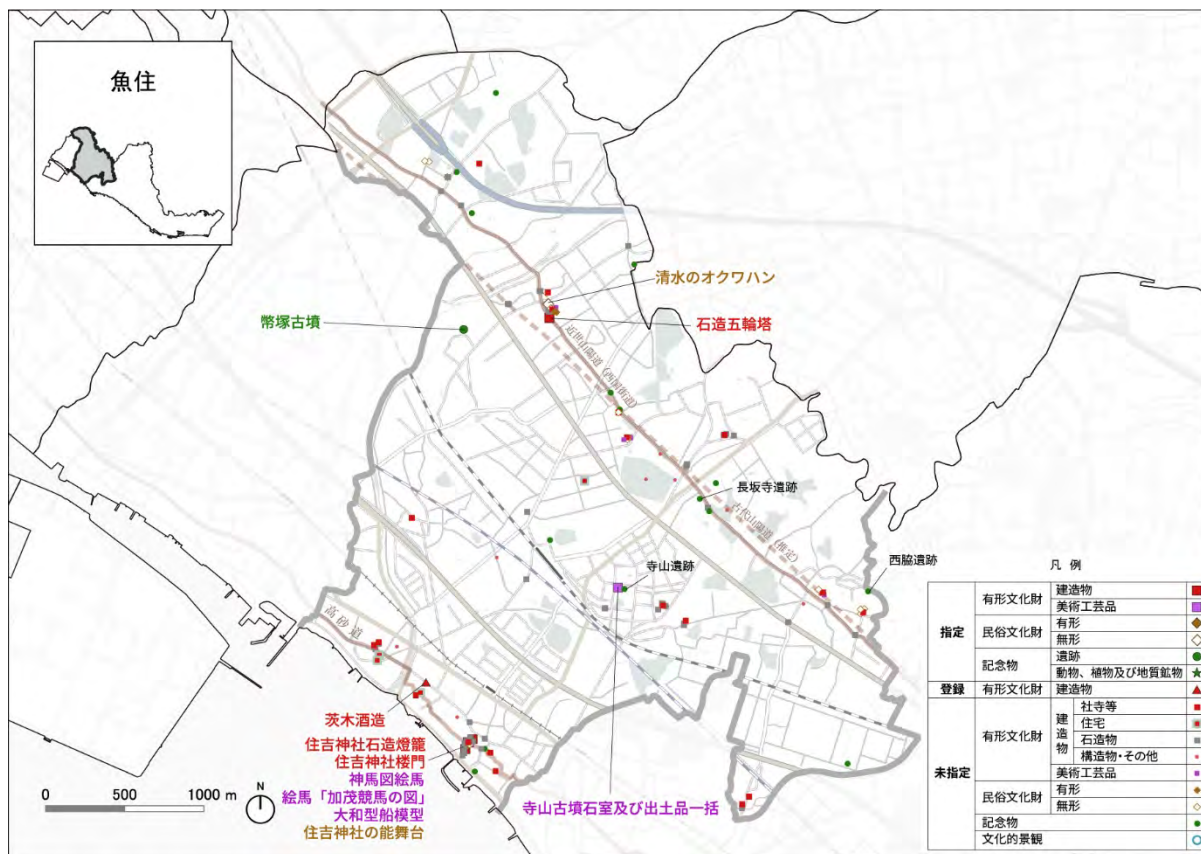


図3-10 魚住地域の歴史文化遺産の分布

(5) 二見地域

二見地域は、海岸部の埋め立てにより工場などが立地している地域である。

しかし、観音寺にある戦国時代の武将であった横河重陳墓や瑞応寺のそてつなどの指定文化財に加え、76件の未指定の歴史文化遺産が海岸沿いに分布することが特徴である。

「播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化」に関わり、市都市景観形成重要建築物に指定されている尾上(てる予)邸、肥料問屋であった尾上(清茂)邸、廻船問屋であった増本邸は、二見地域のなかでも東二見地区の漁村集落の佇まいを今に伝えている。

「海の道・陸の道の歴史文化」に関しては、古代山陽道や近世山陽道(西国街道)が市域を横断しているが、二見地域では福里の稗沢池中央を東西に走る堤防が古代山陽道の遺構と推定され、古代の人々の往来の姿を想像させることができる貴重な遺構である。

また、二見港は江戸時代に綿花生産の肥料として欠かせない干鰯^{ほしか}を運搬するために人々の力により築造された港として、今も二見浦築港記念碑でその歴史を知ることができる。

「近代・現代の明石を形成した歴史文化」に関しては、市都市景観形成重要建築物である白沙荘は日本画家橋本関雪の別荘として使用された建築物で、文化人が好んだ二見地域の景観を物語る歴史文化遺産である。また、旧二見村役場ある二見市民センターも近代の二見地域の歴史を伝える建築物である。

このように、二見地域は、海岸沿いを中心として漁業で賑わった集落や港があり、近代以降もかつて文化人が好んだ景観を残す地域である。

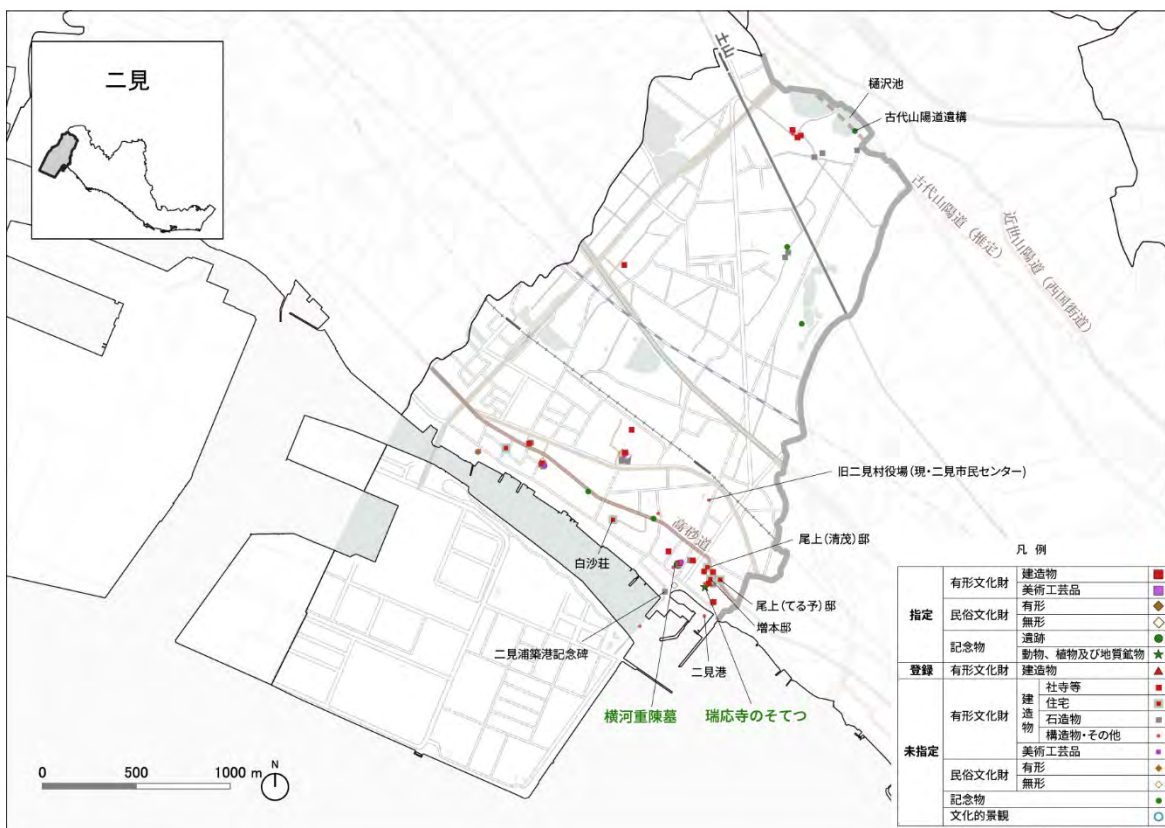


図3-11 二見地域の歴史文化遺産の分布

第4章

歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みと課題

1. 歴史文化遺産の調査等の取り組み

本市では、兵庫県や市による埋蔵文化財の発掘調査の成果を示した展示会や報告書・展示図録の刊行のほか、市史編さんに関わる取り組み、小学校区を対象とした地域住民による歴史文化に関する調査とその結果をとりまとめた冊子などの刊行、専門家による概ね中学校区を対象とした伝統的建造物などに関する調査とその結果をとりまとめた冊子の刊行など、地域住民や専門家による調査、情報発信など、市民が歴史文化遺産を「知る」ことができる取り組みを積極的に進めている。

2. 歴史文化遺産を担う人材育成に関する取り組み

本市は、社会科授業など学校教育や、生涯教育における人材育成に係る取り組みを積極的に進めている。

3. 歴史文化遺産の保存に関する取り組み

文化財指定・登録による歴史文化遺産の保存の取り組みに加え、景観まちづくりなどの取り組みにおいても歴史文化遺産の保存を確実に進めている。

4. 歴史文化遺産の活用に関する取り組み

「歴史のまち」としての観光まちづくり、布団太鼓を通じた交流やシンポジウムの開催など、本市の歴史文化や歴史文化遺産に関する情報を継続して発信している。さらに、コミュニティバスでもある「たこバス」の歴史文化遺産巡りへの利用や「魚のまち」としての産業施策との連携などにより、歴史文化遺産の活用を進めている。

5. 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題

「知る」取り組みでは、埋蔵文化財発掘調査の継続的实施や各種調査などが引き続き必要とされる。

人材育成に関しては、教育分野での継続的な取り組みの実施、ボランティアガイドへのインセンティブ付与に関する課題があげられる。

保存に関しては、指定、未指定に関わらず、保全方策の拡充や環境整備などの課題が抽出される。また、維持・修理費用の確保などの課題があげられる。さらに、歴史文化遺産の保存の基礎となるデータベースの作成・更新・共有が必要とされる。

活用に関しては、先端技術の活用による情報発信や歴史文化遺産が集積する明石東部地域における「南北の歴史文化遺産交流軸」の構築などの課題が抽出される。また、東西に長い本市の各地域の拠点づくりや周遊ルートの構築などが必要とされる。そのほか、明石市立文化博物館などの拠点機能の拡充や歴史文化遺産に関する解説板の整備、歴史文化遺産の公開促進などの課題が抽出される。

体制づくりに関しては、行政内の部局間連携や、多様な主体の連携の推進などの課題が抽出される。

第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みと課題

1. 歴史文化遺産の調査などの取り組み

本市では、兵庫県や市による埋蔵文化財の発掘調査の成果を示した展示会や報告書・展示図録の刊行のほか、市史編さんに関する取り組み、小学校区を対象とした地域住民による歴史文化に関する調査とその結果をとりまとめた冊子などの刊行、ヘリテージマネージャー※¹などの専門家による概ね中学校区を対象とした伝統的建造物などに関する調査とその結果をとりまとめた冊子などの刊行など、地域住民や専門家による調査や情報発信など、市民が歴史文化遺産を「知る」ことができる取り組みを積極的に進めている。

※1：地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材

(1) 埋蔵文化財の発掘調査

明石市による埋蔵文化財の発掘調査は、鴨谷池遺跡、赤根川金ヶ崎窯跡、藤江別所遺跡、報恩寺跡、大蔵中町遺跡、明石城武家屋敷跡などで実施しており、それぞれ、調査報告書や埋蔵文化財年報にその成果をとりまとめている。

明石城下の埋蔵文化財発掘調査は、山陽電鉄の連続立体工事に先行し、明石市教育委員会が仮線設置予定区の確認調査を実施したところ、江戸時代の遺構、遺物が発見され、絵図に記されている明石城下の武家屋敷跡の存在が考古学的に明らかにされた。

これを受けて、兵庫県教育委員会が昭和 61（1986）年度に全面調査を行った結果、道路跡、溝など当時の屋敷割を示す遺構が検出されるとともに、日用雑器類が出土し、数々の調査成果をあげた。

特に明治 19（1886）年「兵庫県明石郡大明石村全図」に記された地番と現在の地番を比較検討し、「明石城下復元図」を作成したことが特筆される。この復元図に従い、以降は住宅などの建築に先立って埋蔵文化財発掘調査を実施している。令和 3（2021）年度までに 200 件以上の調査を行い、道路や屋敷を区画する溝の検出から絵図に描かれた武家屋敷の位置が確認できたことなどをはじめ、竹管を使った上水道、屋敷内に埋められた胞衣壺などから当時の生活や風習が明らかになっている。

平成 2（1990）年には山陽電鉄明石駅跡地の駅前広場の整備に先立って、明石市教育委員会が平成 3 年度と 4 年度（1991～1992）の 2 ヶ年で事業対象地を調査した。出土した遺物は約 1,200 箱に及ぶが、これらの出土品は現在、明石市立文化博物館で保管している。

さらに、平成 7（1995）年に発生した兵庫県南部地震の後、平成 8（1996）年度から東仲ノ町地区再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を 4 年間 20 次にわたって実施した。

東仲ノ町地区は、城内で中堀を挟んで取り囲むように東、南、西に配置された武家屋敷の東部中央にあたり、「東中ノ丁」の地名はその位置するところによる。江戸時代初めに計画された「長方形街区」と「短冊形地割」からなる武家屋敷の区画は、明石城築城から明治維新を迎えるまで大きく変わっていないことが埋蔵文化財発掘調査の結果から明らかになった。武家屋敷跡・町屋跡の調査で出土した遺物は、陶磁器、漆器、木製品、金属器などがあり、城下町形成期の遺物として貴重で、平成 29（2017）年には、『発掘された明石の歴史展 明石の近世－明石城築城時の姿－』として企画展を開催するとともに、展示図録を刊行し、その成果を広く公表している。

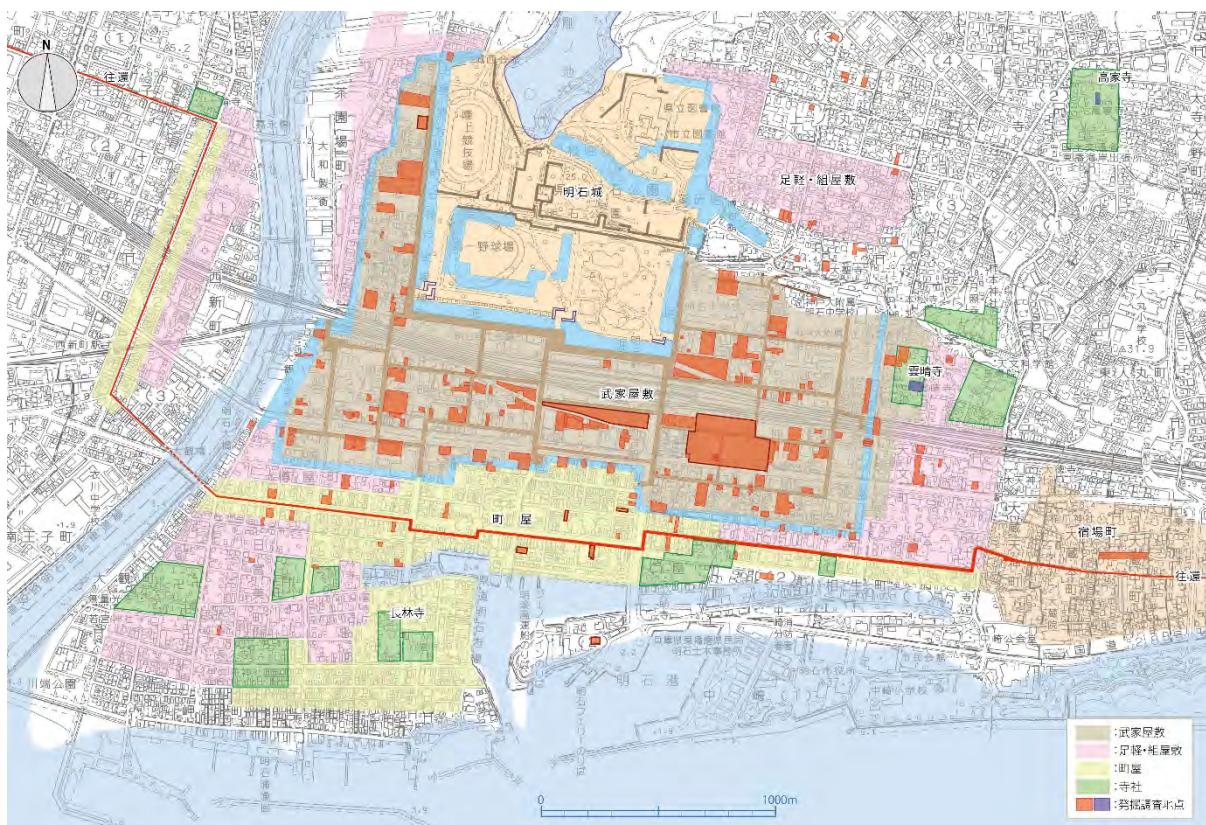


図 4 - 1 明石城下町の発掘調査地点

表 4 - 1 主要な明石城武家屋敷跡の調査概要

明石城武家屋敷跡

これまでの 110 件にのぼる発掘調査から、道路や屋敷を区画する溝等が検出され、絵図に描かれた武家屋敷の屋敷割りと整合することがわかった。さらに、武家の名前が入った土器や木札の出土から絵図に記載された屋敷配置の正確さが裏づけられた。また、竹管を使った上水道や屋敷内に埋められた胞衣壺、庭先に設けられた水琴窟などの生活・風習に関わる遺物の出土により、当時の武家のくらしぶりが明らかになりつつある。

外堀跡

武家屋敷と町家とを画する外堀は、江戸時代の絵図に幅 8 間 (14.4m)、深さ 4 尺 (1.2m) とあり、これまで 5 件の外堀跡の発掘調査で、絵図の記載が裏付けられている。武家屋敷側は素掘りで土手を設け、そこにマツを植えていたことや、町家側には石垣を施していたことなどが確認されている。

明石城下町町家跡

町家跡の屋敷地は、間口が狭く、奥行きが長いという特徴をもつ。これまで 60 件以上にわたる発掘調査から、この屋敷地の裏手を画する区画溝には両肩に石組みを施していることなどが明らかとなっている。屋敷地の通りに面した位置に母屋が建ち、裏手の空間に井戸や廃棄土坑が設けられている。土坑からは鍛冶に用いた鞆 (ふいご) の羽口 (はぐち) や鉄滓 (てつさび) などが見つかるなど、町家の生業がうかがえる。

明石城下宿場町跡

大蔵谷宿は明石城下の東側に位置し、中世以降、街道沿いの宿場町としての賑わいを見せていた。宿場跡の調査から、井戸や池状遺構などが見つかっており、江戸時代初期から幕末までの陶磁器や瓦類が見つまっている。中には宿泊者に提供していたと見られるカキやサザエ、アカニシなどの貝類もある。

明石藩米蔵跡

米蔵跡の発掘調査で、土台に組んだ石垣列や井戸が見つまっている。藩主の紋をもつ瓦等が見つかり、藩の管理した施設であったことが裏づけられた。約 4 m の深さまで掘り下げた井戸は、『明石名勝古事談』に記載され、近隣の人や港に船を泊めた船頭などが水を汲みに来たという井戸とも共通するものである。

(2) 市史編さんに関する取り組み

本市では市史編さんにあたって、自然部会、考古部会、古代部会、中世部会、近世部会、近代部会、現代部会、地域部会に分かれて、調査研究を進めている。調査の成果は、市史研究紀要『明石の歴史』にまとめられ、平成30(2018)年3月から令和3年(2021)3月にかけて4冊発刊した。

平成30(2018)年度は、自然部会では現地調査により地域の地理的特徴を把握して文献調査で地下水などの調査を進め、令和元(2019)年度には調査対象を明石海峡及び海岸を主として文献調査を実施した。考古部会では、平成30年度は長寿院内の明石藩主越前松平氏の墓石の実測や金ヶ崎遺跡の石器類と遺跡の現状について調査を進め、令和元年度は明石の考古学史のまとめや近・現代の古瓦の集成図作成を実施した。古代部会では、平成30年度から引き続き東播・西摂地域に関する包括的把握を行うほか、各時代別の部会では、資料収集、整理、現地調査や他の部会と連携した文書などの地域資料調査などを進めている。地域部会では平成30年度は、かつて隆盛を誇った明石の瓦産業の諸相を明らかにするため、瓦産業の基盤となる自然環境、瓦生産が盛んであった大蔵谷、谷八木、八木、江井島の4地区を対象に瓦産業の変遷や諸相を調査・整理し、成果は「明石の瓦」として令和元年3月に冊子を刊行した。また、大久保や二見の旧家に残る文書や西島水利組合文書の調査を実施した。令和元年度は酒造業調査、地域資料調査を行った。その成果は「明石の酒」として令和3(2021)年3月に冊子を刊行した。

このように市史編さんに関わり、部会毎に視点を定めて、継続的な調査研究とその成果の公表を進めている。

(3) 市と専門家、ボランティアが協働して実施した取り組み

本市では市域の文化財をはじめとする遺跡や建造物などの歴史文化遺産を専門家やボランティア(「地域の歴史発見隊」、「ふるさと漫步」、「ふるさと探検隊23」、「王子ふるさと会」)で構成された「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」によって、平成23(2011)年度から3ヵ年かけて調査を実施した。平成23年度は明石川東岸から神戸市に至る明石城周辺地域を対象とし、平成24(2012)年度は明石川西岸地域と大久保地域を、平成25(2013)年度は魚住、二見地域を調査した。調査の成果は「あかし文化遺産



歴史文化遺産に関する刊行物

マップ」として発刊した。さらに、同マップを補完する目的でそれぞれの地域に所在する歴史文化遺産をまとめ、「あかし文化遺産」として平成27(2015)年3月に冊子を発刊した。「あかしの文化遺産」では、遺跡、古墳、窯跡、城、建造物、近代の歴史遺産、文学遺跡・伝承、神社、寺院、供養塔・塚、地蔵、酒造場、道と道標、川と橋、港、新田開発の掘割、井戸と清水、ため池の18の類型に区分して、調査結果に基づいた、各文化遺産の解説を記載している。

一方、平成 27 年度から、明石民俗文化財調査団を立ち上げて、3 カ年の調査を実施した。平成 27 年度は「明石の農村」を発刊した。同冊子では、地域に残る独特の祭礼や年中行事、水利絵図や古文書を通じた村の成立、農業技術の在り方や農村生活実態をテーマとして、聞き取り調査によって実態などを把握し、記録化している。対象とした地区は、近世初頭に新田開発で村落を形成した鳥羽地区、大久保町^{おおくぼちょうまつかげしんでん}松陰新田地区、魚住町清水新田地区の3地区である。

平成 28 (2016) 年度は、「明石の漁村」をテーマに地域に残る祭礼や年中行事、絵図や古文書を通じて漁村の成立や漁業技術のあり方、漁村の生活実態などを現地調査と聞き取り調査で把握した。対象とした地区は、漁村景観が色濃く残る林地区、二見地区の2地区である。

平成 29 (2017) 年度は、「明石の宿場」をテーマとして、かつて宿場町であった大蔵谷地区、大久保地区、清水地区の3地区を対象として、それぞれの地域に現存する絵図や古文書の調査ならびに聞き取り調査を行った。3カ年の調査は、冊子としてまとめ、一般に公開している。

また、平成 25 (2013) 年度には、「明石の布団太鼓プロジェクト」組織を立ち上げ、地域に受け継がれてきた祭り文化の素晴らしさを後世に受け継ぐため、布団太鼓や獅子舞を中心として、運用状況の記録、地域の秋祭り調査アンケートなどの調査、祭りの撮影による記録保存を実施し、資料集として「明石の布団太鼓」と名付けた冊子を刊行している。

また、「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」で、現地の写真撮影を担当した市民が「明石を好きになる写真集」を平成 30 (2018) 年7月に刊行するなど、市民による明石市の歴史文化に関する魅力の普及への貢献活動も展開している。

(4) 地域における把握調査

明石市では地域資源を見直し、再発見することで先人たちの足跡を辿り、思いを引き継ぐことを目的として、市内各地域で調査を実施している。

魚住地域では、「うおずみん・ふるさと創生プロジェクト」を立ち上げ、市民と生徒・学生がゆるやかに絆を深めながら活動した「うおずみ学講座」3年間の成果を「なきすみ物語」と命名して、平成 25 (2013) 年2月に冊子を発刊している。冊子では、魚住の自然と地形、原始から昭和までの時代の歴史の概況、そして地域の文化財を紹介している。

江井島地域では、「江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会」、「江井島まちづくり協議会」が中心になって、「江井島小学校区」の史跡、寺社、公共機関、文教、人物、生活文化、産業、交通機関、病院などを対象に、地域の歴史と現在の姿を記述し、「えいがしま歴史まちあるき」冊子を平成 30 (2018) 年3月31日に発刊している。

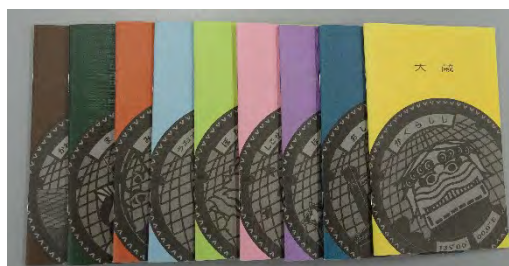


「えいがしま歴史
街まちあるき」冊子
(江井島まちづくり協議会)

(5) ヘリテージマネージャーによる把握調査

ヘリテージマネージャーで組織されている「ヘリテージ明石」は、平成 25 (2013) 年より、概ね中学校区を対象として、西国街道沿い及び浜街道沿いの地域を中心として、各地域の伝統的建造物やまちなみ調査、これらが一体となった歴史的風景を調査している。

調査は明石工業高等専門学校、神戸学院大学人文学部、「ひょうごヘリテージ機構H2O東播」が協力している。調査成果をまとめた小冊子は、ハンディサイズで、手に持ってまちの歴史的風景を見つけることを目的として作成されている。平成 25 年度から



ヘリテージ明石作成の冊子

江井島、大蔵、魚住、二見、城下、人丸、船上・林、八木・東江井、藤江・松江の 9 地区を調査して、冊子を刊行しており、今後も継続して地区別調査ならびに小冊子の刊行を予定している。

2. 歴史文化遺産を担う人材育成に関する取り組み

(1) 学校教育における取り組み

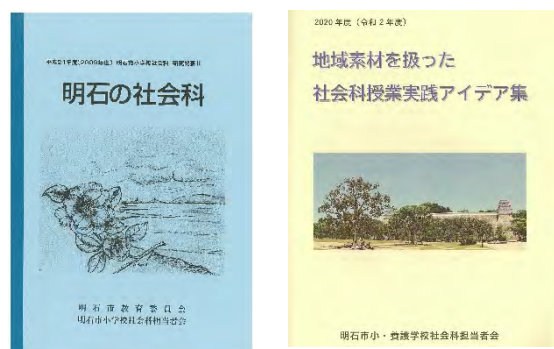
市内の小中学校では、教科や総合的な学習の時間、特別活動において、本市の指定・登録文化財を活用した学習を 28 小学校のうち 16 校、13 中学校のうち 3 校が取り組んでいる。

小学校では、4 年の理科で明石市立天文科学館プラネタリウムの鑑賞、3 年の社会では織田家^{おたけ}長屋門や明石市立文化博物館内資料の見学などの活用を進めている。

また、市内の小学校・養護学校の社会科担当教員が歴史文化遺産を含めた地域素材を扱った教材研究冊子を取りまとめている。

中学校では社会の歴史学習や地理学習で県指定の^{たかおかこようせき}高丘古窯跡群見学や、日本標準時子午線関係資料の見学を行っている。

このように学校教育における歴史文化遺産に関わる取り組みが継続して進められているが、令和元(2019)年 11 月には、市制 100 周年を記念して、小学生向けに明石の歴史や市の「たからもの」をわかりやすくまとめた『あかしが好きっ』と命名した副読本を作成、配布した。



教員作成の社会科教材研究冊子



市制 100 周年記念「あかしが好きっ」

(2) 生涯教育における取り組み

生涯学習では、各地域のコミュニティセンターの高齢者大学において地域の歴史文化に関する講座を開催している。また、明石市立高齢者大学校あかねが丘学園では地域資源の再発見・伝承・保存活動を学ぶ専攻コースを設定し、共通講座では、①地域づくり・社会参加、②豊かなくらし（環境・福祉）、③健康づくり、④時事・国際問題・人権等の社会課題、⑤文化・歴史などを学び、諸課題に関する講義のほか、グループ学習や体験学習を積極的に取り入れ、地域活動に必要な企画力、実践力、グループ運営方法などを身につけるものとしている。専攻コースでは、修業年限3年間で、60歳以上の市民が、本市の人物、歴史、地理、文化、自然環境などを学び、地域資源としての活用、地域課題を研究し、コミュニティを育てる方法を学んでいる。



あかねが丘学園の講座の様子
(あかねが丘学園 HP)



地域住民による史跡案内の様子
(あかねが丘学園 HP)

3. 歴史文化遺産の保存に関する取り組み

(1) 指定・登録などの取り組み

本市では、令和3（2021）年現在、66件の指定・登録文化財を数える。指定・登録文化財については、その確実な保存のため、美術工芸品などは明石市立文化博物館などに寄託して保存をするほか、祭礼などの無形民俗文化財などは保存会を組織して継承している。

歴史文化遺産の保存の取り組みとして、有形民俗文化財の住吉神社能楽堂は、平成6（1994）年の改修後、地域住民によって神楽の奉納や祭の餅蒔きなど様々な活用がなされ、地域への愛着の醸成に寄与している。

この他、校区まちづくり組織によって、地域の歴史文化遺産の保存に対する普及啓発のため、解説板の設置を進めている。



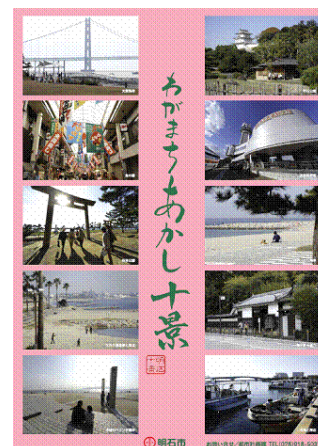
魚住まちづくり協議会作成の解説板

また、未指定ではあるが寺社建築や神社建築、石造物などの歴史文化遺産は所有者や地域社会によって、今日まで継承されてきている。

(2) 文化財保存と景観まちづくり

本市では、指定・登録文化財を景観資源として、景観施策でも位置付けている。

まず、「わがまちあかし景観50選」の中でも多くの人に支持され、最も明石らしいと思われる景観を「わがまちあかし十景」としている。十景のなかには大蔵海岸、中崎のベランダ護岸、林崎～松江海岸、江井ヶ島海岸と周辺、二見港と周辺、住吉公園など海を臨む景観が6箇所にあぶほか、魚の棚



わがまちあかし十景紹介冊子

商店街や明石市立天文科学館など市を代表する観光ポイントも含まれている。このなかで、明石公園が国指定史跡、織田家長屋門が市指定文化財に指定され、明石市立天文科学館が国登録文化財建造物に登録されている。

また、兵庫県の景観形成重要建造物として県登録文化財建造物の茨木酒造、国登録文化財建造物の岩佐家住宅の2件があげられ、明石市景観形成重要建築物として国登録文化財建造物の中崎公会堂がある。さらに第3回都市景観賞に国登録文化財建造物の中崎遊園地ラヂオ塔が選定されている。

このように、本市の指定等文化財が景観施策上の重要な構成要素としても位置付けられ、文化財の保存・活用と景観まちづくりとが連動、連携している。

4. 歴史文化遺産の活用に関する取り組み

(1) 「歴史のまち」としての観光まちづくり

明石観光協会では、本市を「食のまち」、「海峡のまち」、「歴史のまち」、「時のまち」と4つに区分して観光情報を発信している。

「歴史のまち」の情報では、「歴史上の人物にも愛された明石のまち」をキーワードに明石城、宮本武蔵作庭と伝わる枯山水庭園のある円珠院えんじゆいんや清盛供養塔のある戒光院を含む善楽寺ぜんらくじ、高山右近が築城した船上城跡ふなげじょう、柿落しに夏目漱石が講演した中崎公会堂、源氏物語ゆかりの風景が残るとされる無量光寺と葛の細道を紹介している。

このほか、名所・史跡、寺院・神社などの歴史文化遺産や住吉神社能楽会、おしゃたか舟神事、市内の秋祭りなどについても明石観光協会HP上で紹介している。

また、歴史文化遺産の活用のため、茨木酒造のPRや明石城やぐら特別見学など個人・団体の観光客の受け入れを進める他、文化財関連グッズとして明石駅のあかし案内所で明石城の写真絵ハガキや手ぬぐいなどを販売している。

さらに、明石城や関連寺院、市内の神社や寺院、建造物等を観光ボランティアが案内している。

このように、本市の歴史文化遺産に関わる観光面からのまちづくりを進めている。



「無量光寺と葛の細道」
(明石観光協会HP)



観光ボランティアガイド
(明石観光協会HP)

(2) 交流・情報発信

① 民俗芸能などを通じた交流

令和元(2019)年11月10日には明石市立市民会館において「第61回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能兵庫大会」が開催され、令和2(2020)年1月12日には、あかし市民広場において「民俗芸能祭 in ひょうご」が開催されるなど、民俗芸能を通して、国内他地域や県内自治体との交流ならびに情報発信の取り組みを進めている。

②布団太鼓に係る情報発信

令和元（2019）年は明石城築城 400 年にあたり、これを記念して、市内各地から伝統文化の象徴ともいえる布団太鼓 34 台と獅子舞 9 頭が、明石公園に一堂に会する「あかし伝統夢まつり」を開催した。市内の布団太鼓が一堂に会するのは、平成 12（2000）年の「明石千年の夢まつり」以来 19 年ぶりとなった。

その後も、明石ケーブルテレビが発信する facebook では、「明石の布団太鼓」にスポットをあてた「明石のこころ」のコーナーにおいて市内各地域で継承されている布団太鼓の様子を紹介するなどの取り組みを進めている。

③「あかし文化遺産」等の情報発信

明石市立図書館では、「あかし郷土の記憶デジタル版」として、地域資料をデジタル化した上で公開している。「あかし文化遺産」、「明石の農村」、「明石の漁村」、「明石の宿場」の 4 種類の冊子ならびに「あかし文化遺産マップ」を閲覧することが可能となっている。このように、本市では、市民や市外からの来訪者がアクセスできるよう、歴史文化遺産の情報発信を進めている。

④シンポジウム等の開催

本市では、令和元（2019）年が明石市制 100 周年にあたることから、各種シンポジウム等が開催された。令和元年 9 月には、「歴史から探る明石の魅力」と題して、市史編さん委員が最新の研究成果を紹介するとともに、これからの明石の姿についてパネルディスカッションを実施した。さらに、令和元年 10 月には明石市立文化博物館で開催した特別企画展「城と明石の 400 年」の展覧会関連イベントとして「明石城を探る」と題したシンポジウムを実施した。また、明石市立文化博物館では、令和元年 11 月に企画展「発掘された明石の至宝」関連イベントとして、明石の古墳時代、明石の古代についての講演会を開催した。



「歴史から探る明石の魅力」
シンポジウムの様子

このように、本市では、歴史文化に関するシンポジウム等の開催により、歴史文化に関する情報発信を継続している。

（3）福祉分野と歴史文化の連携

明石市コミュニティバス（通称 Taco（たこ）バス）は、「交通不便地域の縮減」、「移動制約者の移動手段の確保」、「環境負荷の軽減」の 3 つの基本コンセプトに基づき、平成 16（2004）年 11 月から平成 18（2006）年 3 月末まで魚住、大久保南地区において実験運行され、平成 18（2006）年 4 月より、3 路線で本格運行を開始した。

現在、鉄道駅を接続駅として 15 路線が運行しており、谷八木ルート of 八木遺跡公園、江井ヶ島ルートの



明石市コミュニティバス
（通称 Taco（たこ）バス）

江井島港など、市内の歴史文化遺産を巡る交通手段としても利用可能となっている。また、明石観光協会では、障がい者も歴史文化遺産を楽しむことができる観光コースを設定して、あかし案内所等で情報提供している。

(4) 産業との連携に関わる取り組み

東西 16 kmにわたって瀬戸内海に接する本市の沖合は日本有数の豊かな漁場で、古くから漁業が行われてきた。季節ごとに色々な魚がとれるが、なかでもタイとタコは全国でも特に有名である。「昼網」と呼ばれるセリ市により、朝に水揚げされた魚が昼ごろには鮮魚店や料理屋に届けられ、鮮度の高い魚介類を市民が味わうことができる。また、魚の棚商店街では魚介類以外に加工品を買求めて多くの市民や観光客が往来し、本市の自然環境と人が支える産業が食文化を形づくっている。

また、本市の西部では、良質な地下水が豊富にわき出ることから、この水と近くで収穫される米を使って、酒づくりが江戸時代から行われ、現在も酒蔵などが登録文化財建造物となっている。また、清酒による乾杯の習慣を広めることにより、伝統産業の振興と地域を活性化することを目的として「明石市の伝統産業である清酒による乾杯の普及の促進に関する条例」が平成 25 (2013) 年 11 月 1 日に制定された。さらに、市内の企業では、創業以来 100 年を超える老舗企業も見られ、本市のものづくり文化を継承している。このように、本市の産業は歴史文化遺産の基盤を構成しているといえる。



魚の棚商店街



大正時代の酒蔵の様子

(今はほとんどない木製の桶で、酒母づくりが行われていた)

(写真提供：江井ヶ嶋酒造)

5. 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題

(1) 歴史文化遺産の調査等の課題

埋蔵文化財発掘調査の継続、各種調査などが引き続き必要とされる。

①発掘調査の継続

- ・これまで数多くの遺跡や明石城下の武家屋敷跡の発掘調査が年間 200 回以上に亘って実施され、貴重な遺跡・遺物が発見されている。今後も市内の埋蔵文化財の発掘調査を継続的に進め、古代遺跡から城下町までの歴史的価値やその魅力の解明を進めるとともに、明石市立文化博物館等において展示普及を促進していくことが必要である。

②市史編さんに関わる調査の継続と結果の公表

- ・現行の明石市史は昭和 35 (1960) 年の刊行以来、約 60 年が経過し、平成 23 (2011) 年に明石市史編さん委員会が発足して市史編さんに関わる把握調査が進められており、調査の継続と調査結果の概要に関する紀要等の公表や早期の市史刊行が求められる。

③生活文化・生業に関する歴史文化遺産の掘り起こし

- ・講や地蔵盆などの祭り、しめ縄づくりなど市民の生活に関わる様々な文化的所産である生活文化に関する調査は、一部の地域では行政の支援のもと市民や各種団体による調査が進められてきたが、大久保地域や西明石地域では調査が実施されていない。さらに、食文化や祭礼、日々の暮らしの行事などを次世代に継承するためには記録保存や調査が必要とされるが、戦前の生活文化を知る人材も少なくなっている。「明石市食育基本方針（平成 29（2017）年 3 月）」では、「食文化の継承」を目標として家庭の味や郷土料理、季節の行事食などの、食文化の世代間交流を進めている。学校教育などの場などにおいても、より一層の拡充が必要である。このため、早期に地域の生活文化について聞き取り調査、掘り起こし調査、食のまち明石固有の食文化などの調査及び調査結果の発信を進めることが重要である。
- ・本市の生業のひとつである酒造家の建築物、酒造りに密接に係る深い井戸や地域で利用されていた浅い共同井戸である「どっこんしょ」はその全容が把握されていないため、継続的な掘り起こし調査が必要である。これらの歴史文化遺産は、地域毎の歴史を示すことから、その管理を継続していくことが重要である。

④近代遺産類型別^{しつぱい} 調査の継続

- ・市内には多くの近代和風住宅や近代化遺産の存在が確認されているがその全容は把握されていない。さらに、建設後 50 年経過した文化アパートや上ノ丸の住宅、神戸大学附属明石小学校など近代の建築物や、近代以降発展した工業に関わる建造物や機械類なども貴重な歴史文化遺産であり、類型別の悉皆調査を継続的に実施することが必要である。また、建立後 50 年を経過した建築物の詳細調査を実施した上で、価値が明らかとなった場合には指定・登録などの検討が必要となる。

⑤漁村集落や街道集落の文化的景観調査の必要性

- ・市内の漁港集落や大蔵谷、大久保、清水などの西国街道沿いには街路や町割りが現在も継承されており、本市のまちの歴史を示す生業と生活が一体となった文化的景観調査が必要とされる。

⑥収蔵されている史料調査の必要性

- ・地域の寺社の蔵などには文字史料が収蔵されているが、その存在が明らかになる前に散逸することが懸念され、史料調査が必要である。これらの史料は、デジタル化による記録保存などにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

（２）人材育成の取り組みの課題

人材育成に関しては、主として生涯教育分野や学校教育分野における課題があげられる。

①生涯学習機会の充実と継続的な人材育成

- ・明石市立高齢者大学校あかねが丘学園の地域資源に関わる専攻コース修了者からは多くの地域人材が輩出されており、引き続き、学園などで生涯学習機会の充実が求められる。また、生涯学習修了者の学習成果の発表会などを図書館と連携して開催するなど、継続的な人材育成の取り組みが必要となる。

- ・あかねが丘学園専攻コース修了者などによるボランティアガイドの活動に光をあてるためにも、ガイドへのインセンティブ付与のための取り組みが必要である。

②学校教育における人材育成の継続

- ・学校教育における文化財活用を通じた人材育成を進めることが子どもと子育て層が占める割合が高い本市の特色を活かした取り組みとなるが、現在、文化財を活用した学校教育における取り組みは、市内の小中学校の半数程度にとどまっている。しかし、教科以外の歴史文化学習、文化財に関する校外学習などは教育現場への負担が大きいこともあり、学校教育の現場で歴史文化学習を支援する地域人材として機能する「歴史文化コーディネーター」の確保などが必要とされている。
- ・歴史文化遺産に関する学校への出前授業は、これまでも本市文化財部局などで実施してきたが、今後は本市の歴史文化遺産に熟知した地域人材による学校への出前授業の拡充など、教育と生涯学習、地域学習の連携を推進することが急務である。
- ・学校教育における歴史文化学習を推進することが喫緊の課題であるため、これまでも進められてきた歴史文化遺産に関する地域教材の作成、中学校向けの副読本及び「歴史文化遺産の説明入りマップ」の開発や蓄積、指導者である学校教員を対象とした歴史文化遺産に関する研修会などの開催が必要である。

(3) 保存の取り組みの課題

歴史文化遺産の保存に関しては、文化財分野のみならず、景観まちづくり分野からの課題も抽出される。

①文化財指定の拡充・修理修繕・環境整備の推進

- ・文化財指定の拡充、歴史文化を代表する指定等文化財の修理・修繕、及びその周辺環境整備が求められている。
- ・国指定史跡である明石城跡は県立明石公園に含まれるが、戦後、昭和20年代に整備された野球場や陸上競技場、競輪場（現 球場/自転車競技場）などの区域は史跡指定区域外となっており、学術調査などによる史跡の価値の把握が困難である。また、大手門の復元についての検討がなされているが、進捗していない。さらに、明石城の本丸や東丸などの価値の理解を助ける解説板などの設置が必要とされる。
- ・旧波門崎燈籠堂きゅうはとさきとうろうどうは、国登録文化財であったが、損傷が著しく、また、周辺環境は釣り人の駐車場化しており、文化財の周辺環境整備と併せて、保存の措置が必要とされてきた。このため、令和2（2020）年度に「旧波門崎燈籠堂（石積）」の名称で、石積部分を市指定建造物として保存の措置を進めてきた。引き続き、兵庫県、明石市の港湾部局との連携による旧燈籠堂周辺の環境整備を進めることが必要とされる。

②未指定の歴史文化遺産に対する保存方策の拡充

- ・各種調査の結果、価値が明らかとなった未指定の歴史文化遺産の保全方策を拡充することが必要とされる。
- ・船上城跡ふなげじょうあとは本丸跡と推定される高台が残されているのみで、周辺近くまで宅地開発が進展しているほか、見学ルートが個人所有地であるため、自由な見学が困難である。このため、本市の中世から近世の歴史を物語る船上城跡の保存と環境整備が必要とされる。

- ・大久保町にはランドマークとなる安藤家の洋館があり、所有者の同意を得ることができれば保存の処置が必要である。この洋館の設計は中崎公会堂と同様、大正時代初期に東大寺大仏殿の修繕にも携わった経験のある加護谷祐太郎かごたにゆうたろうであり、本市の近代建築を代表する建築物として保存を図る必要がある。
- ・八木地域の煙突はかつて明石瓦が生産されていた歴史文化を象徴する建造物であり、こうした建造物を地域の生業を説明・発信する歴史文化遺産として、適切に保存する必要がある。
- ・本市の代表的な漁村である林崎地域には漁師の暮らしを留める建築物も少数であるが残されており、価値ある建築物の保存のための適切な措置が必要である。
- ・市域の路傍に残されている五輪塔や石塔などは、生活の場に身近な歴史文化遺産として各地域の歴史を物語る。これらの身近な歴史文化遺産を保存し、滅失を防ぐ持続的な取り組みが必要である。
- ・無住の神社や所有者不明の建築物などが増加しているが、地域住民によって清掃や草刈などが実施されている神社も多く、地域住民の協働による維持管理の継続が必要とされる。

③修理修復のための財源確保

- ・都市景観形成重要建築物（以下、「重建」という。）などの伝統的建造物については、建物の老朽化に伴う多大な改修費、現代の生活スタイルに合わないなどの機能面から、所有者にとっては維持保全が厳しい状況にある。また重建は、外観に係る改修費の助成制度があるが、すべての建築物に適用されていない。このため、所有者の負担を極力軽減することや現在の補助制度の充実及びより柔軟な運用あるいは新たな財源の確保などが必要である。
- ・寺社などを対象としたアンケート調査からも、絵馬や彫刻などの美術工芸品の保存措置や財源確保を進めることが求められている。
- ・祭礼に関わる道具類などの維持・修理費用に係る財源確保の手立て検討が必要である。

④祭礼・年中行事等の保存のための仕組みづくり

- ・刺繍や工芸品も含めて布団太鼓は住民の力の結晶、町の宝といえる。その保全のためには市民が布団太鼓の価値を理解することが不可欠である。価値の理解の増進、市民が布団太鼓に触れることを可能とするため、期間を限って公民館などで公開することや、布団太鼓の公開に関する広報などが重要である。
- ・地蔵盆など地域の祭りの後継者不足が課題になっている。このため、後継者不足を解消するための市民協働の仕組みづくりの検討、補助制度の拡充などについて検討が必要である。

⑤保存のためのデータベースの構築

- ・歴史文化遺産に関する把握調査の結果は、本市の歴史文化遺産の価値を正確に伝える重要な資料であり、町の来歴について市民の理解の促進につながるものとなる。このため、歴史文化遺産のデータベースの作成・更新・共有が重要である。

(4) 活用に関する課題

歴史文化遺産の活用に関する観光面では、本市の歴史文化遺産が集積する明石東部地域における「歴史文化遺産の南北交流軸」（以下「南北交流軸」という）の構築が重要である。

さらに東西に長い本市の各地域において歴史文化の拠点づくりや市内各地域を横断する周遊ルート構築、歴史文化遺産周辺の環境整備など、観光分野とまちづくり分野との連携による取り組みの検討が必要とされる。

また、歴史文化遺産を核としたまちづくりを進めるため、明石市立文化博物館などの拠点としての機能拡充やICTなどの先端技術を活用した情報発信などが必要とされる。

①観光・交流・情報発信の取り組みの拡充

- ・ これまでは歴史文化遺産の魅力の活用や発信の取り組みが限定的であったが、今後は、国際交流、地域間交流、広域交流に向けた展開が必要とされる。また、ICTなど先端技術を活用した歴史文化遺産の魅力発信についても、今後の取り組みの展開が必要とされる。
- ・ 歴史文化遺産は市内に点在しているため、歴史文化遺産の位置情報をマップなどで示す必要があるが、現段階では一般に提供されているマップが市域を4つに区分してA2サイズのものである。このため、市民や観光客が手軽に利用することが困難であり、歴史文化遺産の魅力を活用されない状況にある。
- ・ 明石城跡は、本市の歴史文化遺産観光の拠点でもあるため、城跡や城下町に加え、市域の歴史文化に関わるガイド機能の拡充などの推進が重要である。

②南北交流軸の構築・周遊ルートの設定

- ・ 明石城跡と海岸部の歴史文化遺産を結ぶ「南北交流軸」が観光分野などで明示されていないため、市内の歴史文化遺産観光の周遊が限定的である。「南北交流軸」は、明石城跡から魚の棚商店街を通り明石港まで続くが、明石港周辺には中崎公会堂、旧波門崎燈籠堂（石積）をはじめかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多く立地しており、「南北交流軸」を内外に発信していくことが必要である。
- ・ 東西に長い本市の各地域を周遊できる「東西周遊ルート」の設定が必要とされる。

③大型バス乗降場、駐車場等基盤整備の推進

- ・ 本市の歴史文化遺産を巡る観光が増えているが、JR明石駅周辺における大型バス乗降場の設置や、周辺地域の住環境の保全のための駐車場整備、公共交通の利用促進の誘導、自転車利用の促進など、歴史文化遺産を活用した持続可能な観光施策の推進が求められる。

④明石市立文化博物館の拠点機能の拡充

- ・ 本市の歴史文化遺産を総合的に情報発信すると共に、来訪者が歴史文化遺産の価値などを学ぶことができるよう、明石市立文化博物館が明石市の歴史文化の拠点として幅広い歴史文化遺産について来訪者が知ることができるガイド機能の拡充が必要とされる。

⑤歴史文化遺産の展示・公開の推進

- ・ 本市の歴史文化遺産の活用に向けて、公民館の活用などを含め、市民が地域で歴史文化遺産に触れる場を拡充することが必要である。
- ・ 建造物の活用にはそのものの価値を「みせる工夫」として、価値の説明が重要な手段となる。例えば、明石城の2段目の石垣から茶の湯に使う清水が湧き出ていることや、城下町に残る外堀跡の道などを、市民に周知していく取り組みが必要である。また、社寺などの歴史文化遺産の存在を発信するため、解説板の設置が重要である。その場合、指定等文化財や歴史文化遺産の現場でその価値や魅力を来訪者が把握できることを可能とするため、仮想・拡張現実（VR・AR）技術等の先端技術を活用した仕掛けの充実が求められる。

- ・明石市景観形成重要建築物をはじめとした伝統的建造物などは地域への愛着を持つきっかけとなるよう、公開活用が望まれる。しかし、景観形成重要建築物などは個人所有であるため、公開や活用には至らないものも見られる。今後は、期間を限定して個人所有の建築物を公開するなど適切な活用方法について検討が必要である。

⑥歴史文化遺産に触れる機会の充実

- ・市民が各地域の歴史文化遺産に触れる機会としてのシンポジウム、歴史まち歩きなどの取り組みを継続して進めていくと共に、コロナ禍での歴史文化遺産に触れるための安全な取り組みとして、家族単位、親子単位で参加できるイベントなどを企画し、地域に対する愛着を醸成することが重要である。
- ・本市の産業に関わる伝統的建造物は残存しているものの数が少なく、各産業を代表するものとして保存・活用が望まれる。今後は、長屋門付き農家、瓦工場のレンガ煙突、大蔵町の千尋窯（登り窯）、造船所、創業100年を超える企業などを本市の産業の歴史文化を示す施設としての活用や「産業歴史文化」の歩みを発信していくことが必要である。
- ・健常者のみならず、障がいを持った人も市内の歴史文化遺産に触れることができるよう、市内巡回のコミュニティバスの拡充や、手話通訳付きオンライン配信など歴史文化遺産のバリアフリー対応のための各種取り組みなどの検討が必要となる。

(5) 体制づくりに関する課題

歴史文化遺産の保存・活用を進めていくため、行政内の部局間連携や、多様な主体の連携の推進のほか、歴史文化遺産の保存・活用に寄与する市民などの顕彰、市民からの相談窓口の開設など新たな体制づくりに向けた課題が抽出される。

①多様な分野・主体間の連携の推進

- ・現在、歴史文化遺産の保存と活用は、文化財所有者や管理者が主体となっているが、文化財分野、教育や観光、まちづくり、福祉、産業など多様な主体によって、保存と活用を推進することが求められる。また、未指定の歴史文化遺産では、所有者がその価値を認知できないことも懸念され、専門家と連携して価値の掘り起こしを進めることが重要である。
- ・これまでの歴史文化に関する各種取り組みのノウハウが蓄積されているが、これらの知見を活用して市民、専門家、団体、行政が連携・展開するための体制づくりが進んでいない。

②顕彰制度の確立

- ・歴史文化の価値や魅力を発信する役割を担うボランティアガイドは本市の歴史文化の保存と活用に大きく貢献しているが、こうした人材の功績を顕彰するための独自の制度が確立していない。

③歴史文化遺産に関する相談窓口の設置

- ・明石市都市景観形成基本計画では、①伝統的まちなみや建築物などの保全、②伝統的建造物の活用、③歴史的雰囲気大切にされた住環境の保全、を基本方針として挙げているが、その実現には地域住民や建築物の所有者の理解が不可欠となる。これらの課題を解決するため、行政における相談窓口の設置など保存活用を推進するための体制づくりが必要である。

第5章

歴史文化遺産の保存・活用の方向性と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用の目標

本地域計画では、これまでの歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みを継続させると共に、その取り組みを発展させ、歴史文化遺産の保存・活用の課題解決のため、本地域計画の目標を、

「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり」とする。

さらに、本地域計画では、(仮称)あかしSDGs推進計画の目標と連携しつつ、<いつまでも>、<すべての人に>、<やさしいまち>を<みんな>で進めるものとする。

本地域計画で掲げた目標を確実に実現するため、市内各地域の多様な歴史文化遺産の特徴に応じた保存・活用を推進すること、さらに保存・活用を効果的に推進するために旧城下町周辺を対象に重点的な取り組みを推進すること、などを進める。

2. 歴史文化遺産の保存と活用のための基本方針

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

4-1 歴史文化遺産観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する

4-2 市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

3. 基本方針に基づく措置

(1) 基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みに関する措置

遺跡や武家屋敷跡などの発掘調査の継続、生活文化に関わる新規調査などを推進する。

(2) 基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進めるための措置

小・中学校生徒を対象にした幅広い歴史文化学習によって人づくりを継続して進める。さらに生涯学習を継続し、地域人材としての人づくりを進める。

(3) 基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、指定等の拡充、指定等文化財の周辺環境整備、未指定の歴史文化遺産の保存のための法的措置など多様な保存事業を持続的に進める。また、歴史文化遺産の修理・修復への支援や財源確保の方策を検討する。

(4) 基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進するための措置

本市の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、観光に関わる多様な取り組みを展開すると共に、歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民と協働で進める。

(5) 基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置

本市の歴史文化遺産を保存・活用するための体制構築や顕彰制度の確立、市民相談窓口を設置する。

第5章 歴史文化遺産の保存・活用の方向性と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用の目標

本市は、播磨灘の海や明石海峡に育まれた風土、丘陵地形などの地勢を基盤として、古代から近代・現代まで連綿と続く城下や漁村・農村などの集落の佇まい、生業や祭礼、年中行事や食文化など、多様な人々の営みの有り様が歴史文化の特徴をなしている。

歴史文化は、本市の個性を形づくり、市民の絶え間ない努力で守り、育ててきたことから、市民の誇りや愛着につながるものとなっている。

また、歴史文化遺産は、本市や市内各地域の活性化のための資源としての役割も期待されており、その保存・活用はまちづくりにとっても重要な取り組みと位置付けられる。

これまで、本市では、歴史文化遺産を知るための行政による発掘調査や市民や専門家による把握調査などの取り組みが進められてきた。また、学校教育における人材育成の取り組み、歴史文化遺産の保存に関わる取り組み、観光まちづくりや福祉分野との連携、産業との連携などをはじめとした歴史文化遺産の活用に関わる様々な取り組みを積極的に進めてきた。

しかし、これまで継承されてきた本市の歴史文化遺産のなかには、歴史史料などのように散逸や滅失の危機に瀕しているものもある。

また、祭礼などの担い手の減少、歴史文化遺産の修理・修復のための財源不足、それぞれの歴史文化遺産が持つ価値の市民への浸透が不十分であることなどから、その継承が困難になってきている歴史文化遺産もみられる。

このため、本地域計画では、これまでの取り組みを継続・発展させ、歴史文化遺産の保存と活用に関わる課題解決に向けて、

本地域計画の目標を、

「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり」

とする。

さらに、(仮称)あかしSDGs推進計画と連携しつつ、

「<いつまでも>、<すべての人に>、<やさしいまち>を<みんな>で進める」

ものとする。

さらに、本市の多様な歴史文化遺産の保存・活用に向けては市内各地域の歴史文化遺産の特性や課題に応じた対応が必要とされる。そのなかでも明石東部地域は、明石城を始めとした古代から現代までの歴史文化遺産が集積している地域であり、保存・活用に関する先導的な取り組みを進めることが重要である。

本市の歴史文化の特徴を活かし、本地域計画で掲げた目標を確実に実現するため、市内各地域の歴史文化遺産の特徴やテーマに応じた保存・活用を推進する。また、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進するため、旧城下町周辺を対象に重点的な取り組みを推進する。さらに、本市の各地域においても、順次、重点区域を設定するなど、歴史文化遺産の保存・活用を継続して推進する。

本地域計画における取り組みの課題、計画の目標ならびに、計画を推進するための基本方針へつながる体系は、次の図にまとめることができる。

歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題

- ①歴史文化遺産の調査等の課題：発掘調査の継続、各種調査などの実施 等
- ②人材育成の取り組みの課題：継続的な人材育成 等
- ③保存の取り組みの課題：文化財指定・登録の拡充、修理修繕、文化財周辺環境整備推進等
- ④活用に関する課題：観光・交流・情報発信の取り組みの拡充、南北交流軸の構築 等
- ⑤体制づくりに関する課題：多様な分野・主体の連携の推進 等

これまでの取り組みの継続・発展

課題解決のための取り組みの推進

歴史文化遺産の保存・活用の目標

歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり

<いつまでも>

歴史文化遺産を知るための取り組み、人づくり、保存の取り組みを持続的に進める。

<すべての人に><やさしいまち>

子どもから高齢者まで、健常者も障がいを持った人、市民のみならず、来訪者も含め、すべてのひとにやさしい歴史文化遺産の活用を通じて、愛着のもてるまちづくりを進める。

<みんなで>

行政、市民、専門家、文化財所有者などが連携し、みんなで歴史文化のまちづくりを進める。

歴史文化遺産の保存・活用のための基本方針

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

方針4-1

歴史文化観光遺産観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する

方針4-2

市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

図5-1 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題・目標・基本方針の体系

2. 歴史文化遺産の保存・活用のための基本方針

本地域計画では、5つの基本方針のもと、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進する。

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

本市では、これまでも歴史文化遺産を「知る」取り組みが持続的に進められてきたが、今後とも、遺跡や武家屋敷の発掘調査、市史編さんに関わる調査の継続と結果の公表を進める。また、市民の暮らしに関わる歴史文化遺産に関する調査を行政、市民、校区まちづくり組織などの団体、大学などの研究機関ならびにヘリテージマネージャーなどの専門家が協働して計画的に進める。調査の対象は、生活文化に関わる身近な歴史文化遺産の把握調査、生業に関する調査、食文化の把握調査および魅力発信、伝統的建造物や近代化遺産類型別悉皆調査の継続、漁村集落や街道集落の文化的景観調査、史料調査など幅広く調査を進めるものとする。さらに、学校教育などとの連携により、子どもたちがふるさとの歴史文化遺産の調査に関わる機会や場を設定する。

基本方針2 学校教育・生涯教育の場を中心に人づくりを進める

本市では、学校で指定等文化財を活用した学習が進められているが、その取り組みは市内の小中学校の半数程度にとどまる。一方、市内の小中学校では、地域住民が子どもたちに歴史文化に関わる様々な体験授業の教え手として活躍している。このため、「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会）とも連携しながら、学校教育における郷土学習を推進する。また、生涯学習機会の充実、図書館と連携した生涯学習成果の発表会の開催、学校における歴史文化遺産学習を支援する地域人材である「歴史文化コーディネーター」の育成実現に向けた取り組みを進める。さらに、学校への地域人材派遣による出前授業の拡充、学校教育、特に中学校における歴史文化に関する副読本の作成や教材開発、指導者の研修会開催、新設文化財収蔵庫の活用などより、市民の歴史文化への理解を醸成するよう、人づくりに関わる取り組みを充実させる。

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

本市では歴史文化遺産の価値を十分に把握した上で指定等の拡大などを進めてきた。しかし、明石城跡の史跡の全容解明などが進んでいないこと、かつての旧波門崎燈籠堂や船上城跡など市民が鑑賞することが困難な歴史文化遺産もあることが課題となっている。さらに、滅失の危機にあるものもみられる。このため、歴史文化遺産の指定の拡充、指定文化財周辺環境整備及び未指定文化財の保存のための法的措置などを持続的に進める。

このほか、祭礼や年中行事に関する山車や道具類などの修理・修復に対する財源確保も課題となっている。このため、地域の特色を表す布団太鼓などの公開の場の設定、修理・修復に関する支援などの保存事業を持続的に進める。

また、歴史文化遺産の把握調査結果を歴史文化遺産のデータベースとして整理し、定期的に更新すると共に、庁内関係各課などと情報共有し、広く発信する。

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

④-1 歴史文化遺産観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する

本市では、「食」、「海峡」、「歴史」、「時」の区分で観光情報発信を続けている。今後も観光関連部局と連携すると共に、本市の地域の特徴に応じた事業を組み立て、国際交流、地域間交流、広域交流の推進とともに、歴史文化遺産観光のコンテンツを拡充し、歴史文化遺産の魅力を発信する。また、明石城跡周辺の歴史文化遺産に関するガイド機能拡充する。さらに、城下町と魚の棚や海岸部までをつなぐ「南北交流軸」の可視化に重点的に取り組むと共に、市内の「東西周遊ルート」設定による歴史文化周遊観光の推進を拡充する。また、近年、個人やグループ、家族単位の歴史文化遺産観光の増加に対応して、JR明石駅周辺の大規模バス乗降場整備、歴史文化遺産周辺の環境整備や自転車利用促進などの取り組みを拡充する。さらに、明石市立文化博物館では、歴史文化を総合的に情報発信する拠点として位置付け、先端技術活用による情報発信、企画展やシンポジウムのオンライン発信、デジタルコンテンツの拡充などを進める。

④-2 市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

貴重な歴史文化遺産の展示の場の確保、魅力や価値を説明する解説板整備、先端技術採用、歴史文化遺産の魅力発信のための拠点整備や必要な環境整備を拡充する。また、本市の各地域に残された歴史文化遺産の価値が市民に十分に浸透していないために滅失してしまうことも危惧される。このため、市内の身近な歴史文化遺産の周知のためのマップ作成や解説板の設置、シンポジウムや講演会の開催、歴史まち歩きの実施を実施する。また、地域の歴史文化遺産である伝統的建造物や本市の産業の歴史文化を示す瓦工場のレンガ煙突などの施設の公開・活用、市民が歴史文化に触れる機会の充実など、多様な分野との連携によって、まちづくりにおける歴史文化遺産の活用方策を拡充する。さらに健常者のみならず、障がいを持った人も市内の歴史文化遺産に触れることができる仕組みづくりを進める。また、市民が歴史文化遺産を核としたまちづくりを進めるための財源確保の仕組みづくりの検討を進める。

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

本市では行政、市民、専門家などがそれぞれ保存や活用に向けた取り組みを進めてきたが、市内各部局の横断的な場の設置や、歴史文化に関わり各主体が協議できる場は設置されていない。このため、歴史文化の保存・活用に向けた「明石市文化財保存活用協議会」の設置による横断的な体制づくりを進める。また、市民団体やボランティアの活発な活動が特徴的な本市にあっては、活動の一層の発展を期待して、歴史文化の保存活用への貢献者に対する顕彰制度を確立する。加えて、市民が伝統的建造物の保存と活用の取り組みを手掛けることが可能となるよう、市民向けの相談窓口を設置する。

3. 基本方針に基づく措置

本市における多様な歴史文化遺産の保存・活用によって、本地域計画の目標である「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く地域づくり」を実現するためには、文化財分野のみならず、教育分野、観光分野、まちづくり分野、福祉分野や産業分野などが抱える課題も含め、歴史文化遺産の保存と活用に関わる5つの基本方針に基づく取り組みを計画的に実施することが求められる。

そこで、「歴史文化遺産の保存・活用のための措置」として、5つの基本方針に基づく事業計画を次頁以降に示すとおり設定する。

これらの取り組みは、市民や校区まちづくり組織などの団体、研究者やヘリテージマネージャーなどの専門家ならびに文化財部局のみならず、本市の関係各部署や兵庫県、国との連携により、進めるものとする。

また、市民や活動団体などが中心となって実施する事業に対しては、本市の関係各課が必要な支援を行い、取り組みを促進していくこととする。

それぞれの取り組みの主な主体のうち、市民とは、市内在住者に加え、文化財所有者を含む主体を指す。

団体とは、校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、市内の企業などを指す。

専門家とは、大学など研究機関に所属する者やヘリテージマネージャーなどを指す。

また、計画期間については前期を1～3年、中期を4～5年、長期を6年以降と設定する。

さらに、取り組みの財源としては、国費、県費、市費などを想定するが、国費とは、文化財に関わる補助金、内閣府の地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成金などとする。

加えて、それぞれの取り組みの目的や目指す効果を分かりやすく示して、取り組みに関わる各主体の認識・共有化を図ると同時に、本地域計画の点検・見直しなどを通じたPDCAサイクルを構築し、さらなる効果促進を図ることが求められる。

そこで、各事業の目的や目指す効果、さらにはそれらの事業を通じた本計画の達成目標を、誰もが理解できるよう、数値目標としてのKPI（重要業績評価指標）を前述の「序章. 4 計画の進捗管理と自己評価の方法」に示すとおり設定する。なお、KPIの目標年次は、「(仮称)あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」の計画期間の前期3年間と中期1年間の合計した4年間（令和4～令和7（2022～2025）年）に対応して令和7（2025）年度と設定する。

(1) 基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みに関する措置

遺跡や武家屋敷跡などの発掘調査や市史編さんに関わる調査、歴史文化遺産の把握に係る継続調査、新規調査も含め、市民が歴史文化遺産を持続的に「知る」ための措置を定める。

表5-1 歴史文化遺産を「知る」取り組みに関する措置

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8～12年度)
1	全市	遺跡・武家屋敷跡の発掘調査 遺跡や武家屋敷跡の発掘調査、学術調査等を継続して進め、指定等文化財及び城下町などの価値の解明を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
2	全市	市史の編さんに関する調査 明石の歴史文化について幅広く知るための市史編さんに関わる調査を継続し、その成果を紀要等で定期的に発信する	市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
3	全市	生業に関する調査 農業、漁業、酒造業など明石の歴史文化の特徴を示す生業調査（造船所等を含む）を市民や団体などが中心となって計画的に進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市産業関連部局 市民・団体 専門家	継続				
4	全市	生活文化に関する調査 布団太鼓、地蔵盆や各地の祭礼などの無形民俗文化財を含む身近な生活文化に関わる歴史文化遺産の掘り起こしについて、調査テーマを設定して計画的に調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民、団体 専門家	継続				
5	全市	食文化の把握調査・魅力発信 海の幸や海と陸の交流により生まれた明石の食文化の魅力について、文献調査などでその価値を把握すると共に、その成果をSNSなども含めた多様な媒体で情報発信を行う	国費 県費 市費	明石市観光関連部局 明石市文化財部局 専門家、団体			新規		
6	全市	建造物に関する調査 近代和風住宅や近代に開校した学校建築物、安藤家洋館など近代の歴史文化の魅力を構成している建造物調査を市民や団体などが中心となって計画的に進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規		
7	全市	近代化遺産調査 近代に花開いた明石の歴史文化の特性に鑑み、産業遺産も含めた近代化遺産を対象として市民や団体が中心となって計画的な調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規		
8	全市	文化的景観調査 漁村集落や大蔵谷など西国街道整備後に宿場町として発展したまちなみの特徴を把握するため、市民や団体などが中心となって文化的景観調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規		
9	全市	史料調査 社寺や伝統的建造物の蔵などに保管されている史料が散逸しないよう、計画的に調査を実施して、史料整理を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規		

(2) 基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進めるための措置

本市の人口は、未就学児を中心とした子どもと20代から30代の子育て層を中心とした新たな住民の流入により、増加傾向にある。こうした新しい市民が本市の歴史文化に愛着を持ってもらうため、小・中学校生徒を対象にした幅広い歴史文化学習によって、将来の本市の歴史文化遺産を担う人づくりを継続して進める。さらに、コミュニティセンターや高齢者大学などで生涯学習を継続し、生涯学習修了者が学校教育現場における地域人材として、子どもたちの歴史文化学習の支援者となるよう人づくりを進める。

表5-2 人づくりを進めるための措置

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年・5年目	予定
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	6～9年目 (令和9～12年度)
10	全市	学習発表会の開催等の生涯学習機会の充実 市民が歴史文化に触れることができるよう、幅広く生涯学習機会を充実すると共に、市史編さん等による最新の情報を市民に提供する。また、図書館等との連携による市内高校の歴史関係のクラブ活動を含め、学習発表会等を開催する	市費	明石市生涯学習関連部局 専門家、市民	拡充				
11	全市	歴史文化コーディネーターの育成 子どもたちが地域に愛着や誇りを持ってくれるよう、小・中学校などにおける歴史文化遺産を対象とした体験授業の企画・運営・指導を担うコーディネーターを生涯学習機関との連携により地域人材として育成する	市費	明石市文化財部局 専門家、市民		新規			
12	全市	学校への出前授業の拡充 行政による歴史文化出前授業に加え、地域人材による小・中学校への出前授業の拡充により、次世代を担う子どもたちに地域の歴史文化を学ぶ多様な機会を提供する	市費	明石市文化財部局 団体、市民		新規			
13	全市	副読本・歴史文化遺産マップの開発 子どもたちに明石の歴史文化を伝えることを目的として、小・中学校などにおけるふるさと学習の副読本となる教材や歴史文化遺産マップの開発を推進する	市費	明石市文化財部局 専門家		新規			
14	全市	教材開発者・指導者の研修会の開催 子どもたちにふるさとの良さを伝える教材開発や指導に関わる市民・教員などを対象とした研修会を開催して、明石の歴史文化に関わる人材の継続学習機会を提供する	市費	明石市学校教育関連部局 専門家、市民		新規			
15	全市	新設文化財収蔵庫の活用 新設する文化財収蔵庫では、文化財保存の実習場としても活用し、出土遺物の洗浄や復元作業の補助を担うボランティア人材の育成の場とする	市費	明石市文化財部局 専門家 市民		新規			

- ※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金などとする。
 県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。
 以下の表についても同様とする。
- ※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。
 以下の表についても同様とする。

(3) 基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、多様な保存事業を推進する。また、歴史文化遺産の修理・修復への支援や財源確保の方策を検討する。

表5-3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置 (1/2)

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年・5年目 (令和7・8年度)	予定
									6～9年目 (令和9～12年度)
16	全市	文化財への指定等 指定等文化財の指定拡充及び文化財周辺地域の指定拡大、未指定文化財の指定・登録の推進に向け、価値を明らかにする調査を行う	市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
17	全市	指定等文化財の環境整備 指定等文化財の価値や魅力を体験できるよう、見学ルート確保や解説板設置等文化財及び周辺環境整備を進める	市費	明石市文化財部局 明石市都市関連部局 専門家	拡充				
18	明石東部	史跡明石城跡保存活用整備 県立公園として保存・活用されている史跡明石城跡の保存の拡充、価値の理解を助ける解説板の設置など文化財保存・整備事業の推進を兵庫県と協働して進める	国費 県費	兵庫県文化財部局 兵庫県公園部局	拡充				
19	明石東部	旧波門崎燈籠堂(石積)の環境整備 旧波門崎燈籠堂(石積)の市指定と併せて、燈籠堂の保全措置及び周辺環境整備等を、県港湾部局と協働して計画的に進める	国費 県費 市費	兵庫県港湾関連部局 明石市港湾関連部局 明石市文化財部局	拡充				
20	西明石	船上城跡の環境整備 近世の歴史を物語る船上城跡の本丸跡と推定されている高台の保存や見学ルートの確保などの環境整備を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局					新規
21	全市	景観上の重要建造物等の保存 明石の歴史的な景観を残す城下町の商家、近代洋館建築、瓦産業を示す煙突、路傍に残る五輪塔等を文化財保護法、景観法などの各種法的な枠組を活用して保存の措置を進めると共に、都市景観形成重要建造物の保存のための修理・修復を進める	市費 団体費	兵庫県景観部局 明石市文化財部局 企業・まちづくり団体					新規
22	西明石・二見	漁港まちなみ関連建造物の保存 林崎漁港などの町並みの面影を残す建造物を、文化財保護法、景観法などの各種法的な枠組を活用して保存の措置を進める	市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 専門家・団体					新規
23	全市	歴史文化遺産管理活動への助成 無住の神社や所有者不明の歴史文化遺産の管理を市民と協働で進めるため、管理活動への助成制度などの仕組みづくりを検討する	国費 県費 市費	明石市景観関連部局 明石市文化財部局 専門家、団体 市民(所有者)					新規
24	全市	布団太鼓の公開の場の設定 布団太鼓の調査を継続すると共に公民館等で一堂に鑑賞できる場の設定、「(仮称)布団太鼓サミット」の開催による内外地域の交流や展覧会の開催など、市民にその魅力を発信し、さらには、未公開の布団太鼓の公開を促進する	市費	明石市文化財部局 団体、専門家 市民					新規

表5-3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置 (2/2)

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年・5年目	予定
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	(令和9～12年度)
25	全市	財源確保・支援 クラウドファンディングやふるさと納税などの仕組みを利用して、歴史文化遺産の保存・活用に関わる財源を確保することにより、祭礼に関わる布団太鼓や道具類のほか建造物等の修理・修復等への支援に取り組む	国費 県費 市費 寄付金	明石市文化財部局 団体、専門家 市民	継続				
26	全市	歴史文化遺産データベースの作成・更新・共有 各種把握調査などの結果は、明石市の歴史文化を伝える基礎となるデータベースとして作成し、定期的に更新すると共に、庁内関係部局などと共有し、市民の歴史文化への理解の醸成、観光等の促進に活用する	市費	明石市文化財部局	継続				

(4) 基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進するための措置

本市の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、観光に関わる多様な取り組みを展開すると共に、歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民と協働で進めていく。

①基本方針4-① 歴史文化遺産観光に関わる多様な取り組みを展開するための措置

歴史文化遺産観光に関連して、ホームページにおけるコンテンツの拡充や地域間交流、広域交流の推進により、明石市歴史文化周遊観光の設定などの多様な取り組みを展開する。

表5-4① 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進するための措置

【歴史文化遺産観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する】

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年・5年目 (令和7・8年度)	予定
									6・9年目 (令和9・12年度)
27	全市	国際交流・地域間・広域交流 姉妹都市等との国際交流、地域間観光交流、淡路島等との広域交流を推進し、明石の歴史文化の魅力発信を上げていく	国費 県費 市費	兵庫県交流部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体	継続				
28	全市	歴史文化遺産観光のコンテンツ拡充 市や明石市立文化博物館のホームページ等で歴史文化遺産観光情報を継続して発信すると共に、「歴史のまち明石」としての魅力十分に伝えるよう、ホームページのコンテンツの充実や明石ケーブルテレビ番組などのコンテンツの充実を進める	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体	継続				
29	明石東部	明石公園のガイド機能の拡充 多くの観光客が来訪する明石公園内に本市の歴史文化遺産のガイド機能拡充すると共に、明石城跡等に関する展示の場の確保、解説板の整備などの歴史文化遺産魅力発信方策を拡充する	国費 県費 市費	兵庫県公園部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規
30	全市	南北・東西の歴史文化遺産のネットワーク化 歴史文化遺産の南北観光交流軸、東西周遊ルートの設定など、歴史文化遺産のネットワーク化を進めるため、歴史文化遺産間の関連性を明示する冊子の作成、明石駅前における市内の歴史文化遺産案内板でのネットワーク表記などを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 明石市都市部局 団体					新規
31	全市	歴史文化周遊観光の推進 市内の歴史文化遺産の魅力をも市民のみならず来街者にも体験可能であるように、たこバス等公共交通利用を含め、東西周遊ルートの設定などを進めると共に、JR明石駅周辺に大型バスの乗降場所の設置を検討する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市都市部局 明石市文化財部局 団体、専門家 市民					新規
32	全市	自転車利用の推進 歴史文化遺産観光促進のため、幅員の狭い道路等における自転車利用の誘導などのハード、ソフトの環境整備を進める	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市都市部局 専門家・団体					新規
33	全市	先端技術活用による情報発信 ドローンを用いた城下町の空撮などのデジタルコンテンツの拡充、AR、VR、ICTなど先端技術を活用した歴史文化遺産情報の発信を進める	国費 市費	明石市情報発信部局 明石市観光部局 明石市文化財部局 団体					新規

②基本方針4-② 歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民等と協働するための措置

市内地域毎に特色ある歴史文化を継承している本市の特性を活かし、各地域の歴史文化遺産が核となるまちづくりを推進する。

表5-4② 歴史文化を活かした愛着の持てるまちづくりを推進するための措置
【市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める】

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年・5年目 (令和7・8年度)	予定 6～9年目 (令和9～12年度)
34	明石東部	明石市立文化博物館の拠点機能の拡充 博物館の拠点機能を拡充するため、明石城関連資料の常設展示、市史編さん作業を通じて収集した資料や研究成果などのコーナー展示、布団太鼓の総合的な情報発信、来訪者や子ども向けの講座の開催などを継続的に実施する	国費 県費 市費	明石市文化財部局	拡充				
35	全市	歴史文化遺産マップ・解説板作成 市内各地域に今も残されている城の外堀、街道の道標や駅家などの存在を市民や来街者に明示するための方策としてマップ作成や解説板設置等を実施する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体	拡充				
36	全市	歴史文化シンポジウム等の連続開催 歴史文化に関わるシンポジウム等について、市内の歴史関係グループの発表も含め、継続的に実施し、市民が明石の歴史文化を学ぶ機会を提供すると共にわがまちへの誇りと愛着を醸成する取り組みを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体	継続				
37	全市	歴史まち歩きの定期的開催 市内各地域の歴史文化を市民が体感できるよう、地域のまち歩きを定期的で開催し、歴史文化を核としたまちづくりのファンを増やしていく	国費 県費 市費	明石市文化財部局 団体	継続				
38	魚住・大久保	地域の生活・生業に関わる歴史文化遺産の活用 長屋門付農家、瓦工場の煙突、登り窯など地域の生活や生業に関わる歴史文化を特徴づける建造物について、所有者との協働によって、多目的スペースなどに活用することで歴史文化遺産を核としたまちづくりを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規
39	全市	建造物等の公開 登録文化財などの伝統的建造物を中心に、地域のまちづくりの核となるよう、所有者の同意を得て、公開に向けた取り組みを進めていく	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 明石市観光部局 団体					新規
40	全市	多様な人が鑑賞できる文化財展示手法等の検討 手話通訳付きのオンライン配信など、障がいを持った人でも歴史文化遺産に触れることができるような情報発信手法や展示手法、案内手法等を検討する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規

(5) 基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置

本市の歴史文化遺産を保存・活用するための体制構築や顕彰制度の確立、市民相談窓口を設置する。

表5-5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年・5年目	予定
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	(令和9・12年度)
41	全市	部局間連携による地域づくり 文化財分野、まちづくり分野、産業分野、福祉分野等庁内の多様な部局間連携により都市景観形成重要建造物の活用など歴史文化遺産を核とした地域づくりを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市各部局	継続				
42	全市	歴史文化遺産保存活用体制の構築 行政、専門家、団体、市民ならびに庁内各部局が参画する「明石市文化財保存活用協議会」により、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を構築する	市費	明石市各部局 専門家 団体 市民	新規				
43	全市	顕彰制度の確立 歴史文化の保存活用に貢献した市民や団体、ボランティア活動などを顕彰する制度を確立し、今後の市民活動の幅を広げる	市費	明石市文化財部局			新規		
44	全市	市民相談窓口の設置 市民が伝統的建造物等の保存や活用に取り組むことができるよう、市民向けの各種相談を受ける窓口を設置する	国費 県費 市費	明石市各部局 団体					新規
45	全市	近隣自治体との連携 海の道・陸の道でつながる近隣自治体との連携体制を構築し、近隣自治体との協働によるイベントや海からの周遊観光ツアー等の実施を進める	市費	明石市各部局 団体					新規

第6章

重点区域における歴史文化遺産の保存・活用

1. 重点区域の設定

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31（2019）年 3 月：文化庁）に示す「文化財保存活用区域」として重点区域を定める。

（1）重点区域設定の考え方

「指定等文化財等の歴史文化遺産が集積していると共に、海と陸の双方でモノや人の結節点となっていること」、「行政による重点的な施策が図られていること」、「市民等による歴史文化遺産の保存・活用に関する活動が活発であること」を基準に、「重点区域」を設定し、歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みを先導する。

（2）重点区域の範囲と主な歴史文化遺産

重点区域は、明石東部地域のなかの朝霧川以西、明石川以東、明石城跡以南の区域で、主として明石城下町の武家屋敷や足軽屋敷、町家が立地していた区域を中心に設定する。

2. 重点区域の保存活用計画

（1）重点区域の歴史文化にまつわる歴史文化遺産

重点区域における指定等文化財は、国指定が 6 件、県指定が 9 件、市指定が 28 件、国登録が 3 件の合計 46 件（市全体の約 70%）で未指定の歴史文化遺産は、250 件を数える。

（2）重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題

歴史文化遺産を知ること、人材育成、歴史文化遺産の保存、観光・交流・情報発信・福祉分野・産業分野・歴史文化遺産の展示・公開などの歴史文化遺産の活用に関わる諸課題が全市的課題と同様に確認される。

（3）重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性

歴史文化遺産を「知る」こと、人づくり、歴史文化遺産の次世代への継承、歴史文化遺産を活かしたまちづくり、そのための体制づくりの 5 つの基本方針のもと、重点的かつ効率的に事業を進める。さらに、重点区域で取り組んだ先導事例を順次、市内各地域に広げていきながら、歴史文化を活かしたまちづくりを持続的に進めていく。

（4）重点区域の事業計画

基本方針に基づき、14 の重点事業を進める。

3. 重点区域における事業計画の推進体制

明石市文化財保存活用協議会のなかに重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が参画して、重点区域における事業や取り組みについて協議すると共に、協働して事業の推進を図るものとする。

第6章 重点区域における歴史文化遺産の保存・活用

1. 重点区域の設定

(1) 重点区域設定の考え方

本地域計画作成にあたって、文化庁指針（平成 31（2019）年 3 月）では、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出するための計画区域」として「文化財保存活用区域」を設定することとしている。

本市では、指針に示された「文化財保存活用区域」を、歴史文化遺産の保存・活用を通じ、歴史文化を活かしたまちづくりを優先的・重点的に推進し、市域全体における取り組みを先導する区域と位置付け、「歴史文化遺産保存活用重点区域」（以下「重点区域」という）とする。

重点区域設定にあたっては、「指定等文化財等の歴史文化遺産が集積していると共に、海と陸の双方でモノや人の結節点となっていること」、「行政による重点的な施策が図られていること」、「市民等による歴史文化遺産を保存・活用する活動が活発であること」を基準に、旧明石城下町を「重点区域」に設定する。なお、重点区域を旧明石城下町に設定するが、東西に長い本市の特性を鑑み、前述の市域全域を対象とした措置 30 番に示すように各地域における代表的な歴史文化遺産を核とした周遊ルートの設定によって東西地域交流を進める。このように、重点区域から東西地域交流へとつながる取り組みを進めることにより、歴史文化のまちづくりを段階的に推進するものとする。なお、本地域計画改訂時には、旧明石城下町重点区域における取り組みの成果検証を踏まえ、市内の各地域を順次、重点区域に設定するなど、歴史文化を活かしたまちづくりをより一層拡充することとする。

旧明石城下町を重点区域に設定する考え方

- ①指定等文化財等歴史文化遺産が集積していると共に、海と陸の双方でモノや人の結節点となっていること
 - ・旧明石城下町には明石城巽櫓や織田家長屋門が核となり指定等文化財が 46 件、未指定の歴史文化遺産が 339 件と市内各地域の中で最も歴史文化遺産が集積していると共に、明石港などを拠点とした海路や西国街道などの陸路でモノや人がつながる結節点となってきた地域である。
- ②行政による重点的な施策が図られていること
 - ・埋蔵文化財発掘調査が進められていること、卯月邸、服部邸などが明石市景観形成重要建造物に指定されていること、景観計画の歴史ゾーンに含まれていること、貴重な美術工芸品などが重点区域内に立地する明石市立文化博物館で所蔵・展示されていることなど、行政による施策が重点的に進められている。
- ③市民等による歴史文化遺産を保存・活用する活動が活発であること
 - ・大蔵谷の獅子舞、大蔵谷の囃口流しや大蔵谷の牛乗りなどの保存会の活動、明石城や関連寺院などに観光ボランティアガイドが関わり、観光面からの歴史文化のまちづくりを進めていることなど、市民等による活動が活発である。

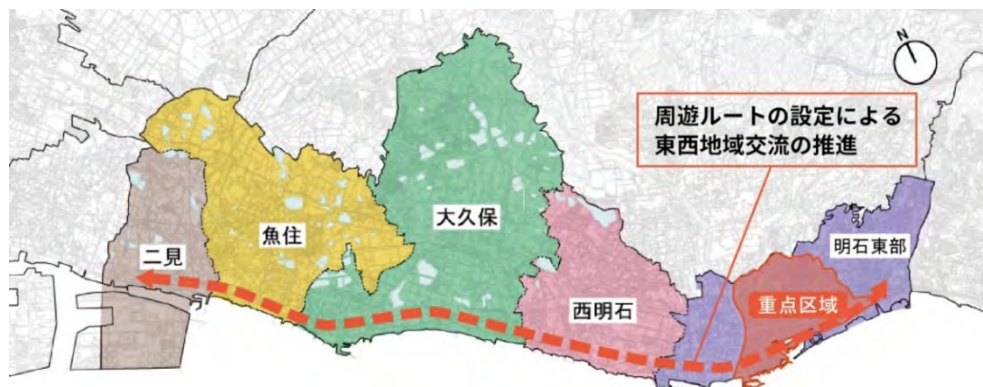


図 6-1 重点区域から各地域への取り組み発展の方向性

(2) 重点区域の範囲と主な歴史文化遺産

重点区域は、朝霧川以西、明石川以東、明石城以南の区域で、主として明石城下町の武家屋敷や足軽屋敷、町家が確認された区域であり、下図に示す多様な歴史文化遺産が立地する。

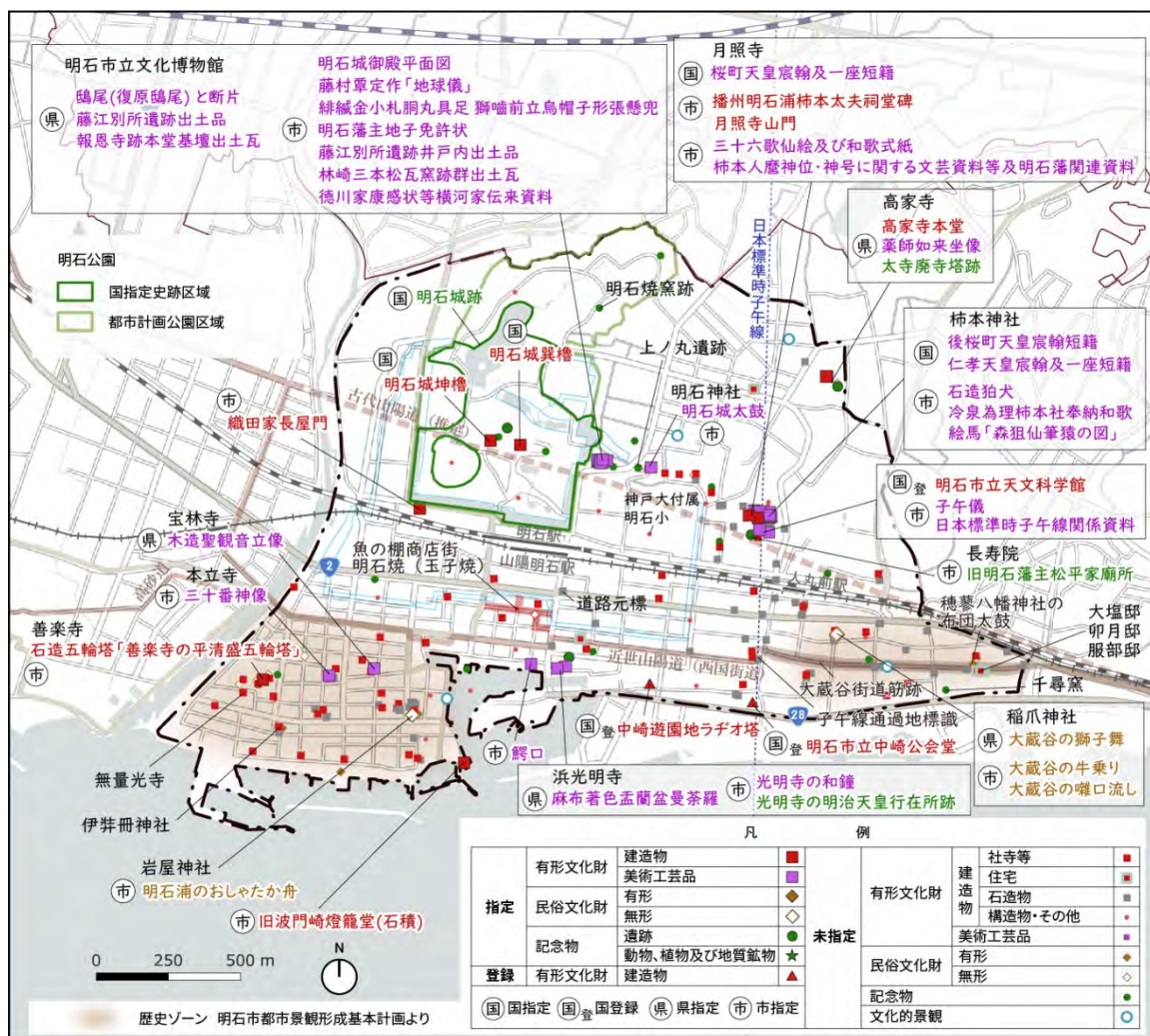


図6-2 重点区域と区域内の歴史文化遺産

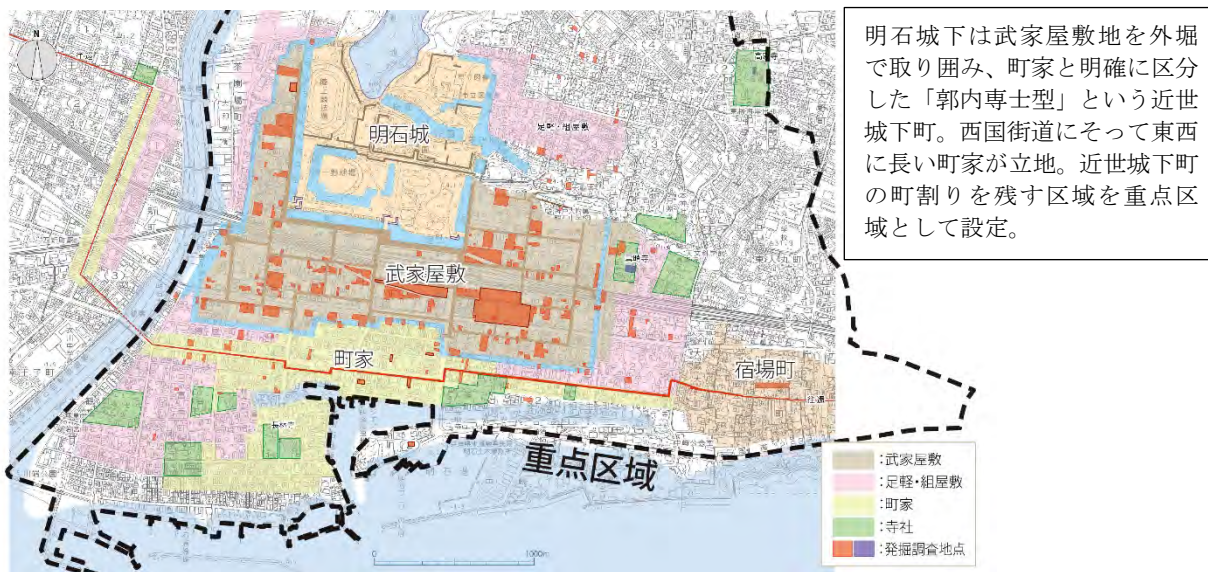


図6-3 旧城下町の町割りと重点区域(参考)

2. 重点区域の保存活用計画

(1) 重点区域の歴史文化にまつわる歴史文化遺産

① 指定等文化財

重点区域における指定等文化財は、国指定が重要文化財（建造物）である明石城巽櫓をはじめとして6件、県指定が高家寺本堂をはじめとして9件、市指定が播州明石浦柿本大夫祠堂跡をはじめとして28件である。国登録文化財建造物が明石市立天文科学館をはじめとして3件を含み、指定・登録の合計46件であり、市全体の指定・登録文化財の約70%となる。指定・登録では、建造物が11件と最も多くなっている。

表6-1 重点区域における指定等文化財 (1/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓 明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟（三重三階本瓦葺）附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籍	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籍	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籍（五十葉）	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
国	遺跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50㎡
県	建造物	高家寺本堂	太寺10-35	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1躯
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺10-35	高家寺	1躯
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点（土器113、銅鏡9、銅鍬1、車輪石1、勾玉1）
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形民俗文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	遺跡	太寺廃寺塔跡	太寺10-35	高家寺	約130㎡
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	旧波門崎燈籠堂（石積）	港町2-9地先	明石市	1基
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村覃定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鱒口	本町1-16-7	柴屋町地蔵講中	
市	工芸品	緋織金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	

表6-1 重点区域における指定等文化財(1/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	書跡	柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	冷泉為理柿本社奉納和歌	人丸町1-26	柿本神社	
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6他	明石市	
市	歴史資料	徳川家康感状等横河家伝来資料	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか舟保存会	
市	遺跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	遺跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
国登録	建造物	明石市立天文科学館	人丸町2-6他	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-9-16	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎遊園地ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟

②未指定の歴史文化遺産

重点区域における未指定の歴史文化遺産は、254件に及ぶ。(重点区域における未指定の歴史文化遺産一覧は参考資料2参照)

このうち有形文化財の建造物が166件と最も多く、西林寺(大蔵町)や大蔵院(大蔵本町)などの寺や岩屋神社(材木町)などの神社、大塩邸や卯月邸(大蔵八幡町)、旧船町の安藤家(材木町)などの住宅、標準時子午線標識(相生町)や忠度塚(天文町)、岬森神社の石碑、道標(複数地区)などの石造物及び、築(月)山の道(港町)、魚の棚商店街や大衆演劇場「ほんまち三白館」なども含まれる。

このように、重点区域内には、本市の多様な歴史文化を知ることができる有形文化財が各所で継承されている。

一方、美術工芸品は40件を数え、月照寺(人丸町)所蔵の柿本人麻呂像など寺社が所有する彫刻が多い。

無形文化財は明石焼・朝霧焼が1件である。

有形の民俗文化財は蛸壺(岬町)や穂蓼八幡神社の布団太鼓(大蔵八幡町)などが7件、無形の民俗文化財は明石焼(玉子焼)(重点区域一帯)などが13件、遺跡は上ノ丸貝塚(上ノ丸)などが17件、名勝地は柿本人麻呂に謳われた明石海峡の風景などが4件、動物・植物・地質鉱物は八つ房の梅(人丸町)などが2件、文化的景観は大蔵谷街道筋跡の文化的景観(大蔵八幡町)などが4件である。

(2) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題

①歴史文化遺産を「知る」ことに関する課題

- ・城下町の武家屋敷の調査が継続して必要となる。
- ・城下町に残る建造物や蔵などに残る史料などの調査が必要とされる。
- ・市内外で散逸している明石型生船の史料などを収集・整理することが必要とされる。

②人材育成に関する課題

- ・重点区域は都市化による開発の進行などによって、まちを歩いても歴史の蓄積を感じる事が難しい場所もある。このため、子どもをはじめ市民がわが町の歴史文化を身近に知ることにより、歴史文化遺産を継承する人づくりを進めるための方策の検討が必要とされる。

③保存に関する課題

- ・大蔵谷街道筋に残る神社や町家の保存・活用を一層展開すると共に、重点区域の民俗文化財である徳蓼八幡神社の布団太鼓や大蔵谷の獅子舞などの保存・公開の措置を進めることが必要である。
- ・明石市立文化博物館から明石城東ノ丸跡に至る箱堀跡、菓研堀跡などを含む東側区域の水質浄化や樹林整備などの環境整備が求められる。
- ・県指定史跡太寺廃寺塔跡は本市の古代の歴史文化を現す歴史文化遺産であり、その価値を広く発信するための方策の検討が必要とされる。
- ・鍛冶屋町周辺は、明石城下の商家として数少ない建築物が残されているが、放置することによって毀損が憂慮されるため、適切な保存の措置が必要である。

④活用に関する課題

- ・明石城跡が立地する丘陵部と海岸部の歴史文化遺産を結ぶ「南北交流軸」は、明石城跡から魚の棚商店街を通り明石港まで続き、明石港周辺にはかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多く立地している。このため、明石城と海岸部を結ぶ「南北交流軸」を内外に発信していくための仕掛けづくりが必要である。(全市的課題と共通)
- ・「南北交流軸」の海の起点である明石港周辺には、旧波門崎燈籠堂(石積)や鹿ノ瀬が立地する。明石港を起点に、近隣自治体に所在する淡路市の徳島藩松帆台場跡や江崎灯台、神戸市の明石藩舞子台場跡や和田岬砲台など海に面した本市における特徴を活用することができる海域のネットワークづくりが必要である。
- ・民間企業やNPOなどによる歴史文化遺産活用事業や活動への支援等が必要とされる。
- ・中崎公会堂は^{こけらおと}柿落しで夏目漱石が講演したという由緒ある建築物であるため、その魅力を一層活用した取り組みが必要とされる。
- ・「時のまち 明石」を代表する明石市立天文科学館によるオンライン配信等の情報発信を継続・展開することが必要とされる。
- ・明石市立文化博物館における歴史文化拠点としての機能の拡充が必要とされる。(全市的課題と共通)
- ・武家屋敷の遺構を残す^{おたけ}織田家には貴重な史料が保管されているが、史料調査の上、建物とともに展示・公開等の活用が求められる。

⑤体制に関する課題

- ・行政、文化財所有者、校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなどの専門家団体などと連携して、人づくりや歴史文化遺産の保存・活用をより一層進めていくことが必要とされる。(全市的課題と共通)

(3) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性

重点区域における歴史文化遺産の保存・活用に向けて、明石市都市計画マスタープランの明石東部地区の地域づくり目標である「豊かな文化・レクリエーション資源に触れられる回遊性の高い都市づくり」や明石市景観計画の景観まちづくりの目標である「歴史をつなぐ景観形成」などと連携しながら、下記の目標ならびに基本方針にそって、取り組みを進めるものとする。さらに、重点区域で取り組んだ先導事例を順次、市内各地域に広げていきながら、歴史文化を活かしたまちづくりを持続的に進めていく。

重点区域における取り組みの目標 歴史文化遺産を回遊できるまちづくり

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

- ・重点区域の歴史文化遺産の価値を市民が知ることができるよう、武家屋敷の発掘調査をはじめとして建造物調査や史料調査などの各種調査を継続的に進める。

基本方針2 学校教育・生涯教育の場で歴史文化遺産を担う人づくりを進める

- ・重点区域の歴史の蓄積を市民が感じ、わが町に愛着を持ち、ひいては、歴史文化遺産の保存・活用の担い手に育つよう、人づくりを進める。

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

- ・大蔵谷街道筋の伝統的建造物や民俗文化財等の保存・活用・公開を進める。
- ・明石市立文化博物館から明石城跡へと続く箱堀跡、薬研堀跡などの環境整備をはじめ、明石城跡の保存への取り組みを県と協働して進める。
- ・重点区域の歴史文化を表す指定等文化財に関わる価値の情報発信ならびにその価値が明らかとなった未指定の歴史文化遺産の保存・公開を確実に進める。

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進する

- ・重点区域の歴史文化の魅力をまちづくりに活用するため、明石城跡から明石港周辺まで続く「南北交流軸」の構築、ならびに波門崎燈籠堂(石積)と明石海峡を望む近隣自治体の舞子台場跡、和田岬砲台、松帆台場跡、江崎灯台などを結ぶ海からのネットワークの構築のための方策を検討する。
- ・民間活力による歴史文化遺産の活用に向けた新たな事業展開への支援方策を検討する。
- ・中崎公会堂や明石市立天文科学館、古民家などに残る史料などの一層の活用方策を展開することにより、愛着のもてるまちづくりを推進する。
- ・明石市立文化博物館の展示・収集・情報発信機能を展開し、重点区域のみならず、市域全域の歴史文化の拠点としての機能を拡充する。(全市的取組で対応)

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

- ・歴史文化遺産をみんなで保存・活用するため、市民、文化財所有者、専門家、団体、行政が参画する組織を構築する。

(4) 重点区域の事業計画

重点区域の歴史文化遺産の保存・活用を進めるため、以下の事業を進める。
 なお、基本方針1に関する措置は、全市的取組と共通しており、再掲する。

表6-2 重点区域における措置（再掲）

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8～12年度)
基本方針1 歴史文化を持続的に「知る」取り組みを進める									
全1	全市	遺跡・武家屋敷跡の発掘調査 遺跡や武家屋敷跡の発掘調査、学術調査等を継続して進め、指定等文化財及び城下町などの価値の解明を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
全2	全市	市史の編さんに関する調査 明石の歴史文化について幅広く知るための市史編さんに関わる調査を継続し、その成果を紀要等で定期的に発信する	市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
全3	全市	生活文化に関する調査 布団太鼓、地藏盆や各地の祭礼などの無形民俗文化財を含む身近な生活文化に関わる歴史文化遺産の掘り起こしについて、調査テーマを設定して計画的に調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民、団体 専門家	継続				
全4	全市	生業に関する調査 農業、漁業、酒造業など明石の歴史文化の特徴を示す生業調査（造船所等を含む）を市民や団体などが中心となって計画的に進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市産業関連部局 市民・団体 専門家	継続				
全5	全市	食文化の把握調査・魅力発信 海の幸や海と陸の交流により生まれた明石の食文化の魅力について、文献調査などでその価値を把握すると共に、その成果をSNSなども含めた多様な媒体で情報発信を行う	国費 県費 市費	明石市観光関連部局 明石市文化財部局 専門家、団体			新規		
全6	全市	建造物に関する調査 近代和風住宅や近代に開校した学校建築物、安藤家洋館など近代の歴史文化の魅力を構成している建造物調査を市民や団体等が中心となって計画的に進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規		
全7	全市	近代化遺産調査 近代に花開いた明石の歴史文化の特性に鑑み、産業遺産も含めた近代化遺産を対象として市民や団体などが中心となって計画的な調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規		
全8	全市	文化的景観調査 漁村集落や大蔵谷など西国街道整備後に宿場町として発展したまちなみの特徴を把握するため、市民や団体等が中心となって文化的景観調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規		
全9	全市	史料調査 社寺や伝統的建造物の蔵などに保管されている史料が散逸しないよう、計画的に調査を実施して、史料整理を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規		

表 6-3 重点区域における措置

No.	事業名・事業内容	財源	主な 取組主体	1	2	3	4	予定
				年目 (令和4年度)	年目 (令和5年度)	年目 (令和6年度)	年目 (令和7・8年度)	6 9 12 年度
基本方針 2 学校教育・生涯教育の場で歴史文化遺産を担う人づくりを進める								
重 1	重点区域に関する副読本の作成 市史編さん事業の進捗と併せて重点区域の歴史文化を解説する副読本を作成し、学校教育の場で歴史文化遺産を担う次世代の人づくりを進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市学校教育部局		新規			
重 2	明石市立文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催 明石市立文化博物館の企画展示と併せ、市史編さん成果や重点区域の歴史文化に関わる講座を継続的に開催し、市民が歴史文化の価値や魅力を知る機会を充実させることによって、歴史文化遺産の担い手育成につなげる	国費 県費 市費	明石市文化財部局 専門家		新規			
重 3	ボランティアガイド等と共に巡るまち歩きの開催 市民が重点区域の歴史の蓄積を感じることができるよう、ボランティアガイドや専門家と共に巡るまち歩きを継続的に開催する	県費 市費	団体 専門家 明石市文化財部局		継続			
基本方針 3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する								
重 4	大蔵谷街道筋の建築物・民俗文化財の保存・公開 大蔵谷街道筋に残る伝統的な建築物や布団太鼓・獅子頭の保存・公開を進め、市民・行政と所有者の情報交換の場を構築する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観部局 市民（歴史文化遺産所有者）			新規		
重 5	明石城東ノ丸・薬研堀周辺の環境整備 明石市立文化博物館から明石城に至る箱堀など周辺の樹林整備や解説板の設置を進め、明石市立文化博物館と明石城とのアクセスを向上させる	国費 県費	兵庫県公園部局 明石市公園部局 明石市文化財部局				新規	
重 6	VRを用いた太寺廃寺塔の復元 高家寺境内地に位置する太寺廃寺塔跡の価値を発信するため、VRなどを用いた塔の復元を検討する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民（文化財所有者）					新規
重 7	城下に残る建造物の保存 旧城下町に残る安藤家や築（月）山の石畳、岬森神社の石碑などの建造物について、詳細調査を実施した上で、指定・登録等の保存の措置を進める	国費 県費 市費	明石市景観部局 明石市文化財部局 団体					新規

表 6-4 重点区域における措置

No.	事業名・事業内容	財源※1	主な 取組主体	1年目	2年目	3年目	4・5年目	予定
				(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	(令和9～12年度)
基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進する								
重8	まちの歴史を知る銘板・サイン等の設置 旧町名等を含めたまちの歴史を知る統一したデザインの銘板やサイン等を設置し、子どもたちをはじめ市民が歴史文化遺産や空襲被害を理解するための仕掛けづくりを進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市道路部局		新規			
重9	海からの史跡めぐり周遊ルートづくりの検討 周辺自治体と連携して、海から旧波門崎燈籠堂や台場跡などをめぐる周遊ルートづくりを検討し、新たな視点で歴史文化を活かしたまちづくりを推進する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市港湾部局 明石市文化財部局 団体					新規
重10	明石歴史文化クリエイティブ事業の支援 明石型生船資料の調査・研究など歴史文化遺産に関連する民間団体の活動や事業を「明石歴史文化クリエイティブ事業」と名付け、活動支援の枠組を構築する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体				新規	
重11	中崎公会堂の活用の推進 近代都市明石の文化を象徴する中崎公会堂の修理・修復、保存・活用方策を検討の上、一層の活用を推進する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 専門家・市民				新規	
重12	織田家史料の展示・公開 織田家に残る貴重な歴史史料を把握・整理した上で、広く市民や来訪者に展示・公開する施設を整備する	国費 市費	明石市文化財部局					新規
重13	オンライン配信等による歴史文化の情報発信 明石市立文化博物館や明石市立天文科学館で実施する展覧会等の手話付のオンライン配信なども含め、時のまち明石の歴史文化の情報発信を進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市立天文科学館 明石市観光部局 団体	拡充				
基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める								
重14	明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化 協議会に重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政各課や図書館などが協働して歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する	市費	明石市文化財部局 市民、団体、専門家 明石市観光部局等関連部局		新規			

重1：重点区域に関する副読本の作成

市史編さん事業の進捗と併せて重点区域の歴史文化を解説する副読本を作成し、学校教育の場で歴史文化遺産を担う次世代の人づくりを進める

重2：明石市立文化博物館における歴史文化に関する展示や講座の開催

明石市立文化博物館の企画展示と併せ、市史編さん成果や重点区域の歴史文化に関わる講座を継続的に開催し、市民が歴史文化の価値や魅力を知る機会を充実させることによって、歴史文化遺産の担い手育成につなげる

重5：明石城東ノ丸・薬研堀周辺の環境整備

明石市立文化博物館から明石城に至る箱堀など周辺の樹林整備や解説板の設置を進め、明石市立文化博物館と明石城とのアクセスを向上させる

重12：織田家史料の展示・公開

織田家に残る貴重な歴史史料を把握・整理した上で、広く市民や来訪者に展示・公開する施設を整備する

重7：城下に残る建造物の保存

旧城下町に残る安藤家や築（月）山の石畳、岬森神社の石碑などの建造物について、詳細調査を実施した上で、指定・登録等の保存の措置を進める

重9：海からの史跡めぐり周遊ルートづくりの検討

周辺自治体と連携して、海から旧波門崎燈籠堂や台場跡などをめぐる周遊ルートづくりを検討し、新たな視点で歴史文化を活かしたまちづくりを推進する



重3：ボランティアガイド等と共に巡るまち歩きを開催

市民が重点区域の歴史の蓄積を感じることができるよう、ボランティアガイドや専門家と共に巡るまち歩きを継続的に開催する



重8：まちの歴史を知る銘板・サイン等の設置

旧町名等を含めたまちの歴史を知る統一したデザインの銘板やサイン等を設置し、子どもたちをはじめ市民が歴史文化遺産や空襲被害を理解するための仕掛けづくりを進める

重6：VRを用いた太寺廃寺塔の復元

高家寺境内地に位置する太寺廃寺塔跡の価値を発信するため、VRなどを用いた塔の復元を検討する

重13：オンライン配信等による歴史文化の情報発信

明石市立文化博物館や明石市立天文科学館で実施する展覧会等の手話付きのオンライン配信なども含め、時のまち明石の歴史文化の情報発信を進める

重4：大蔵谷街道筋の建築物・民俗文化財の保存・公開

大蔵谷街道筋に残る伝統的な建築物や布団太鼓・獅子頭の保存・公開を進め、市民・行政と所有者の情報交換の場を構築する

重11：中崎公会堂の活用の推進

近代都市明石の文化を象徴する中崎公会堂の修理・修復、保存・活用方を検討の上、一層の活用を推進する

重10：明石歴史文化クリエイティブ事業の支援

明石型生船資料の調査・研究など歴史文化遺産に関連する民間団体の活動や事業を「明石歴史文化クリエイティブ事業」と名付け、活動支援の枠組を構築する

重14：明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化

協議会に重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政各課や図書館などが協働して歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する



凡		例	
指定	有形文化財	建造物	■
		美術工芸品	■
	民俗文化財	有形	◆
		無形	◇
記念物	遺跡	◇	
	動物、植物及び地質鉱物	★	
登録	有形文化財	建造物	▲
		未指定	
		有形文化財	建造物
			住宅
			石造物
			建造物・その他
			美術工芸品
		民俗文化財	有形
			無形
		記念物	●
		文化的景観	○
			○
(国)国指定 (国)国登録 (県)県指定 (市)市指定			
歴史ゾーン 明石市都市景観形成基本計画より			

図6-4 重点区域の措置

3. 重点区域における事業計画の推進体制

重点区域における事業計画の進捗管理は、全市を対象とした事業と同様、各事業の数値目標としてKPI（重要業績評価指標）※1を下表のとおり設定する。なお、KPIの目標年次は、(仮称)あかしSDGs推進計画と齟齬がないよう令和7（2025）年度とし、令和7年度時点の進捗状況の点検と効果検証を踏まえ、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

※1：KPI（重要業績評価指標）は、目標達成へのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標。

表6-4 重点区域における施策展開に向けたKPI（重要業績評価指標）

方針	措置	指標	目標値（2025年度）
方針2	（重1）重点区域に関する副読本の作成	副読本の作成	期間中作成
	（重2）明石市立文化博物館での市史編さんや発掘調査で見つかった資料の展示公開や講座の開催	展覧会や講座の開催	年2回
	（重3）ボランティアガイド等と共に巡る町歩きの開催	町歩きの開催	年1回
方針3	（重4）大蔵谷街道筋の建築物・民俗文化財の保存・公開	公開件数	期間中2件
方針4	（重8）まちの歴史を知る銘板・サイン等の設置	設置数	年3件
	（重13）オンライン配信等による情報発信	情報発信数	年1回
方針5	（重14）明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化	部会の開催	年1回

明石市文化財保存活用協議会のなかに重点区域部会を設け、市民、文化財所有者（歴史文化遺産所有者）、団体、専門家、行政各課ならびに図書館等が参画して、重点区域における事業や取り組みについて協議すると共に、協働して事業の推進を図るものとする。

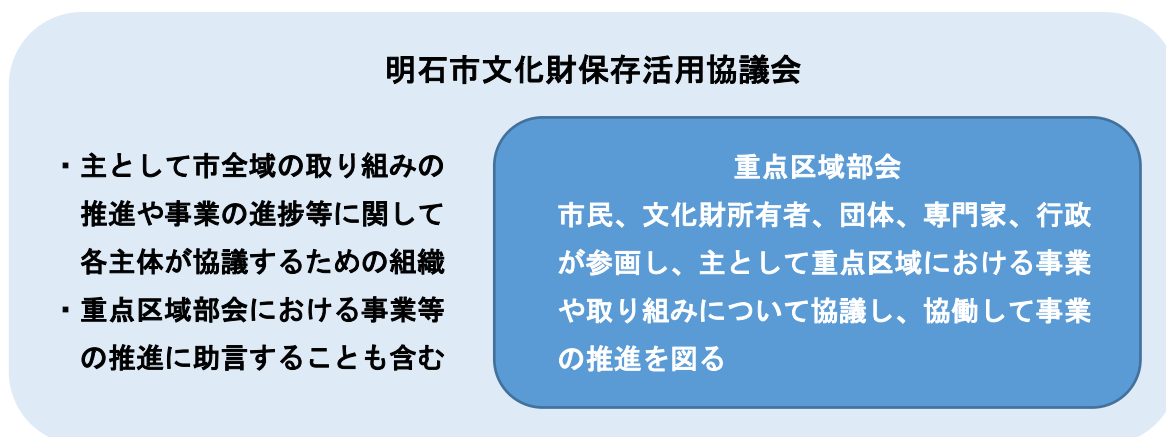


図6-5 重点区域部会の構成

第7章

歴史文化遺産の防災・防犯

1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状

兵庫県南部地震の記憶の継承のため、ホームページに「引き継ぐ震災の記憶」を掲載するほか、兵庫県南部地震を教訓として防災センターが開館、市民の防災学習の拠点となっている他、校区まちづくり組織では防災・防犯に関する取り組みを進めている。

文化財の防災・防犯に関しては、毎年、市民生活局文化・スポーツ室、消防局予防課、都市総務課が「文化財防災・防犯パトロール」を実施するほか、「文化財防火デー」には消防局などで防火訓練を実施している。

(2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題

地域防災計画に文化財の防災に対する条項が盛り込まれていないこと、文化財パトロールの推進、地域における防犯の取り組みが課題となっている。

2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針と取り組み

「歴史文化遺産の防災・防犯を着実に進める」ことを基本方針として

①上位計画における文化財防災の位置づけ、②歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成、③歴史文化遺産パトロールの推進、④文化財防災・防犯への支援の4つの取り組みを進める。

3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財防災・防犯対応マニュアル作成、文化財パトロールや防災設備設置の支援などの仕組みづくりを進める。

4. 歴史文化遺産の防災・防犯体制整備方針と推進体制

(1) 災害・防犯予防の体制整備方針と推進体制

平時から、自然災害や盗難などの予防のため、文化財所有者、行政、市民、団体など各主体に応じた対策を講じる。

(2) 災害応急対策の体制整備方針と推進体制

災害が発生した場合、国や兵庫県の協力を得て、各主体が適切な応急対策を進める。

(3) 災害復旧・復興の体制整備方針と推進体制

大規模な災害からの復旧・復興に向けて、国や兵庫県の協力を得て、各主体に応じて対策を進める。

第7章 歴史文化遺産の防災・防犯

1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状

本市では、平成7年（1995）年の兵庫県南部地震によって、人的被害、住宅被害など未曾有の大被害を受けたが、明石城跡の櫓や石垣をはじめ、多くの歴史文化遺産も被害を受けた。当時の市内の様子や震災から得た教訓などを後世に引き継ぐために、明石公園の石垣や明石市立天文科学館の内部の被災状況のほか、市内各地の被災状況の写真を「引き継ぐ震災の記憶」として、ホームページで掲載している。また、震災後20年を経た平成27（2015）年1月17日には、明石公園や大蔵海岸、明石市立天文科学館ほか被災地や震災にまつわるモニュメントなどを巡る「メモリアルウォーク」を実施した。

このほか、兵庫県南部地震を教訓として、平成15（2003）年には防災センターが開館し、市民への防災学習の拠点として「見て」、「聴いて」、「触れる」ことをコンセプトに来館者を迎え入れている。災害への備えは、地震、火災などを経験してはじめて気づくことがあるため、防災センターでは、リアルに災害を体験できる施設を整備している。

この各種体験施設を通して防災に関する知識、技術を学び、市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、総合的な自主防災力の向上を図ることを目的としている。

さらに、市民による応急手当の習得は、災害時における自主救護能力の向上につながるため、市民救命講習を実施、心肺蘇生法（AEDを含む）の普及啓発に努めている。

寺社を対象としたアンケート調査では、美術工芸品の盗難や火災などへの対応として、非公開とせざるを得ないこと、公開するためには、ガラスケースや木箱などの設置を望んでいるが費用が確保できないことなどがあげられている。

また、市内各校区では、校区まちづくり組織を中心に「校区防災フェスタ」などが年に1回程度開催されており、校区住民が消火法などを学んでいる。校区まちづくり組織では、自主防災対策本部を置き、年に数回、防災訓練を実施し、防災倉庫を設置して、備蓄品の拡充を進めている。こうした活動を支援するため、本市では原則として、小学校区単位で結成された組織に、自主防災組織支援補助金を交付している。

このほか、本市では、平成29（2017）年度に魚住まちづくり協議会との協働で実施した防災訓練の記録映像をもとに、地域での防災活動の検討や防災訓練を実施する際の参考として活用するためのDVDを作成し、28小学校区の自主防災組織に提供したり、自治会などおおむね10人以上の団体を対象に防災に関する出前講座を実施したりするなど、さらなる地域防災力の向上を図る取り組みを進めている。



防災出前講座の様子
（総合安全対策室）

一方、国の文化財の保存に関わる分野では、昭和24（1949）年1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開している。

また、首里城の火災による建造物消失などの事態を受けて、国では、令和元（2019）年12月23日、文部科学大臣決定による「世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画」を策定し、

令和2～6年度（2020～2024）までの5か年間に計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハード面、防災計画の策定や設備の定期点検などのソフト面の両面から重点整備を進めることとしている。

本市においても、毎年、重要文化財建造物と明石市都市景観形成建築物も併せて、文化財担当所管部署である文化・スポーツ室と消防局予防課、都市総務課とで、明石警察署と関西電力株式会社などの協力を得て、「文化財防災・防犯パトロール」を実施している。令和3（2021）年は市内の文化財などを保有する柿本神社や茨木酒造などの建物21か所を対象に防火パトロールを実施した。



文化財防災・防犯パトロールの様子（令和2年：上段、令和3年：下段）

さらに、「文化財防火デー」の取り組みとしては、毎年、消防局、消防署、消防団、文化財所有者や管理者が合同で文化財消防訓練を実施しており、令和3（2021）年1月26日（月）午前10時から午前10時30分まで、市内魚住町の住吉神社で、消防局・消防署など約24名が参加して、防火訓練を実施した。

訓練では、市指定文化財の楼門付近から、たばこの吸い殻の火が付近の枯草に燃え移ったとの想定のもと、訓練を実施した。



文化財防火デーの訓練の様子
（令和3年）

(2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題

- ・明石市地域防災計画は令和2（2020）年度に修正されているが、文化財の防災に対する条項が盛り込まれていないため、今後、閣議決定された第3次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のひとつである「有形の文化財についての日常的な維持管理・適時適切な修理、防火・耐震・防犯の計画的かつ継続的な実施」に沿って、防災対策に対する基本的な考え方を盛り込み、大規模災害への対応を図ることが求められる。
- ・歴史文化遺産の防災・防犯を確実に進めるためのマニュアル等の作成が必要とされる。
- ・防災に関する取り組みとしては、文化財パトロールが年に1回開催されているが、指定文化財も含めた歴史文化遺産の防災を推進するため、行政、文化財所有者、市民などの連携による取り組みの推進が課題となる。
- ・防犯に関する取り組みは、指定等文化財、未指定の歴史文化遺産も共に、文化財所有者が担っているが、無住の神社の美術工芸品や石造物など、地域における歴史文化遺産の防犯の取り組みの推進が必要とされる。

2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針と取り組み

本市における歴史文化遺産の継承のため、以下に示す防災・防犯に対する方針を定め、方針に基づく4つの取り組みを推進することとする。

歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針と4つの取り組み

【方針：歴史文化遺産の防災・防犯を着実に進める】

①上位計画における文化財防災の位置づけ

本市では、地域防災計画に文化財防災の条項が盛り込まれていない。兵庫県南部地震を経験した自治体として、歴史文化遺産を災害から守るために、地域防災計画に歴史文化遺産に関する防災条項を追記する。

②歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成の検討

本市の指定等文化財を含め、歴史文化遺産の防災・防犯に対応するため、国、県の防災・防犯に関するこれまでの活動及び計画を踏まえ、市においても防災・防犯への対応が可能となるよう、市民向け、文化財所有者向けの「歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル」の作成を検討する。

③防火訓練ならびに歴史文化遺産パトロールの推進

歴史文化遺産の防災・防犯に対する対応策としては、平時の取り組みが重要である。このため、校区まちづくり組織を中心に文化財所有者や行政、市民が協働して、歴史文化遺産の防災・防犯を目的とした防火訓練の実施ならびに文化財パトロールを拡充する。

④文化財防災・防犯への支援

指定等文化財を中心として、文化財の防災・防犯の取り組みを推進するため、文化財所有者等が設置する防災設備への支援を行うと共に、無住の神社の美術工芸品や石造物などのへの防犯設備の設置など地域の取り組みへの支援を行う。

3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財パトロールや防災設備設置支援などの仕組みづくりを進める。

表7-1 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりのための措置

No.	事業名・事業内容	財源 ^{※1}	主な 取組主体 ^{※2}	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	予定
				(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8～12年度)
46	地域防災計画への歴史文化遺産防災条項の追記 兵庫県南部地震を継承するため、明石市地域防災計画に、歴史文化遺産に関する防災条項を追記し、文化財防災への対応を図る	市費	明石市防災部局	新規				
47	防火訓練の実施 これまで進めてきた文化財防火デーの取り組みを継続するだけでなく、地域単位で訓練を実施する	市費	明石市文化財部局 明石市防災部局	継続				
48	歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成の検討 市民ならびに文化財所有者向けの防災・防犯対応マニュアルの作成を検討する	市費	明石市文化財部局 明石市防災部局			新規		
49	文化財パトロールの拡充 これまで進めてきた文化財パトロールの継続と共に、地域単位で市民による文化財パトロールを進める	市費	明石市防災部局 明石市文化財部局 明石市都市計画部局			新規		
50	防災設備の設置への支援 歴史文化遺産を災害や火災から守るため、文化財所有者等が設置する防災設備への支援を行う	国費 県費 市費	明石市文化財部局 団体			新規		

※番号は5章の取り組みからの連番としている

※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金等とする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご地域創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成等とする。以下の表についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。以下の表についても同様とする。

4. 歴史文化遺産の防災・防犯体制整備方針と推進体制

歴史文化遺産の保存・活用にあたっては、市民や文化財所有者などと連携しながら、防災・防犯の措置をとることが必要となる。

文化庁では、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』を作成し、国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者などが総合的な防火対策を検討・実施することができるよう、消防庁、国土交通省と連携協力のもと、各文化財などの特性ごとに、想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策などをまとめている。さらに、国では、国立文化財機構のなかに文化財防災センターを発足させて、歴史文化遺産の防災・防犯への体制整備を進めている。また、兵庫県では『文化財災害対応マニュアル』を作成し、災害等の危機発生時に、速やかに文化財の保護措置が図られるよう、文化財担当職員がとる行動を明らかにしている。

このため、歴史文化遺産の保存を目的として、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興」の3つの視点からの取り組みを推進し、防災体制の強化を図る。

(1) 災害予防・防犯予防の体制整備方針と推進体制

平時から、自然災害や盗難などの予防のため、文化財防災・防犯対策をとりまとめる予定の『文化財災害対応マニュアル』にそって、各主体に応じた対策を講じる。

○文化財所有者

- ・指定等文化財に関して、災害や盗難などからの被害を最小限にできるよう、自動火災報知機や消火器具やスプリンクラーなどの消防設備の設置、建物内部の防災対策、防犯カメラなどの設置を進めると共に、今後、作成が予定される『文化財災害対応マニュアル』などにそって対策を講じる。
- ・地震対策の第一歩として、指定等建造物の所有者自らが指針に基づく耐震診断の受診をしたうえで、安心して活用できるよう、専門家とも相談しながら建造物の耐震化対策などを行う。

○行政

- ・歴史文化遺産の防災を効率的かつ効果的に進めるために、明石市歴史文化遺産データベースを更新するなど、発災前の準備体制の構築を進める。
- ・大規模災害・火災などによる文書や美術工芸品などの消失、滅失に備え、その価値を保存するため、明石市文化財部局などが中心となって資料のデジタル化を継続して実施するなど、歴史文化遺産の記録保存を進める。
- ・指定等文化財への消防設備設置への支援、建造物耐震化に向けた支援を文化財部局が中心となって行う。
- ・文化財防火デーなどにおいて歴史文化遺産を対象とした防火訓練を防災部局が中心となって継続的に実施し、所有者・管理者などの防災意識の高揚を図る。
- ・明石市防災部局が中心になって、市民などからの消防機関への迅速な通報や防災設備の適切な使用、観光客などの避難誘導などの知識・技能の習得に努める。
- ・明石市防災部局が中心になって、防火訓練には市民の積極的な参加を促し、地区ぐるみで迅速かつ適切な対応を図ることができる体制づくりを進める。
- ・明石市文化財部局が中心になって、これまで把握してきた市内の歴史文化遺産について、校区まちづくり組織、自主防災組織などへの情報提供を行い、歴史文化遺産の存在を認識してもらう取り組みを進める。
- ・明石市立文化博物館など、被災時に応急的な歴史文化遺産の保全拠点となりうる施設について、事前に役割分担などの調整を進める。

○市民

- ・本市が健康増進の観点から設定する「ウォーキング」、「ランニング」、「サイクリング」のコースに歴史文化遺産を組み入れ、歴史文化遺産に日ごろから親しみ、異変があれば行政に通報するなど、文化財防災・防犯モニター活動への参加に努める。また、市内の小中学生、高校生などは防災・防犯に関わる取組に参加し、歴史文化遺産に関心を持つよう努める。

○団体

- ・校区まちづくり組織が中心となって、これまでの防災・減災の知恵や技術について調査などを進め、校区の歴史文化遺産に対する防災意識の高揚を図る。
- ・校区まちづくり組織が中心となって、明石市ハザードマップをもとに、土砂災害警戒区域や

浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせ、災害危険度の高い歴史文化遺産を再確認して対策の検討を進める。

(2) 災害応急対策の体制整備方針と推進体制

災害が発生した場合、各主体が応急対策を進める。

○文化財所有者

- ・災害によって指定等文化財などが被災した場合、速やかに文化財部局に被害の状況を報告し、必要な手段を講じる。

○行政

- ・国や兵庫県の協力を得て、被災した歴史文化遺産情報を迅速に収集し、市の文化財部局が中心となって、ヘリテージマネージャーなどの専門家との連携体制を整え、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわないよう、応急対策を講じる。
- ・市全域が被災するような大規模災害の場合、外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を要請する。

○市民

- ・日常の文化財防災・防犯モニター活動で得た個別の歴史文化遺産情報について、今後作成予定の防災・防犯マニュアルの記載にそって、行政やヘリテージマネージャーなどの専門家に伝え、迅速かつ適切な応急対策の実施につながるよう、行動する。

○団体

- ・校区まちづくり組織などを単位として被災時の迅速な応急対策を講じる。

(3) 災害復旧・復興の体制整備方針と推進体制

大規模な災害からの復旧・復興に向けて、各主体に応じて対策を進める。

○文化財所有者

- ・文化財が被災した場合には、市の協力を得て、速やかに復旧・復興を進めることを検討する。

○行政

- ・国や兵庫県の協力を得て、各種補助制度を活用した速やかな復旧・復興を検討する。
- ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査は、国、兵庫県の協力を得て調査の実施を検討する。
- ・防災・減災の知恵や技術についての情報を整理・更新し、次の世代へと受け継ぐ。

○市民

- ・自らが被災しなかった場合には、被災地域の歴史文化遺産の復旧や復興に向けた取り組みに参加することを検討する。

○団体

- ・歴史文化遺産の復旧・復興の指針となる情報や発災前に記録化した歴史文化遺産に関する情報や記憶を、災害復興・復旧の際の参考資料として提供する。
- ・古文書の復旧・写真など個人資料の復元を速やかに実施することを検討する。
- ・復興まちづくり推進や地域コミュニティ再結成に歴史文化遺産活用の取り組みに協力する。

第8章

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

歴史文化遺産の保存・活用の推進にあたっては、①文化財保護主管部署と庁内各部署ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体の連携体制を整備する、②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する、の2点を方針とする。

2. 明石市の体制

文化財保護主管部署である市民生活局文化・スポーツ室ならびに庁内各部署、市内の関係機関、文化財所有者をはじめとした団体、兵庫県教育委員会などで構成される協議会を組織する。

3. 各団体との連携体制

本市の歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けて、各文化財保存会や校区まちづくり組織、ひょうごへリテージ機構 H20 などの団体等、兵庫県教育委員会文化財課や兵庫県立考古館などの兵庫県及び関係機関、神戸大学大学院地域連携センターなどの大学・研究機関等、文化庁等の国等の機関との連携を推進する。

4. 市民との協働体制

各主体がそれぞれの役割を認識して歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、市民や文化財所有者などによる取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援を進める。

5. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制

歴史文化遺産の保存・活用の主管部署である市民生活局文化・スポーツ室を中心に、把握調査、保存・活用に関する各種取り組み、歴史文化遺産の防災・防犯に関する取り組みを総合的に進めていくため、庁内各部署、市民、団体、専門家などが協働する体制を構築する。

第8章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

本市における歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、次に示す方針で体制整備を図る。

歴史文化遺産の保存・活用の推進に係る体制整備の方針

- ①明石市文化財保存・活用主管部署と庁内各部署ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体が連携して、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を整備する。
- ②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する。

2. 明石市の体制

文化財保存・活用主管部署である明石市市民生活局文化・スポーツ室ならびに庁内各部署、市内の関係機関がそれぞれの役割を進める。今後、歴史文化遺産の保存・活用推進のために、文化財部局の体制強化について検討すると共に、本市各部署および関係機関、校区まちづくり組織、文化財所有者、兵庫県教育委員会などで構成される文化財保護法第183条9項に定める法定協議会を表8-2のとおり組織する。また、計画の進捗を適宜、文化財保護審議会に報告する。

表8-1 歴史文化遺産の保存・活用に関する各主体の役割

明石市	
①明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財係（文化財保存・活用主管部署）	職員数：27名（うち文化財の専門職員5名） 業務内容：文化財、市史編さん、明石市立文化博物館の管理運営に関すること。
②明石市政策局シティセールス推進室シティセールス課	業務内容：「食」、「海」、「歴史」、「時」などに関する市の魅力や施策の発信等に関すること。
③明石市都市局都市整備室都市総務課	業務内容：まちづくり活動、景観等に関すること。
④明石市教育委員会学校教育課	業務内容：学校教育活動の指導及び助言、教職員の研修等に関すること。
⑤その他各課	必要に応じて事業連携を行う。
明石市関係機関	
①明石商工会議所	業務内容：商工業に関する各種調査研究、情報収集・提供・商工技能育成、研修事業、各種企業相談等。
②一般社団法人明石観光協会	業務内容：観光に関する情報提供、情報発信、「あかし案内所」の運営等。

表8-2 明石市文化財保存活用協議会の構成

区分	構成員
明石市	市民生活局文化・スポーツ室（文化財保存・活用主管部署）
	政策局シティセールス推進室シティセールス課
	都市局都市整備室都市総務課
	教育委員会学校教育課
関係機関	明石商工会議所
	一般社団法人明石観光協会
専門家	大学等に所属する研究者
指導委員等	当面は指定しない
その他	校区まちづくり組織の代表
	文化財所有者
県関係機関	兵庫県教育委員会

3. 各団体との連携体制

本市の歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けて、下記に示す各団体との連携を推進する。

表 8-3 歴史文化遺産の保存・活用に向けて連携する団体等の構成

団体等
<p>①各文化財保存会 連携内容：指定文化財ならびに未指定の歴史文化遺産の保存・活用に関する事項。</p> <p>②校区まちづくり組織（28 組織）ならびにコミュニティ創造協会 連携内容：市内各地区の歴史文化遺産の保存・活用等に関する事項。</p> <p>③ひょうごヘリテージ機構 H20 連携内容：歴史文化遺産の調査・保存活用・情報発信に関する事項。</p> <p>④兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会 連携内容：巨樹・巨木などの天然記念物の保全・活用に関する事項。</p> <p>⑤兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会 連携内容：県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する事項。</p> <p>⑥歴史資料ネットワーク 連携内容：歴史資料保全のための諸活動に関する事項。</p> <p>⑦兵庫県建築士会 連携内容：建築文化の進展並びに市内の建築物の調査・修復等に関する事項。等</p>
兵庫県及び県関係機関
<p>①兵庫県教育委員会文化財課 連携内容：文化財保存調査、文化財の普及と活用、文化財の保存と整備、埋蔵文化財に関する行政手続き等、地域計画の実現に向けた指導・助言等。</p> <p>②兵庫県立考古博物館 連携内容：県内の遺跡及び考古資料の調査研究及び成果の活用等。</p> <p>③兵庫県立歴史博物館 ひょうご歴史研究室 連携内容：県内の郷土の歴史学習、教育、学術の発展、地域史研究及び成果の普及・活用等。</p> <p>④兵庫県地域創生局地域振興グループ 連携内容：県内の歴史文化遺産の掘り起こし、情報発信等。</p> <p>⑤兵庫県まちづくり局公園緑地課 連携内容：明石城跡の保存・活用等。等</p>
大学・研究機関等
<p>①神戸大学大学院地域連携センター 連携内容：市史編さんの刊行、市史に関わる調査、明石藩関連資料調査等。</p> <p>②神戸学院大学人文学部 連携内容：祭礼・行事等に係る調査等。</p> <p>③明石工業高等専門学校等市内の高等教育機関 連携内容：近代和風、近代化遺産等建築物調査の実施等。等</p>
国等の機関
<p>①文化庁 連携内容：文化財の保存及び活用に関する総合政策等。</p> <p>②国立文化財機構文化財防災センター 連携内容：文化財防災に関する事項。等</p>

4. 市民との協働体制

本地域計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を認識して、歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、市民や文化財所有者等による取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援をする。

表 8-4 地域計画推進にあたっての各主体の役割

<p>市民の役割 (市民、文化財所有者、歴史文化遺産の保存・活用に関心を寄せる企業市民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが歴史文化の保存・活用の担い手であることを認識し、身近な歴史文化遺産を大切にす。 ・行政や専門家、各種団体の活動に協力・参加し、自らが暮らし、働く地域に誇りと愛着をもって、歴史文化遺産を育み、活かす。 ・次世代を担う小中学生や高校生は、自らが暮らし、学ぶ地域の歴史文化に関心をもち、歴史文化遺産を育み、活かす取組に参加する。
<p>団体の役割 (校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなど専門家や団体、高等専門学校・大学などの研究機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区まちづくり組織などは「明石市文化財保存活用協議会」と連携しながら、各校区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する。 ・各校区の歴史文化遺産に関わる活動団体は、校区の歴史文化遺産を学び、まちづくりに活かすとともに、情報発信や団体間の交流などに積極的に取り組み、歴史文化遺産の保存・活用活動のより一層の充実に努める。 ・高等専門学校・大学など研究機関や専門家は、本市の歴史文化遺産に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、成果を分かりやすく発信することで、市民を中心とした活動の原動力となるよう支援する。
<p>行政の役割 (明石市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する部署や国、兵庫県、歴史文化遺産のテーマに関連する自治体などと連携して、歴史文化遺産の保存と活用に関する計画的な取り組みを推進し、本市の歴史文化遺産の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、本市のブランド力の向上、観光や産業の振興、定住促進、福祉や教育分野の展開などへと取り組みを進める。 ・各主体の取り組みを支援するための制度や事業などの仕組みを整える。 ・今後の歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みを推進するため、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体(文化財保護法第192条の2の「文化財保存活用支援団体」)を指定する。

5. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制

歴史文化遺産の保存・活用の主管部署である市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財係を中心に、保存・活用に関する各種取り組み、歴史文化遺産の防犯・防災に関する取り組みを総合的に進める。取り組みにあたっては、明石市文化財保護審議会からの指導・助言を得ると共に、庁内各部署、市民、団体、専門家などが協働する体制を構築する。体制構築にあたっては、下図に示すように明石市文化財保存活用協議会の構成員に加え、国等の機関、兵庫県の関係機関、校区まちづくり組織などの団体、大学・研究機関等、市民や指定等文化財所有者、企業市民などが連携して、歴史文化遺産の保存・活用に向けた多様な取り組みに関わるものとする。

また、こうした体制構築のためには、市民等の協力と関わりが不可欠であるため、生涯学習機会の充実、学校への出前授業の実施などによる人材育成や、歴史まち歩きを開催などの取り組みによる観光客や交流人口の増大を計画的に進めるものとする。

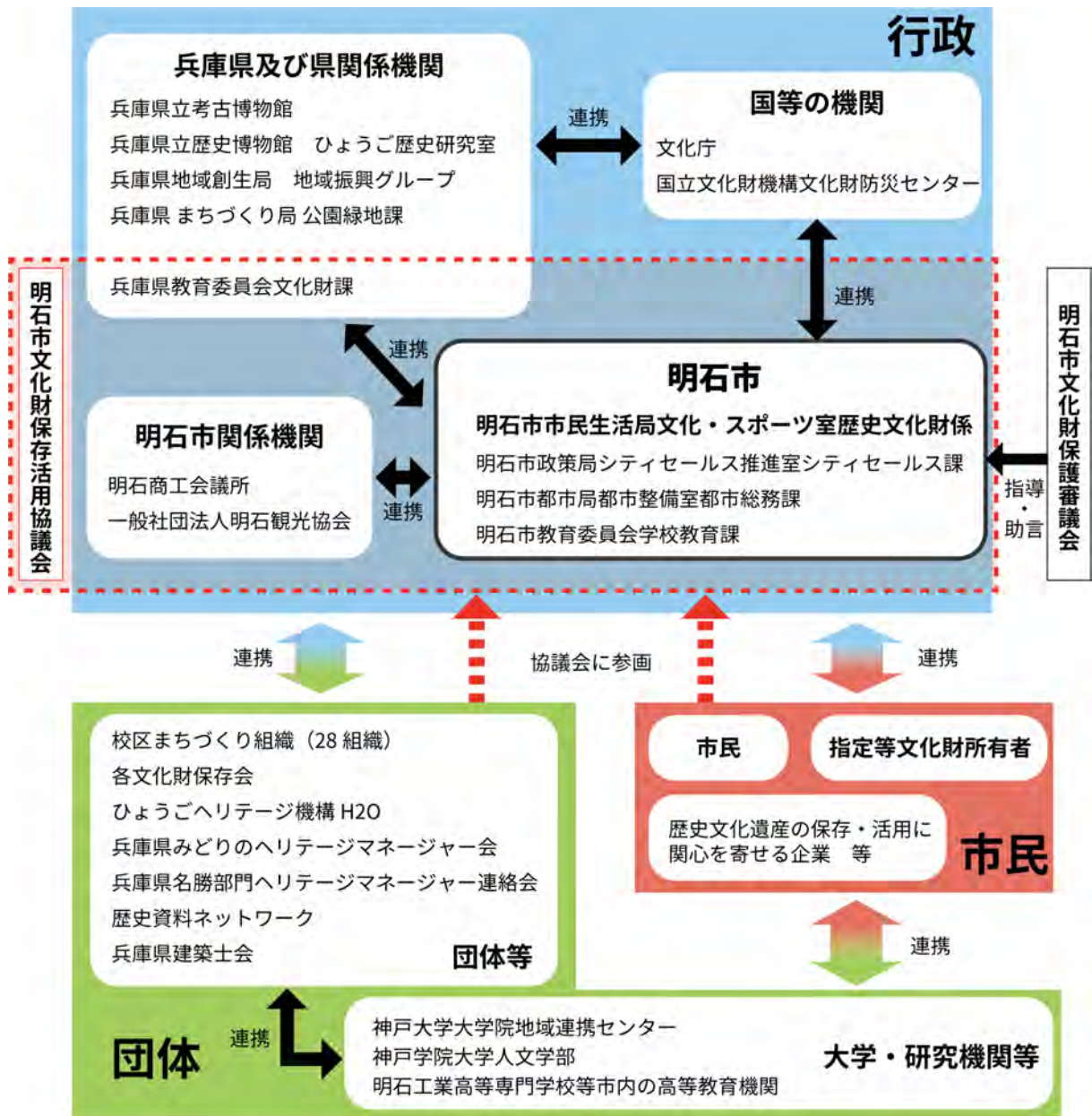


図8-1 歴史文化遺産の保存・活用推進に向けた体制